

令和6年度第2回日光市総合教育会議次第

日 時：令和6年11月14日（木）午後1時00分～

場 所：本庁舎4階 委員会室

1 開会

2 市長あいさつ

3 会議の運営事項について

4 議事録署名人の選任について

5 協議事項

(1) 令和7年度教育関連事業の概要について

資料1

所管課：教育委員会事務局 各所管課

6 報告事項

(1) 日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）原案に係る パブリックコメント等の結果について

資料2

所管課：財務部 資産経営課

(2) 学校施設に係る民間提案制度の見直しについて

資料3

所管課：財務部 資産経営課

(3) 児童虐待の現状等について

資料4

所管課：健康福祉部 子ども家庭支援課

7 その他

(1) 若者の負担軽減と少子高齢化対策（定住施策）を目的とした 返還を要しない形の奨学金の必要性について

資料5

所管課：教育委員会事務局 学校教育課

8 閉会

令和6年度第2回総合教育会議出席者名簿

令和6年11月14日(木)
委員会室

構成員

機関	役職	氏名	備考
市長部局	市長	粉 川 昭 一	
教育委員会	教育長	関 孝 和	
	教育委員（職務代理者）	手 塚 美智雄	
	教育委員	池 田 由美子	
	教育委員	速 水 茂 希	
	教育委員	岸 野 紗生里	

協議事項(1) 令和7年度教育関連事業の概要について

所属	役職	氏名	備考
教育委員会	教育次長	松本 孝	
教育委員会	参事兼学校教育課長	伊藤 真由美	
学校教育課	課長補佐	斎藤 朋子	
学校教育課	課長補佐	飯島 健徳	
生涯学習課	課長	斎藤 良介	
文化財課	課長	登坂 和博	
スポーツ振興課	係長	渡邊 学	
スポーツ振興課	課長補佐	手塚 智芳	
中央公民館	館長	河合 誠一	

報告事項(1) 日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）原案に係るパブリックコメント等の結果について

報告事項(2) 学校施設に係る民間提案制度の見直しについて

所属	役職	氏名	備考
財務部	部長	鈴木 和仁	
資産経営課	課長	金子 憲一	
資産経営課	課長補佐	高野 充博	

報告事項(3) 児童虐待の現状等について

所属	役職	氏名	備考
健康福祉部長	部長	斎藤 雅裕	
子ども家庭支援課	課長	小曾戸 英樹	
子ども家庭支援課	主幹	手塚 良子	

その他(1) 「若者の負担軽減と少子高齢化対策（定住施策）を目的とした返還を要しない形の奨学金の必要性について

所属	役職	氏名	備考
教育委員会	教育次長	松本 孝	
教育委員会	参事兼学校教育課長	伊藤 真由美	
学校教育課	課長補佐	斎藤 朋子	

教育委員会事務局

所属	役職	氏名	備考
教育委員会	教育次長	松本 孝	
教育委員会	参事兼学校教育課長	伊藤 真由美	
学校教育課	課長補佐	斎藤 朋子	
学校教育課	課長補佐	飯島 健徳	
生涯学習課	課長	斎藤 良介	
文化財課	課長	登坂 和博	
スポーツ振興課	係長	渡邊 学	
スポーツ振興課	課長補佐	手塚 智芳	
中央公民館	館長	河合 誠一	

事務局

所属	役職	氏名	備考
企画総務部	部長	小林 岳英	
総合政策課	課長	本間 佳夫	
総合政策課	係長	長田 善志	
総合政策課	副主幹	福田 史明	
総合政策課	副主幹	板垣 史恵	
総合政策課	主任	高村 莉奈	

令和7年度教育関連事業の概要について

資料 1

基本目標1

生涯にわたり主体的に学ぶ人づくり・学びの循環による地域づくり

人生100年時代における持続可能な社会づくりが求められています。また、生涯学習を通じて、地域づくりのために協働する意識の醸成が必要です。このため、地域・家庭・学校・公民館が各々の役割を明確にし、地域の担い手育成の取組を強化します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
地域担い手育成事業	○日光学まつり・生涯学習フェスタ開催事業（生涯学習課） 「ふるさと日光」について学んだことの発表や地域づくり、生きがいづくりで活躍する団体等の活動を紹介する。 ○日光学・わがまちきらり発見隊事業（生涯学習課） 日光市の自然や歴史、文化遺産を再発見することで日光市の興味関心を高める。 ○青少年体験活動事業（生涯学習課） 青少年が自然体験活動を通じ、将来の指導者としての実践的な力を養う。 ○人権講演会・人権教育指導者研修会開催事業（生涯学習課） ○国際理解推進事業（生涯学習課） 国際理解を深めるとともに、多様性の尊重を目的に講座を開催する。 ○文化協会支援事業（生涯学習課） ○ひかりの郷にっこう出前講座事業（中央公民館） 行政のほか、市民を講師に迎え、様々な分野について学習機会を提供し、市民の自発的な学習活動を支援する。 ○公民館教室・講座実施事業（中央公民館） 地域の特性やライフステージに応じた多様な学習機会を提供し、市民の自発的な学習活動を支援する。
地域学校連携推進事業	○地域・学校連携協働推進事業（生涯学習課） 地域、学校、家庭が連携協力しながら、地域ぐるみで子どもを育てる体制を整備する。 ○放課後子ども教室推進事業（生涯学習課） 放課後に子どもたちが安全安心に体験や学習ができる環境を整備する。 ○家庭教育学級開催事業（生涯学習課・中央公民館） 保護者が家庭教育に必要な知識や心構えを学ぶことを目的に、小学校等を単位として講座を実施する。
公民館整備等事業	○中央公民館移転事業（中央公民館） ○小来川公民館整備事業（中央公民館）

基本目標2

人や地域とつながり、活力ある未来を創造する児童生徒の育成

1人1台の学習用端末が整備された中、それを活用し、多様な子どもたち一人ひとりの能力、適性等に応じた学びの提供が求められています。また、これまで重点的に取り組み、成果があがっている英語教育も更に充実させる必要があります。このため、GIGAスクール構想に基づき整備したネットワーク等を活用し、全ての教科の確かな学力の育成につながる取組を強化します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
授業づくり推進事業	○授業づくり推進事業（学校教育課） 各学校で掲げる授業づくり推進プランの目標達成に向けた取組を支援する。 ○小中一貫教育推進事業（学校教育課） 教育の質の向上を目指し、同じ中学校区の小学校と中学校がグランドデザインを作成し、義務教育9年間を見通した連続性のある教育に取り組む。 ○学校教育支援事業（学校教育課） 児童生徒の個に応じたきめ細かな教育を行うために、指導助手等の配置や、教育支援センターにおける不登校児童生徒の相談支援、学習支援を行う。 ○小中学校の適正配置事業（学校教育課） 令和6年度中に策定予定の日光市学校施設マネジメント実行計画に基づき、小中学校の適正配置を推進する。
I C T活用推進事業	○ICT活用推進事業（学校教育課） オンライン教材の導入などにより、I C T活用を推進する。 ○学習系ネットワーク整備事業（学校教育課）
英語力向上事業	○早期英語教育事業（学校教育課） 幼稚園や保育園への英語指導助手派遣、英検助成、英検Jr.テスト実施、英語絵本配布を行う。

基本目標3

文化財の保存と有効活用の推進

日光市には、各地域に多くの文化財があり、これまで保存に重点が置かれていました。これからも、多様な文化財の保存を進めるとともに、これらを活かしたまちづくりにより、地域の活性化につなげることが重要です。このため、豊富な文化財を活用し、市内外に日光市の魅力を発信する取組を強化します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
文化財普及事業	○文化財見学会（文化財課） 各地域ごとに文化財専門調査委員などの解説で学習する見学会を実施する。 ○日光杉並木街道植樹400年記念事業（文化財課） 400年を記念し、杉並木の魅力や保護意識の啓発を図るため見学会等を実施する。 ○足尾銅山産業遺産普及啓発事業（文化財課） 産業遺産の普及に向けた見学会等を実施する。 ○世界遺産「日光の社寺」普及啓発事業（文化財課） 体験型のワークショップ開催など普及啓発事業に取り組む。 ○歴史民俗資料館デジタル化構築事業（文化財課） デジタル技術を活用した館内展示の充実、収蔵品の普及に向けての環境整備に取り組む。
文化財活用事業	○文化財保存活用地域計画策定事業（文化財課） 市の貴重な文化財の保存と活用に向けた地域計画の策定に取り組む。 ○資料館企画展等開催事業（文化財課） 日光杉並木街道植樹400年を記念したテーマ展、移動展、講座などを開催し、文化財の活用に取り組む。

基本目標4

スポーツを通じて育む豊かな暮らし

スポーツ活動は、健康増進や生きがいの醸成につながることから、全ての世代に求められています。また、各世代のニーズにあったスポーツの推進やスポーツに親しむ環境づくりが必要です。このため、だれもが、スポーツを楽しむことができるよう、様々な分野と連携した取組を強化します。

主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
ライフステージに応じたスポーツ活動推進事業	○ニュースポーツ普及事業（スポーツ振興課） 誰もが気軽に参加でき、運動機会の創出を図る事業として、ニュースポーツフェスティバルやボッチャ大会を開催する。 ○競技別市民スポーツ大会開催事業（スポーツ振興課） スポーツ協会各競技専門部に市民大会の開催を委託する事業で、20競技を予定。 ○学校体育施設開放事業（スポーツ振興課・中央公民館） ○スポーツ協会等支援事業（スポーツ振興課） スポーツ協会の運営補助のほか、NIKKO RUNや駅伝競走大会の開催費を補助する。
スポーツによる健康増進事業	○スポーツ・レクリエーション普及促進事業（スポーツ振興課） 街中ウォーキング事業などを開催し、健康増進につなげるための運動のきっかけづくりをする事業。ニュースポーツ普及事業と一部重複する。
競技スポーツの推進	○競技スポーツ支援事業（スポーツ振興課） 日光アイスバックスなど本市に拠点を置くスポーツチームによるスポ少・中学校部活動の技術指導を行う。 ○第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会開催費補助事業 令和8年1月に当市で開催される第75回全国高等学校スケート競技・アイスホッケー競技選手権大会の運営のため補助金を交付する。
特色あるスポーツの推進	○ホッケー普及事業（スポーツ振興課） 本市に拠点を置くスポーツチームと連携し、小学生対象のホッケー体験教室やスポ少・中学校部活動の巡回指導を実施する。 ○スケート普及事業（スポーツ振興課・中央公民館） 日光アイスバックスにスケート教室の開催を委託し、幼児から小学生までのスケート体験教室を開催するほか、スポ少・中学校部活動・明峰高校の指導を行う。また、中学生以下に市内スケート施設無料利用券を配付する。
スポーツ施設の整備	○社会体育施設運営事業（スポーツ振興課・中央公民館） ○社会体育施設整備事業（スポーツ振興課・中央公民館） 市内社会体育施設のトイレの洋式化を図ることとし、R7は落合運動公園及び丸山公園のトイレ改修工事を行う。

日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）原案に係るパブリックコメント等の結果について

1 パブリックコメント意見募集の実施状況

- (1) 意見の募集期間 令和6年7月5日（金）～令和6年8月5日（月）
 (2) 意見の提出状況 4名（4件）

2 パブリックコメントにおける意見の概要と市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	◇項目 49ページ 財政上の課題 ◇意見等 特に既存公共施設の課題として、公共施設マネジメント計画は、市の財政を無視しては考えることができない。 公共施設の活用状況や必要性等を十分考慮し、今後のあり方を検討してほしい。	本計画の評価対象施設については、利用実態・今後の人口動態及び更新費用等を見極め、個別施設の方向性を検討してまいります。 《原案修正 無》
2	◇項目 83ページ 重点取組5：ポテンシャル調査 ◇意見等 ポテンシャル調査を行うにあたって、廃校など規模の大きな施設に関しては、1施設を複数の事業者が活用するケースも考慮すると良い。 学校には、校舎、プール、体育館、運動場と性質の異なる施設がある。校舎の活用とは違うモノづくりなどでの活用の可能性が出てくる。 また、施設だけではなく、廃校の机や椅子などの什器類を販売するなど、廃棄にならない活用をするのも良い。	市有施設ポテンシャル調査の中で、複数事業者による利活用の可能性を含め、民間事業者のニーズを把握してまいります。 また、廃止した施設の物品・設備については、他の公共施設で再利用や地元自治会への提供を前提としております。こうした手続きを経たうえで、売却についても検討してまいります。 《原案修正 無》

No.	ご意見の概要	市の考え方
3	◇項目 83 ページ 重点取組5：ポテンシャル調査 ◇意見等 学校跡地の活用については、各自治会、市だけではなく、外部産業の資本を前向きに受け入れてはどうか。また、先進事例を見学するのも良い。	学校跡地に限らず、公共施設の利活用については、外部産業の資本の受け入れは重要と捉えています。このため、市有施設ポテンシャル調査を本計画の重点取組として位置づけし、積極的な民間活力の導入を図ってまいります。 《原案修正 無》
4	◇項目 83 ページ 重点取組5：ポテンシャル調査 ◇意見等 市有施設ポテンシャル調査を実施する廃校利活用の観点から抽出した学校施設については、仮に地域活性化の拠点となる受け皿が決まらなかった場合の対応として、改正した地方自治法に新たに規定された「指定地域共同活動団体」制度を創設し、地元が中心となって地域活性化が図られるようにしてほしい。 【指定地域共同活動団体制度】 地域の多様な主体が市との連携を効果的かつ効果的に行うために創設された制度で、公共施設の貸付や事務委託を行いやすくする特例。「指定地域共同活動団体」は、条例に基づき市が指定する。	学校施設は地域の賑わいの中心となる施設であり、廃校となった場合においても地域活性化の拠点として、その有効活用が重要であると捉えています。 仮に民間提案制度において受け皿が決まらず、民間活力の導入が困難となった場合につきましては、ご提案のあった「指定地域共同活動団体制度」も含め、地域活性化を図るための施策を検討してまいります。 《原案修正 無》

3 原案に対する市民検討会議等の結果及びその他訂正について

第2期実行計画について、下記のとおり市議会、市民検討会議等において原案を説明した。この中で、計画内容について質疑応答を行い、概ね了承をいただいたことから原案の修正は無いものとした。

その他、文章の表現等に関する指摘及び原案の精査による訂正を資料1－2のとおり行った。

開催日	会議等
令和6年5月13日	日光市議会議員全員協議会
6月17日	令和6年度第1回日光市総合教育会議
6月28日	第16回日光市公共施設適正化推進市民委員会

日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）原案 訂正箇所一覧

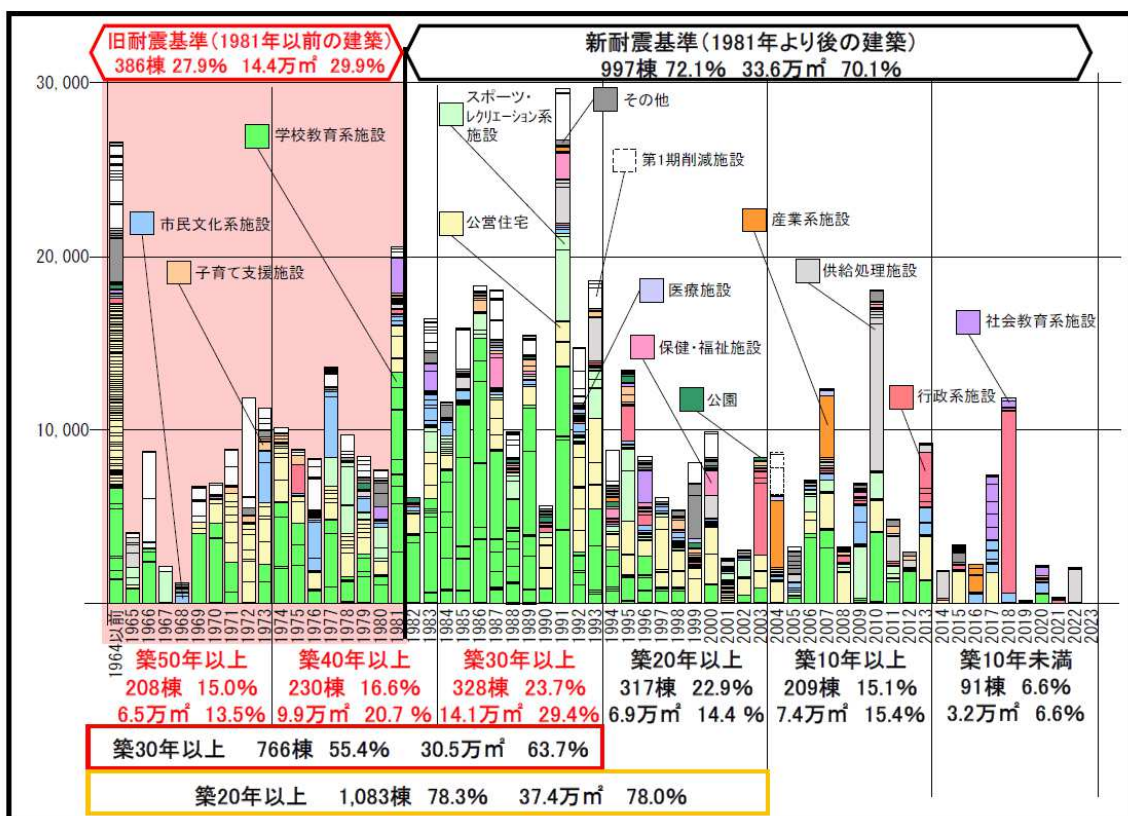
箇所	内容	対応
3 ページ 歳入状況 2 行目	400 億円代台中盤で (総合教育会議)	400 億円台中盤で ※「代」を削除
1 1 ページ 図表 1-13 「(第2期)の策定」 の右側矢印内	取り組みの計画・実行 (総合教育会議)	取組の計画・実行 ※送り仮名削除
1 3 ページ 5. 対象施設 3 段落 1 行目	廃止と判断した 7 施設	廃止と判断した 6 施設 ※数字の訂正
1 3 ページ 5. 対象施設 3 段落 2 行目	農山村生活体験の家	※削除
1 5 ページ (1) 施設保有面積 の推移と削減目標 1 段落 2 行目	639 施設	663 施設 ※数字の訂正
1 5 ページ (1) 施設保有面積 の推移と削減目標 2 段落	560 施設 479,645 ㎡	554 施設 486,007 ㎡ ※数字の訂正
1 5 ページ 図表 2 - 1	1 人当たりの保有面積 6.08 ㎡	1 人当たりの保有面積 6.5 ㎡ ※数字の訂正
1 5 ページ ●平成 27 (2015) 年 度 (改訂前計画策定 時)	27% (15.6 万㎡) の削減目標	27% (14.5 万㎡) の削減目標 ※数字の訂正
1 6 ページ ●現在:令和 4(2022) 年度末 (R5.3.31 時 点)	・ 560 施設、48.0 万㎡、1 人当たりの 保有面積 6.2 ㎡ ・ (2015) より▲5.7 万㎡ (▲11%) ・ (2020) より▲9.6 万㎡ (▲17%)	・ 554 施設、48.6 万㎡、1 人当たりの 保有面積 6.5 ㎡ ・ (2015) より▲5.0 万㎡ (▲9%) ・ (2020) より▲9.0 万㎡ (▲16%) ※数字の訂正

	内容	対応
16ページ 図表2-2	(上記再計 に い修正)	外(.)のとおり修正
37ページ 図表2-8 トル	スト の	更新 スト の 「 」を「更新」に修正
49ページ 市 部 ・教育委員会の組織的な体制の 2 2行目	学校施設についての (総合教育会議)	学校施設についての 「に」を 入
65ページ (2) 公共施設マネジメント計画実行計画(第2期)評価対象施設 方向性および今後1 年の スト 6行目	スト	更新 スト 「 」を「更新」に修正
65ページ 図表4-2 トル	費	更新費 「 」を「更新」に修正
65～72ページ 図表4-2		更新費 項目名 : 「 」を「更新」に修正
66ページ 図表4-2 ン ー 「 公 」 (大)		数 の訂正
66ページ 図表4-2 ン ー 「 公 」 ()		数 の訂正

	内容	対応
66ページ 図表4-2 上 共同 場 「開運の 」 実態・課題の 下から2行目	指定 者は、 施設の運 について 極的な意向。 (総合教育会議)	指定 団体の 化により、人員 が難しい状況であることなど課題 が多い。 表現の訂正
66ページ 図表4-2 上 共同 場 「開運の 」 方向性の 4行目	ただし、現 の指定 者は運 に 極的であり、設備改修等に多 の 費用を要することから、施設廃止及 び民間活力の導入を前提に協議を進 める。 (総合教育会議)	ただし、設備改修等に多 の費用を要 することから、施設廃止及び民間活力 の導入を前提に協議を進める。 表現の訂正
66ページ 図表4-2 上 共同 場 「開運の 」 (大)		数 の訂正
66ページ 図表4-2 上 共同 場 「開運の 」 ()		数 の訂正
67ページ 図表4-2 運動公 (体育 館) 実態・課題の 【施設の状況】	上	「 上」を「 」に修正
72ページ 図表4-2 (大) 合計		数 の訂正
72ページ 図表4-2 () 合計		数 の訂正

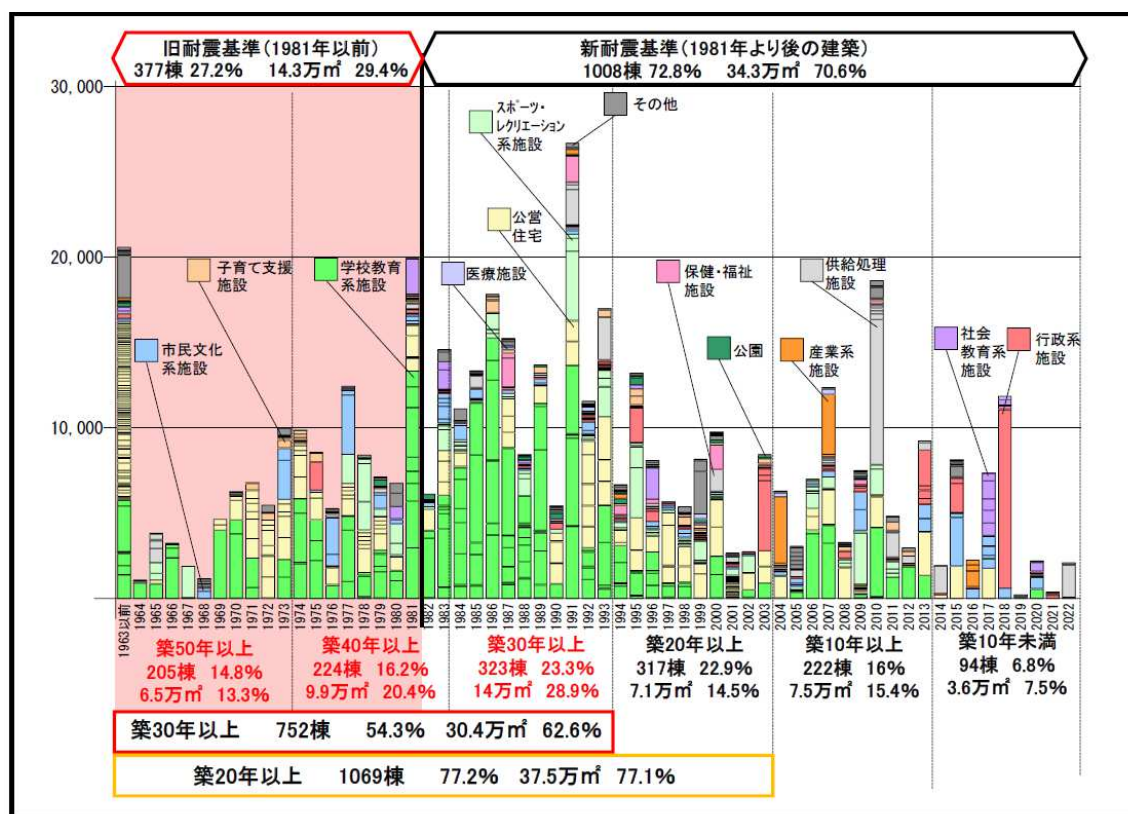
箇所	内容	対応
74ページ 図表4-3 放課後児童クラブ	こどもオアシス館いのくら（いのくら 児童クラブ第1）	こどもオアシス館いのくら（めろでい ークラブ） ※施設名称訂正
74ページ 図表4-3 放課後児童クラブ	こどもオアシス館いのくら分館（いの くら児童クラブ第2）	こどもオアシス館いのくら分館（はー もにいークラブ） ※施設名称訂正

(正)



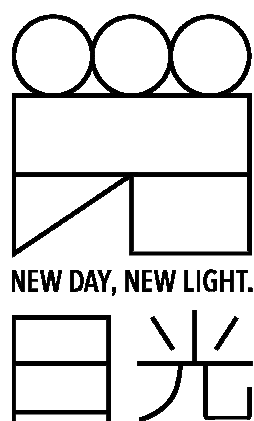
図表 2-2 築年別整備状況 (令和4年度末時点)

(正)



図表 2-2 築年別整備状況 (令和4年度末時点)

日光市公共施設マネジメント計画 実行計画（第 2 期）



令和 6 年 9 月
日光市

日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）

目次

第1章 公共施設マネジメント計画における実行計画の位置付け等

1. 公共施設マネジメントの取組	1
2. 改訂版計画（令和4年3月改訂）の概要	2
3. 実行計画策定の趣旨と位置付け	11
4. 計画期間等	12
5. 対象施設	13
6. 個別事業の実施体制	14

第2章 第1期実行計画の検証

1. 第1期実行計画の達成状況	15
2. 取組の効果と財政状況の変化	37
3. 施設単位での効果検証	39
4. 第2期策定にあたって考慮すべき事項	49

第3章 日光市の現状

1. 地域特性	50
2. 地域別の施設再編の方向性	59

第4章 第2期実行計画の取組

1. 第2期実行計画の概要	61
2. 実行計画実現のための基本方針（具体的な対応策検討に向けて）	61
3. 個別施設の施設評価	62
4. 第2期実行計画における効果（面積、コスト、エネルギー）	76
5. さらなる対応の検討	80

第5章 重点的に進める取組

《重点取組1：小学校の統廃合に伴うコミュニティ施設の活用》	81
《重点取組2：学校施設の統合によるコミュニティ施設としての拠点化》	81
《重点取組3：老朽化が進む運動公園体育館機能の学校施設との共用化》	82
《重点取組4：地域・地区公民館の住民交流拠点施設化》	82
《重点取組5：ポテンシャル調査》	83

第6章 計画推進のための体制

1. 庁内体制と部局横断的な検討体制の確立	84
2. 施設の適正管理のための取組強化	84
3. 公共施設マネジメントを進めるためのPDCAサイクルの確立	85

第1章 公共施設マネジメント計画における実行計画の位置付け等

1. 公共施設マネジメントの取組

平成 18（2006）年に2市2町1村の合併により誕生した日光市（以下「本市」という）では、合併を行財政改革の最大の機会と捉え、積極的な改革に取り組んできました。

一方で、合併前の旧市町村において昭和 40 年代以降社会環境の変化、市民ニーズの多様化などに応える形で様々な公共施設を整備してきましたが、その多くは、経年による施設の老朽化や設備の機能低下などに伴い、本格的な大規模改修や建替えが集中する時期を迎えています。

同時に、本市では合併以降も人口減少と少子高齢化が進行しており、大きな地域経済の発展が見込み難い状況において、公共施設を現在の姿のまま維持することは市政経営にとって大きな負担となり、ひいては真に必要な行政サービスまで影響を及ぼしかねないことが予測されます。さらに、上記の人口動態の変化や地域社会の変化等に対応して、公共施設における行政サービスに対するニーズが今後も変化していくことが想定されます。

このため、安定した行政サービスを維持・提供するには、公共施設の総量圧縮、予防保全の推進、機能移転等を前提とした全体方針や改善策を取りまとめ、実行する必要があります。

これらのことから、本市の市勢や国の流れも踏まえ、「公共施設等総合管理計画」を兼ねる計画として、平成 27（2015）年8月に「日光市公共施設マネジメント計画」を策定しました。その後、平成 28 年には、この計画で示した基本的な考え方や改善の方向性に基づき、効率的で効果的な公共施設の適正化を実現していくための具体的行動内容をまとめた、「日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第1期）」（以下「第1期実行計画」という）を策定し、公共施設適正化の推進を図ってきました。

実行計画は、10 年毎に見直しを行うこととしているため、この度、「第1期実行計画」の達成状況、効果及び課題を受け、公共施設マネジメント計画で示す基本的な考え方や方向性に基づき、個別施設の施設評価を見直した「日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）」（以下「本計画」という）を策定したところです。

なお、インフラ施設については、今後老朽化等により、維持・更新費用が必要となりますが、適正化を図る公共施設と性質が異なることから、本計画においては、インフラ施設の個別具体的な対応については取り上げず、インフラ施設ごとの個別計画等において示すものとします。

また、学校施設については、本計画において具体的に取り組む事業の方向性のみを示すこととします。学校施設における具体的な取組みは、児童生徒数の将来推計をもとに統廃合の検討、余裕スペースの有効活用を目指し、令和6（2024）年度以降に個別計画として策定するものとします。

2. 日光市公共施設マネジメント計画（令和4年3月改訂）の概要

本市は、令和4（2022）年3月に「日光市公共施設マネジメント計画」を改訂し（以下「改訂版計画」という）、本計画は、「改訂版計画」の基本的考え方や改善の方策に基づくものであることから、改めてその概要を以下のとおり整理します。

（1）公共施設を取り巻く課題とまとめ

①将来人口の見通し【※改訂版計画時より時点変更あり】

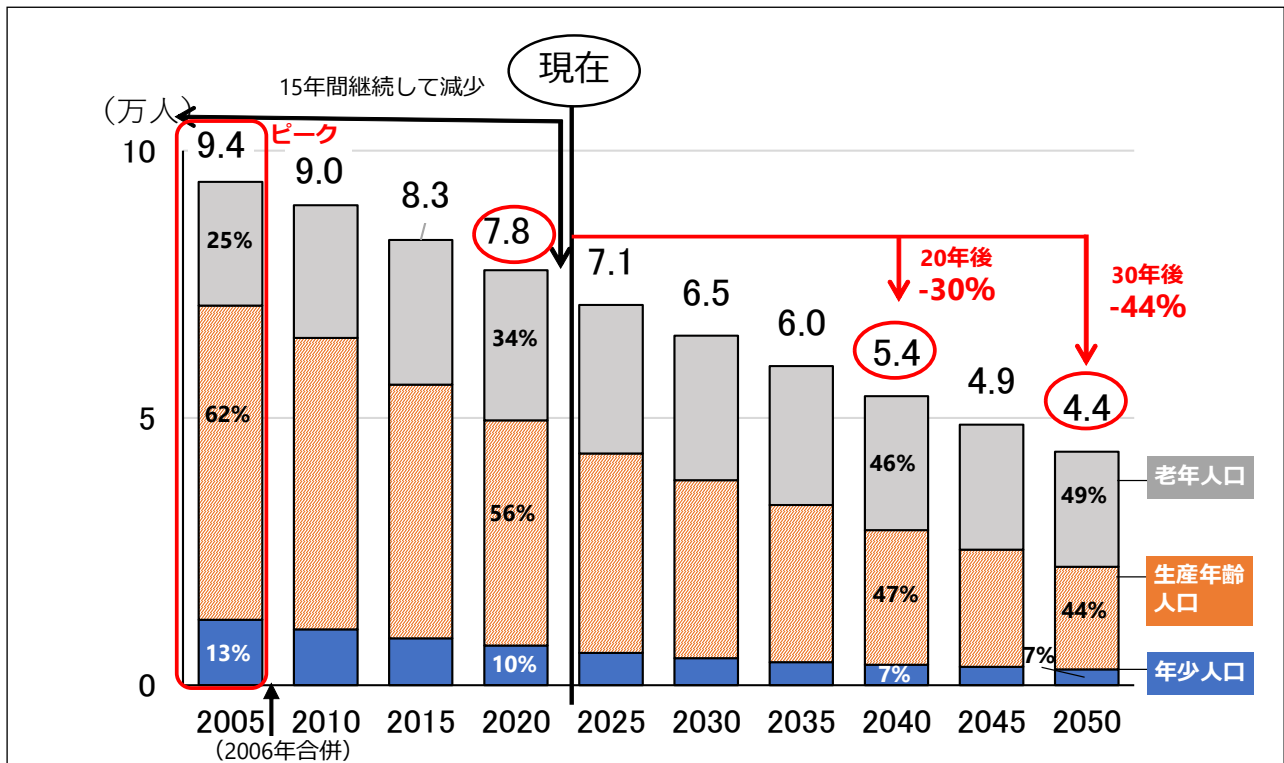
本市の人口は既に減少傾向にあります。令和2（2020）年からの30年間では約44%減と推計され、これまでに経験したことのない速さで減少することが予想されています。

令和37（2050）年には高齢者人口の割合が49%に上昇します。（市内人口の約2人に1人が高齢者となる。）

生産年齢人口は現在の約45%にあたる19,000人程度に減少し、構成割合も54%から44%へ低下します。

年少人口は現在の8割弱の3,000人程度に激減し、構成割合も10%から7%へ低下します。

図表 1-1 将来人口の見通し（過去15年及び今後25年間の人口動向）



※出典：2005～2020 国勢調査

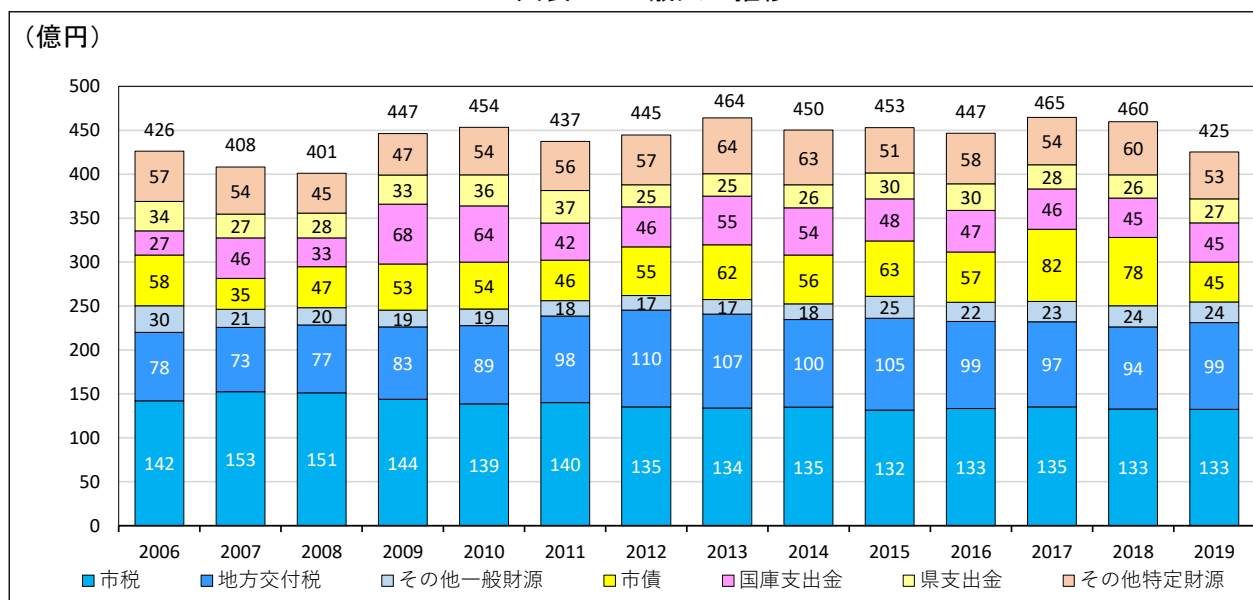
2025以降 国立社会保障・人口問題研究所（2023年12月22日公表資料）

② 財政状況

歳入状況

平成 18（2006）年度の合併時から令和元（2019）年度までの本市の歳入状況は、400 億円台中盤で推移してきました。最も大きな割合を占めているのは市税で、過去 10 年間はおよそ 130～140 億円の間で推移してきましたが、減少傾向にあります。

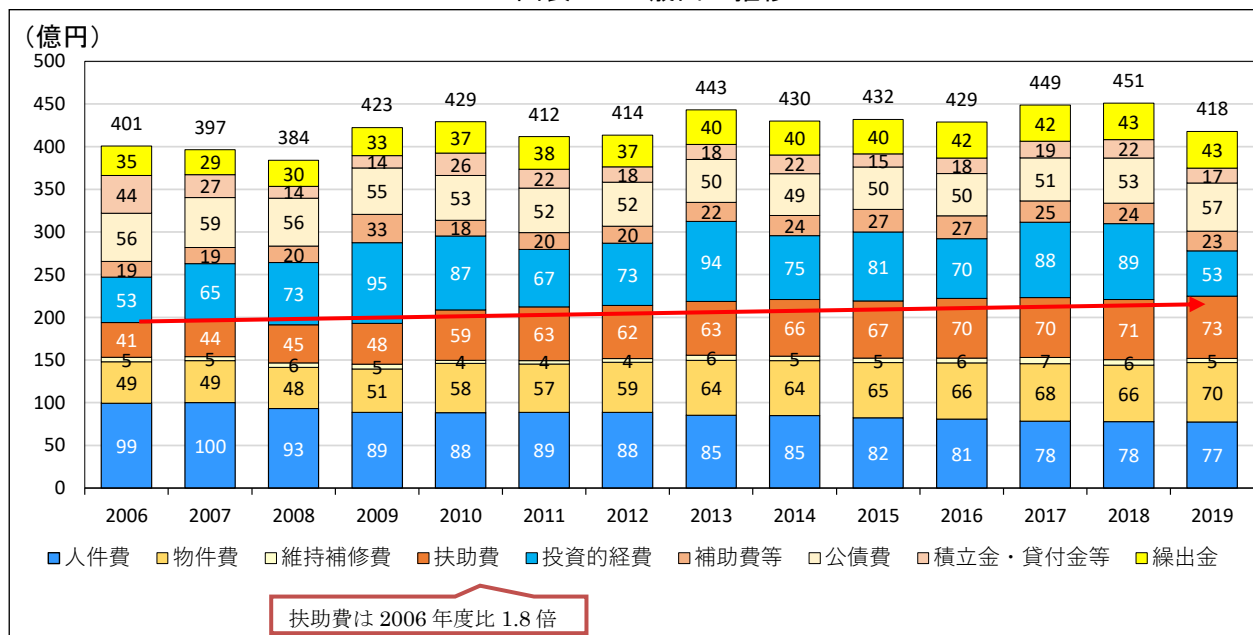
図表 1-2 歳入の推移



歳出状況

平成 18（2006）年度からの歳出状況では、最も縮減を図ってきたのは人件費で、14 年間で 2 割以上の削減を図りました。一方で、高齢者人口の増加によって扶助費が大幅に増加してきました。投資的経費は、平成 24（2012）年から平成 30（2018）年にかけては年間 70 億円以上を支出していましたが、歳入全体の縮小に伴い歳出の抑制が必要となるため、今後は投資的経費の大幅な削減も避けられない状況です。

図表 1-3 歳出の推移

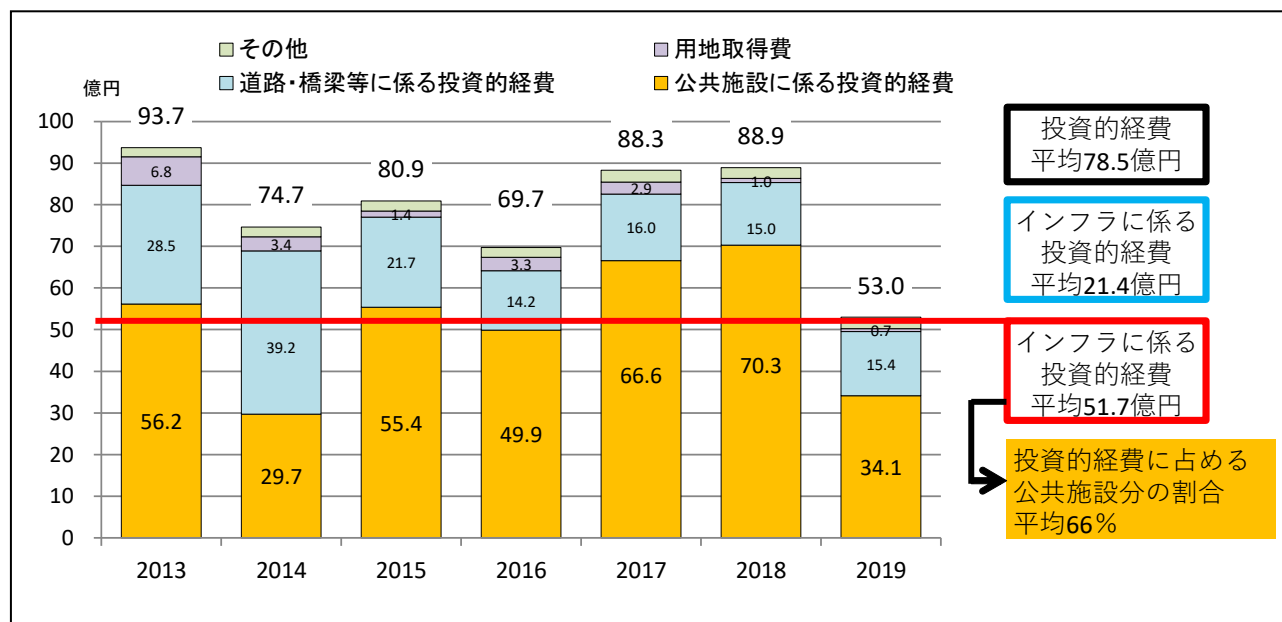


投資的経費の推移

平成 25（2013）年度から令和元（2019）年度にかけての、過去7年間の投資的経費の推移は、年平均 78.5 億円で推移しました。このうち、道路・橋梁等のインフラに係る投資的経費は年平均 21.4 億円、公共施設に係る投資的経費は年平均 51.7 億円となりました。

なお、この期間は市役所本庁舎及び日光・藤原・足尾・栗山の各庁舎の建設費が含まれていたため、改訂前計画と比較しても公共施設への投資割合が高くなりました。

図表 1-4 投資的経費推移



今後の財政見込み

本市が令和3（2021）年 10 月に公表した、新型コロナウイルス感染症による影響や、令和2（2020）年度までの決算状況をもとに見直した「日光市長期財政の収支見直し（改訂）」における今後の長期財政見込みでは、歳出規模は令和 12（2030）年度まで、5%程度減少し、420 億円から 405 億円程度で推移する見込みです。

なお、大規模事業を除く見通しとして、令和 12（2030）年度までの年間の普通建設事業費を、経常的に必要とされる事業費の約 30 億円としています。令和4（2022）年度から令和 12（2030）年度までの9年間の公共施設マネジメントに係る費用として、126.0 億円（年間 14.0 億円）が追加で見込まれています。大規模事業の財源は、101.4 億円を地方債で見込んでおり、毎年 11.3 億円の地方債を借り入れることとなります。

図表 1-5 令和4年度以降に実施が予定される大規模事業（公共施設マネジメント関連分）

(単位: 百万円)

経費別区分	令和4年度から令和12年度までに見込まれる事業費及び財源内訳					
	事業費	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財政
公共施設マネジメント	12,604	531	90	10,141	0	1,842
(1年度当たりの平均金額)	(1,401)	(59)	(10)	(1,127)	0	(205)
うち、公共施設等の長寿命化事業	5,559	275	0	4,841	0	443
うち、公共施設等の廃止及び解体事業	900	0	0	540	0	360
うち、公共施設等の新規整備及び更新事業	6,145	256	90	4,760	0	1,039

出典：日光市長期財政の収支見直し（改訂）（令和3年10月版）

《公共施設の保有量と市債の状況》

これまで、多額な費用を要する公共施設の整備に当たっては、合併特例債など本市の実質的な負担の少ない有利な地方債を積極的に活用してきました。そのため、市債の残高は、県内他市に比べて非常に大きく、実質的な負債の返済額の大きさを指標化し資金繰りの危険度を示す実質公債比率は、7.3%となっており、県内他市平均の5.5%に比べて高い比率となっています。

今後は、新たな公共施設の整備の必要性を見極めながら、新規整備にあたっては全体保有量を増やさないよう公共施設を最適化することによって次世代への負担の先送りをしないようにする必要があります。

③ 本市が保有する建物の状況

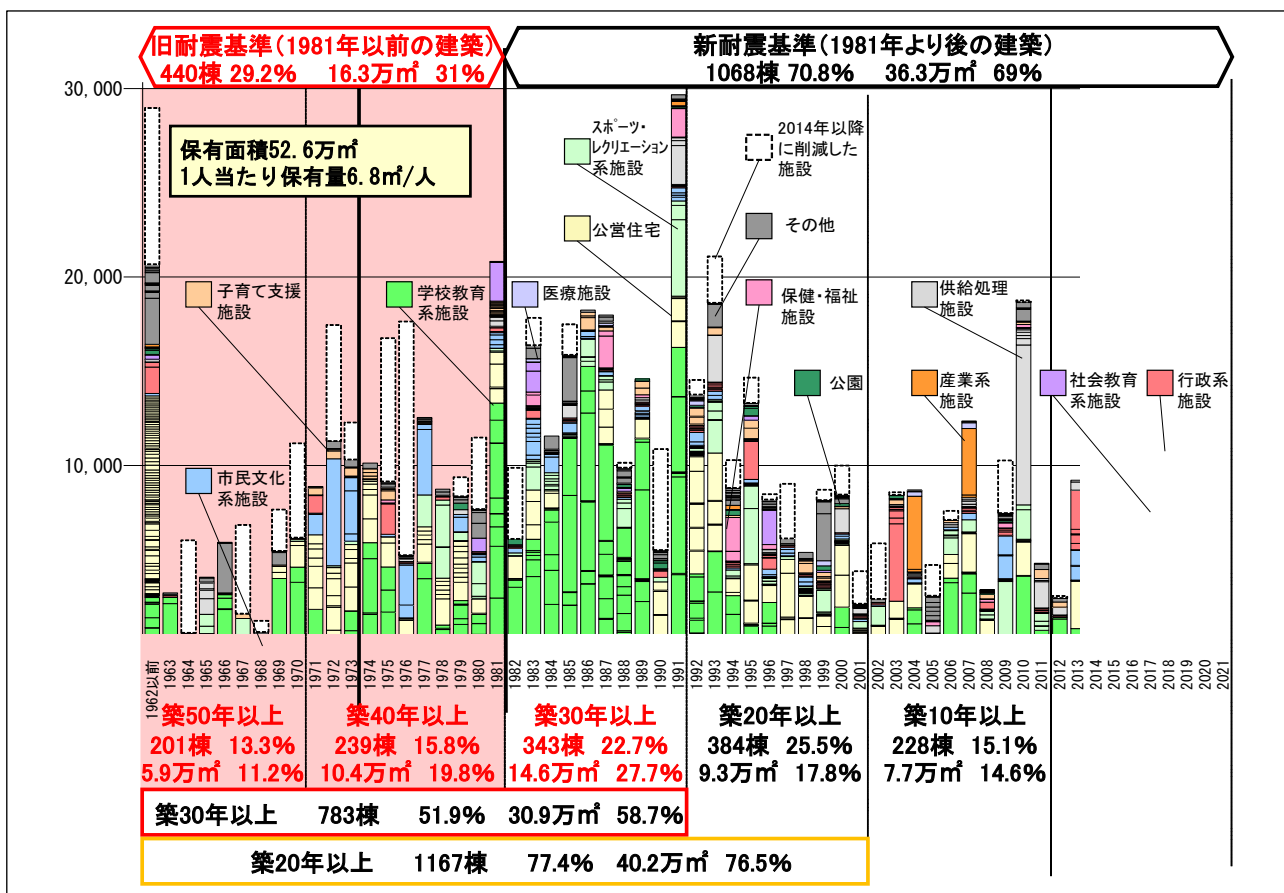
《建物保有状況・築年別整備状況》

本市が保有する公共施設の延床面積は約 52.6万㎡で、これは市民1人当たりの施設の保有面積に換算すると平均 6.8㎡/人であり、全国平均 3.67㎡/人の約 1.9 倍と多い保有面積となっています。

築年別の整備状況をみると、施設全体の約 65%が昭和 44（1969）年から平成 7（1995）年までの間に整備されていますが、近年も年平均で 0.7 万㎡程度の建設が続いています。

令和 2（2020）年末現在、築 30 年以上経過している施設の割合は全体の約 58.7%ですが、今後 10 年間に約 76.5%にまで達し、急速に建物の老朽化が進行することになります。

図表 1-6 建物保有状況



④ 公共施設等の維持更新に係るコスト試算

《公共施設とインフラの維持更新コストの試算の合算》

改訂版計画では、今後普通建設事業費として使える財政額を、大規模事業を除き 30.0 億円/年として設定しています。また、本市では、今後財政調整基金等各基金の取り崩しが進むことから、支出額として多くの金額を見込むことはできないとされています。このため、今後 40 年間の財政制約ラインについては、普通建設事業費として年間 30.0 億円に、維持補修費として年間 5.0 億円を加算した 35.0 億円として改訂しました。

また、改訂版計画では、本市が保有する主なインフラ資産の維持更新等に係るコストを、総務省資産ソフトにより算出しています。この結果、本市のインフラ資産（道路、橋りょう、公園、上水道、下水道）の状況は図表 1-7、試算に用いた条件及び試算結果は図表 1-8 の通りです。インフラ資産も公共施設と同様、今後老朽化等により、維持・更新費用が必要となります。

図表 1-7 本市のインフラ資産保有状況（改訂版計画策定時点）

	保有状況		保有状況
道路	・一般道路 7,028,737 m ² (2021 年度) ・自転車歩行者道 21,977 m ² (2021 年度)	上水道	総延長 1,015,520m(2021 年度)
橋りょう	・橋りょう 618 本(2021 年度) ・橋りょう面積 54,221 m ² (2021 年度)	下水道	総延長 437,257m(2021 年度)
公園	・60 公園		

図表 1-8 総務省ソフトによる条件及び試算結果

1) 道路：全整備面積を 15 年で割った面積の舗装部分を毎年度更新していくと仮定

40 年間総額 882.5 億円 年平均 22.1 億円

2) 橋及び橋りょう（歩道橋等）：整備した年度から法定耐用年数 60 年を経過した年度に更新すると仮定

40 年間総額 172.3 億円 年平均 4.3 億円

3) 公園：公園の整備コストについては、長寿命対策を行わない場合でのライフサイクルコスト算出
平成 23（2011）年策定の計画に対して、施設数増加の 5%を加えた数字を算出。

令和 13（2031）年以降については、検討対象期間である平成 23（2011）年～令和 12（2030）年の平均値に 5%を加える（※公園施設長寿命化計画より）

40 年間総額 34.9 億円 年平均 0.9 億円

4) 上水道：上水道管は、整備した年度から法定耐用年数 40 年を経過した年度に更新すると仮定

1966-1981 年の敷設分については、積み残しとして 15 年に分割の上試算に加える

40 年間総額 996.2 億円 年平均 24.9 億円

5) 下水道：下水道管は、整備した年度から法定耐用年数 50 年を経過した年度に更新すると仮定

1971 年までの敷設分については、積み残しとして 15 年に分割の上試算に加える

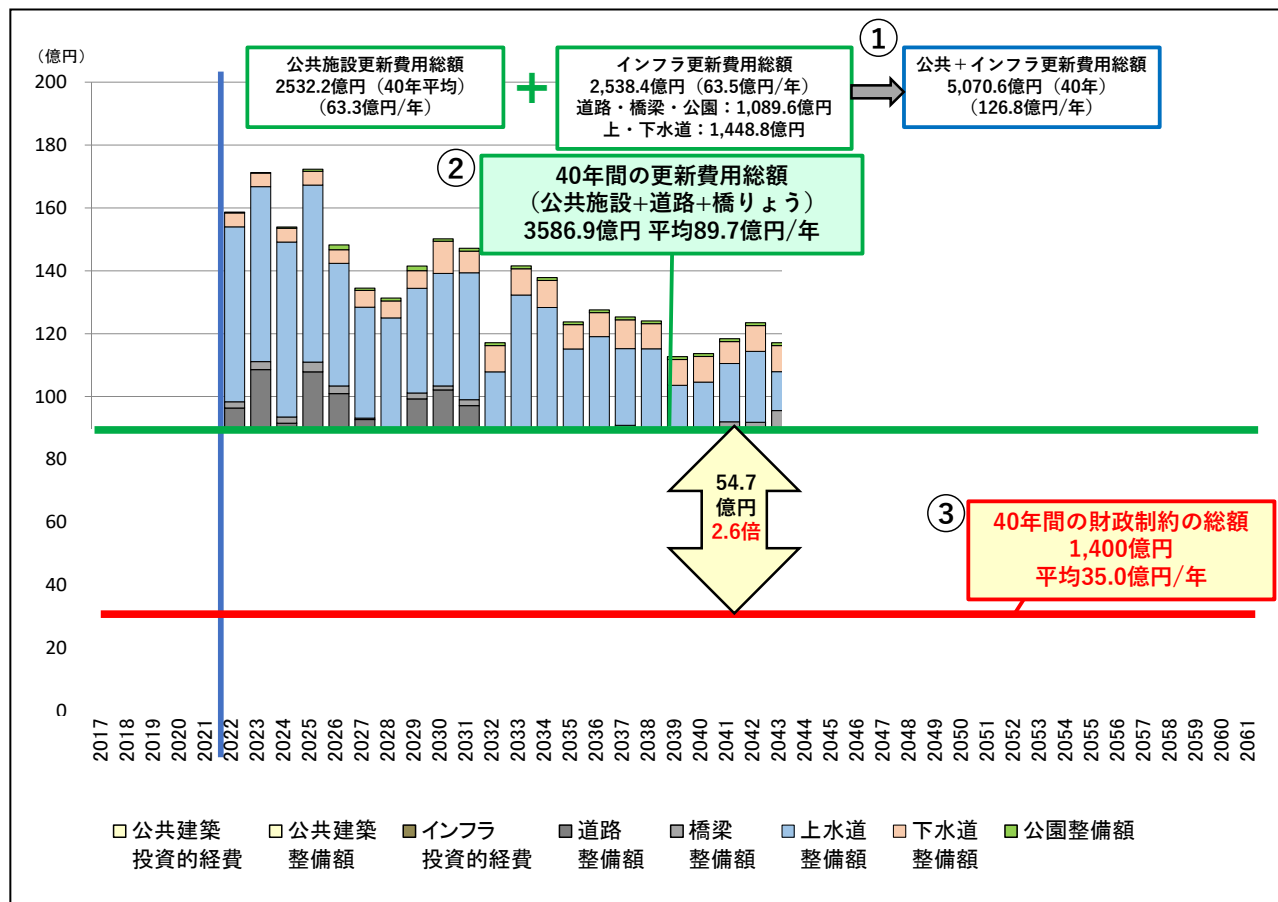
40 年間総額 452.6 億円 年平均 11.3 億円

※総務省試算ソフトにおける、インフラ資産の試算条件は、道路舗装は国土交通白書の舗装耐用年数、橋りょう、上水道、下水道（管路）は、法定耐用年数で使用。また、各更新単価は、国の調査等に基づく平均的な単価を設定。

改訂版計画において、公共施設とインフラ（道路・橋りょう、上・下水道、公園）を合わせて今後の維持更新費用を試算し、今後40年間の維持更新にかかる総額は5,070.6億円（126.8億円/年 図表1-9中①）になるとされています。

また、公共施設とインフラ（道路・橋りょう）の40年間総額は3,586.9億円（89.7億円/年 図表1-9中②）となり、普通建設費の40年間の投資的経費総額の1,400億円（35.0億円/年 図表1-9中③）と比較すると2.6倍（54.7億円/年）と大きく乖離しています。そのため、公共施設とインフラ（道路・橋りょう）との投資的経費の配分の検討も必要となることから、公共施設の建替え・改修に使える財源はさらに厳しいものとなります。

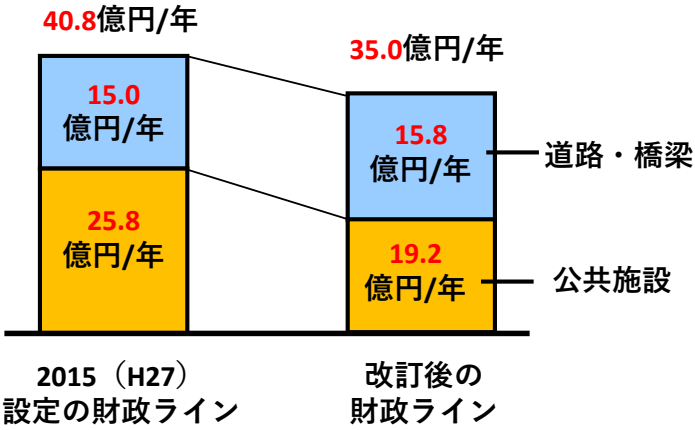
図表1-9 今後40年間の維持更新コスト（公共施設とインフラの合計）



投資的経費の中には公共施設（ハコモノ）以外に、インフラ（※道路・橋りょう）の維持、更新費用も含まれていることから、改訂版計画において今後40年間で使えると想定した1,400億円の投資的経費より、35.0億円/年が今後使える維持更新額となります。この枠の中で、公共施設と道路・橋りょうに係る経費に按分する必要があります。

公共施設は、統廃合等により量を減らせますが、道路・橋りょうは、廃止により量を減らすことは難しく、安全性確保のためには必要な費用をかけていかなければならないことから、道路・橋りょうの更新費用（道路補修、橋りょうの架け替え）について、近年の実績（2015年～2018年実績、14.2～16.0億円/年）と今後必要となる改修費等を考慮のうえ、年額15.8億円と設定しています。この結果、35.0億円/年より15.8億円/年を差し引いた残りの19.2億円/年が公共施設の建替えや改修に使える経費となります。

図表 1-10 今後の財政制約ライン



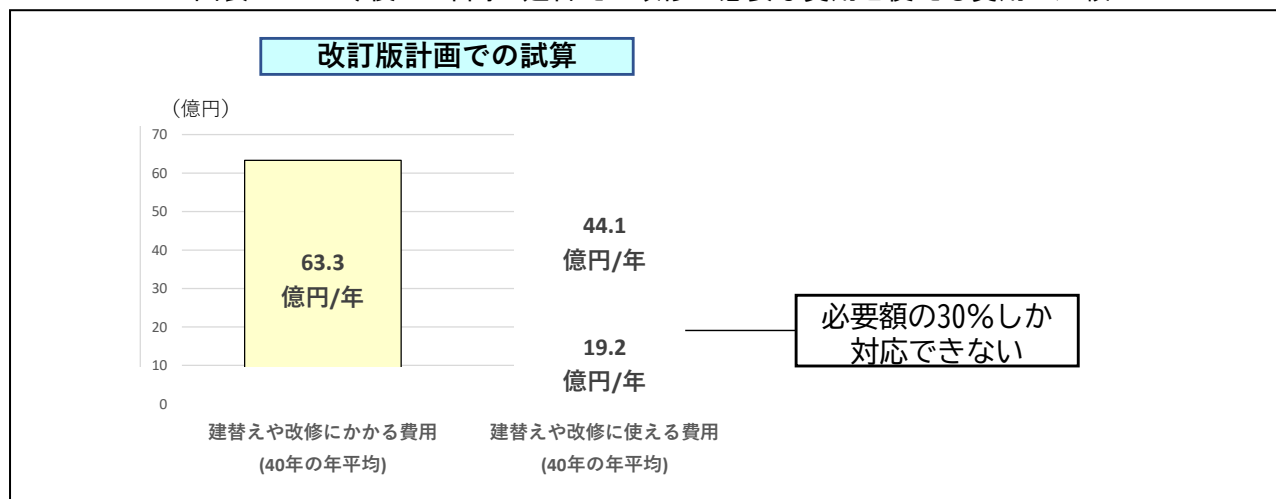
（２）公共施設マネジメントの必要性

《財政的な制約からの観点》

現状の公共施設を維持した場合、公共施設の建替え・改修に対して、今後 40 年間で年平均 63.3 億円の費用が必要ですが、本市の将来の財政状況の試算では、公共施設の建替え・改修に使える費用は年平均 19.2 億円であり、1 年当たり 44.1 億円の費用が不足します。

費用不足から、建替え・改修できない施設を放置すれば、施設を利用する市民の生命を危険にさらしかねません。また、真に必要な施設の建替え・改修にまで影響をおよぼすことになります。

図表 1-11 今後 40 年間で建替え・改修に必要な費用と使える費用の比較



《将来人口の観点》

現状、本市における市民 1 人当たりの施設保有量は 6.8 m²であり、全国平均（3.67 m²）の約 1.9 倍となっています。また、今後の急速な人口減少予測より建替え・改修に必要な費用に係る、市民 1 人当たりの負担額も大きく増加します。

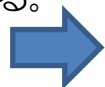


《公共施設の最適化に向けて》

- ・既存の施設が真に必要なか（サービスの量や中身）
- ・公共が持つべき施設なのか、
- ・施設（ハコモノ）がないと提供できないサービスなのか

全体視点で検討

今ある資産（公共施設）を有効に活用しながら、サービスの適正化を図り、財政面での持続性と人口減少・人口構成の変化等、将来の社会変化に適応した公共施設の最適化を図る。



公共施設マネジメントが必要

（３）改訂版計画における基本方針・改善方針の概要

「改訂版計画」では、本市の公共施設の現状と課題の解決に向け、公共施設の総量及びそれに係る維持管理、更新費用を、本市の人口規模や財政規模にあった適正水準とし、公共施設の有効活用と適正配置等公共施設の適正化に取り組むために必要な公共施設マネジメントの基本的な方向性が示されています。

あわせて、全体目標として「次の世代の負担を減らす適正な公共施設を目指して」を定め、４つの施設整備基本方針「コストを圧縮する」「ハコモノを減らす」「サービスの最適化を図る」「既存施設を長く利用する」を設定しました。あわせて、基本方針を具体化するための改善方針が示されています。

図表 1-12 改訂版計画の概要



今後の公共施設マネジメント計画の実現にあたっては、示された４つの改善方針のうち、「Ⅰ 地域の実情に応じた、機能重視による施設の再編」「Ⅱ 施設長寿命化と社会的ニーズに対応した機能向上」の視点から、取り組むべき施設の優先度や機能を維持しつつ施設を圧縮する等の再編方法を検討し、計画の具体化を図っていきます。

3. 実行計画策定の趣旨と位置付け

(1) 実行計画策定の趣旨

「改訂版計画」においては、公共施設の実態把握、詳細把握に基づき、課題解決に向けた公共施設全般の基本的な考え方と改善の方策を示すとともに、今後の再編・保全の考え方までを整理しており、当該計画を実行していくための施設ごとの再編・保全の具体的な取組み内容については、「実行計画」において示すこととしています。

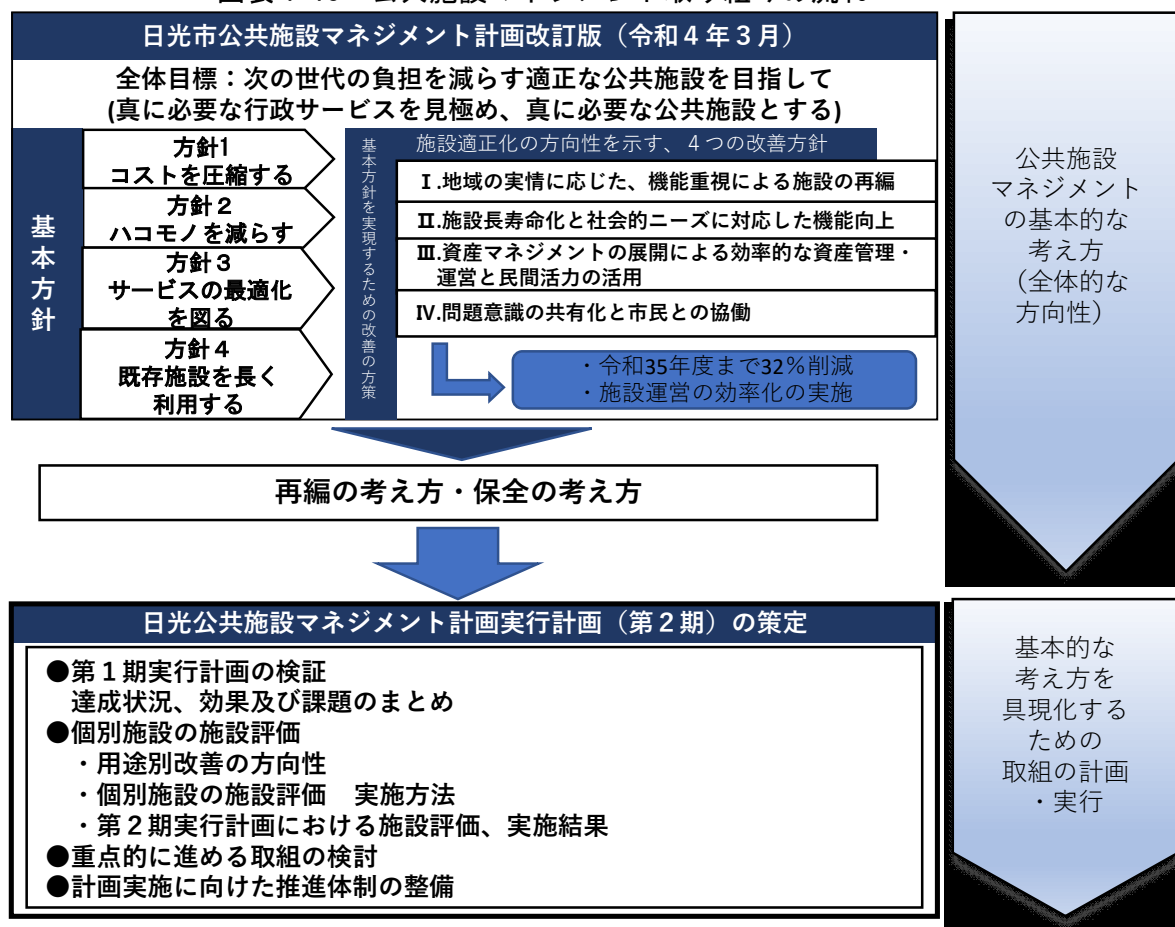
(2) 実行計画の位置付け

本計画は、本市の上位計画である「日光市総合計画」に基づく各施策分野の施設面の取組み、また、横断的指針となる「改訂版計画」の基本方針や改善方針、用途別改善の方向性に、併せて今後のまちづくりの方向性を踏まえ、公共施設の最適化の実現に向け個別施設（ハコモノ）の再編や保全のあり方を具体的に示し、行動につなげていくものです。

平成 28 年 7 月に「第 1 期実行計画」を策定し、令和 2 年度に内容の見直しを図りました。削減自体は進行しており、市役所や行政センター等の新たな施設建設を同時期に実施した上で、5 年間で 5.2 万㎡を削減していますが、設定した目標を達成できていない状況です。

また、本市全体の人口減少が加速しているため、施設の削減が 1 人当たりの施設保有量の減少につながらないという課題もあります。現状の削減ペースでは、目標達成が難しい状況にあるため、住民ニーズの変化等を織り込みながら第 2 期実行計画を策定し、推進する必要があります。

図表 1-13 公共施設マネジメント取り組みの流れ



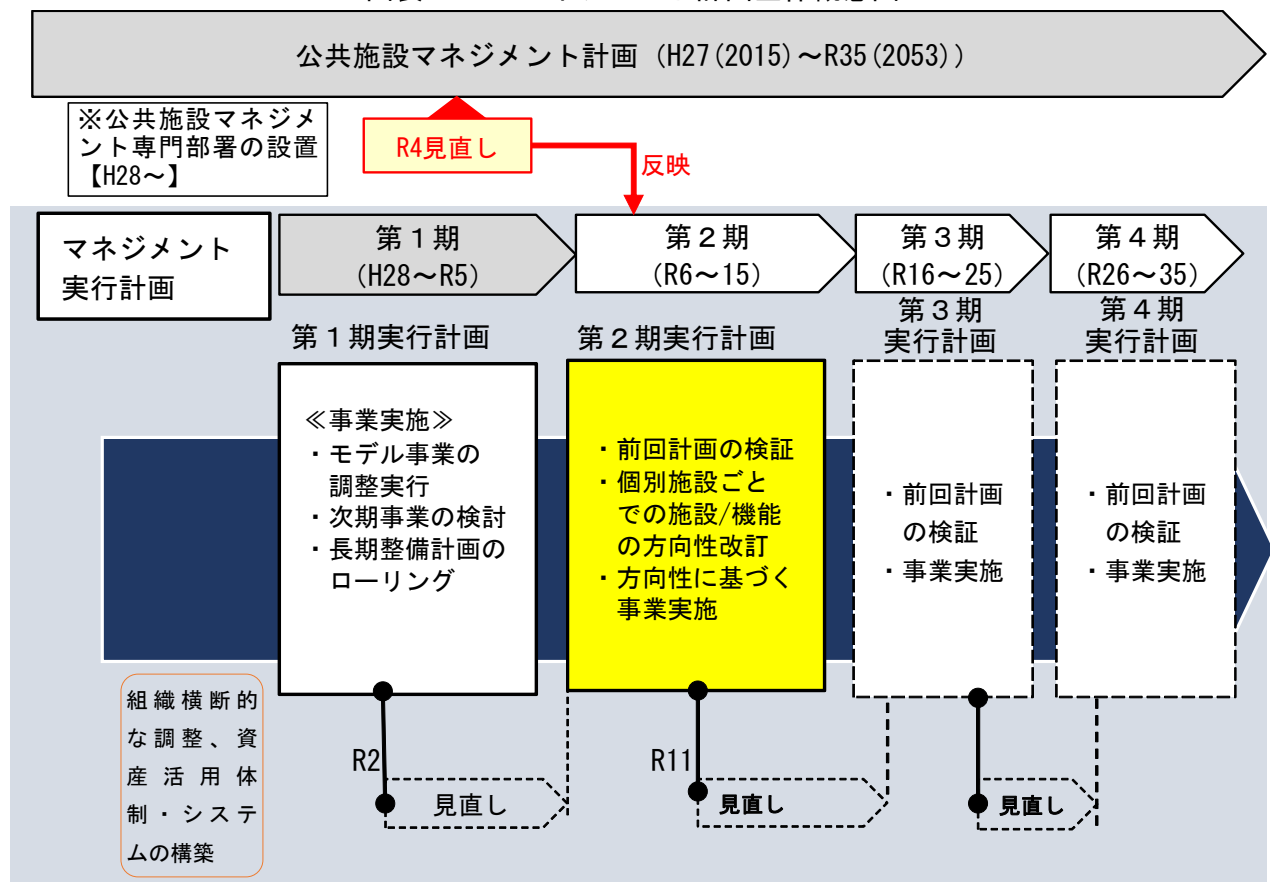
4. 計画期間等

公共施設マネジメント計画全体の計画期間は、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点による検討が必要なことから、平成 27（2015）年度から令和 35（2053）年度までの 39 年間とし、この 39 年間を概ね 10 年間ごとの 4 期に分け、期ごとの実行計画を策定するものとしています。

本計画は、第2期実行計画として令和6（2024）年度から令和15（2033）年度までの10年間を計画期間とします。

なお、計画のローリングについては、10年間の期ごとの見直しのほか、最初の5年間が経過した時点で実行計画の進捗状況等を検証して見直し、次期の実行計画に反映します。加えて、社会情勢の変化など、財政試算の前提条件に変更が生じた場合にも適宜見直しを行うこととします。

図表 1-14 マネジメント計画全体概念図



5. 対象施設

第1期実行計画における施設評価の対象施設は、令和2（2020）年4月に実施した第1期実行計画見直し時に新たに加えられた施設を合わせ、計256施設となりました。この見直し時には、令和元（2019）年度末での進捗状況を踏まえた今後の方向性の見直し（施設再編の施設評価をより明確な施設評価に変更）を行うとともに、建物の物理的状況、利用状況や運営コストの状況等を総合的に判断し、公共施設適正化の施設評価（施設選別検討）作業を実施した51施設の評価結果を加えました。なお、上記256施設とは別に、施設の築後年数の関係から、「現在施設評価（施設選別）検討作業を実施していないが、今後、施設評価（施設選別）検討を行う施設」として、日光市役所本庁舎など32施設を別途示しました。

対象の256施設のうち、統廃合等の取組により、令和5年3月までの施設数は、図表1-15の通り198施設に減少しました。

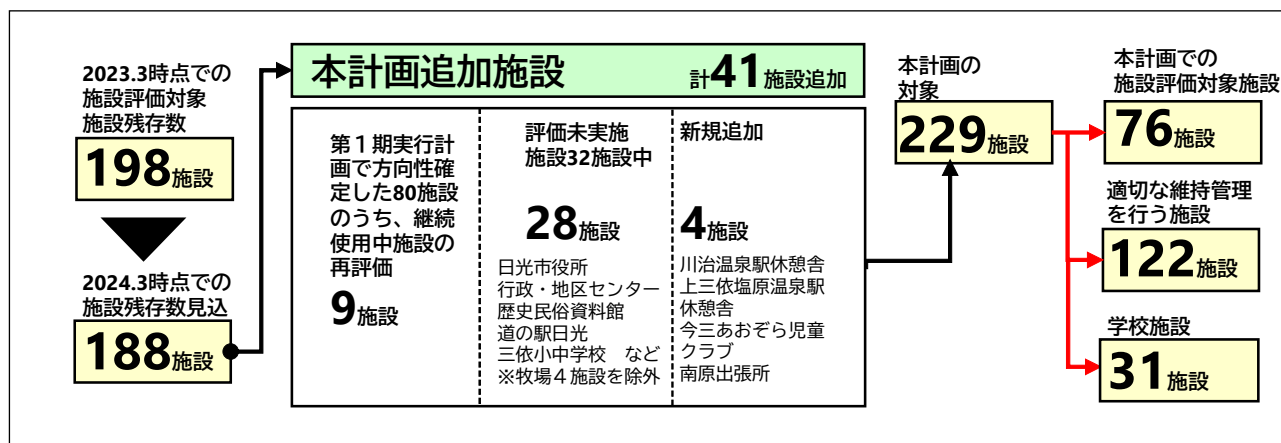
図表1-15 第1期実行計画での施設評価と対応状況

第1期実行計画の 施設評価対象 256施設								2023.3時点での 施設評価対象 施設残存数 198施設	
全施設		2020年 見直し時 対象施設 数	2023 時点 施設数	第1期実行計画対応施設			対応済 割合		
				廃止	譲渡	対応 施設計			
施設廃止		72	36	36		36	50.0%		
保有形態変更		62	45	12	5	17	27.4%		
施設再編		24	23	1		1	4.2%		
廃止・変更・再編計		158	104	49	5	54	34.2%		
施設継続		98	94	4		4			
合計		256	198	53	5	58			

本計画では、上記198施設のうち、令和5年度中に廃止と判断した6施設（不登校適応指導教室「若杉学級」、南小来川集会施設、赤倉集会所、若間集会所、湯西川上集会所、西川集会所）、利活用の方向性が確定している花の渡良瀬公園、倉庫やトイレなど200㎡未満の建物で構成されている足尾中央グラウンド及び市有財産でないオートキャンプ場を除いた188施設に、第1期実行計画で方向性が確定した施設のうち、継続使用施設の再評価を行った9施設、「今後施設評価を行う」とした32施設のうち、牧場4施設を除く28施設、及び新規追加の4施設（川治温泉駅休憩舎、上三依塩原温泉駅休憩舎、今三あおぞら児童クラブ及び南原出張所※併設する南原地区コミュニティセンターと別々に方向性を定める必要があることから分割したため）の41施設を追加し、229施設を本計画策定時点での対象施設数としました。

なお、本計画では、229施設のうち施設廃止、保有形態変更、施設再編を行う76施設を施設評価の対象とします。残り153施設のうち、公共施設122施設については当面は適切な維持管理に努めていきます。また、学校施設31施設については、今後、計画を別途策定した上で、施設ごとの方向性を決定します。

図表 1-16 本計画における施設評価対象施設と「適切に維持管理を行う施設」の対象施設数



6. 個別事業の実施体制

実行計画においては、施設最適化に向けた個別施設の方向性や実行期間内の重点取組といった様々な具体的な内容を示していますが、それらを着実に推進していくためには、施設を所管する各課と公共施設マネジメントの担当課が連携を図りながら進める必要があります。

このことから、最適化に向けた個別施設の具体的行動内容については、施設所管課が実動主体となり、公共施設マネジメント担当課はその内容や進捗状況の管理調整を図るものとします。

第2章 第1期実行計画の検証

1. 第1期実行計画の達成状況

(1) 施設保有面積の推移と削減目標

平成 27（2015）年8月の改訂前計画策定時における本市の施設保有面積（対象施設）は、663施設 1296棟 536,367㎡（平成 25 年 4 月時点）でした。その後、平成 28（2016）年に策定された第1期実行計画（令和 2（2020）年4月見直し）において、対象となる施設を追加し、計画全体の対象となる公共施設量を 666 施設 576,428㎡へと見直しています。

令和 4（2022）年度末時点での施設保有面積は、554 施設 486,007㎡となっており、改訂前計画からはおよそ 10%、第1期実行計画時から 16%の削減が進められています。

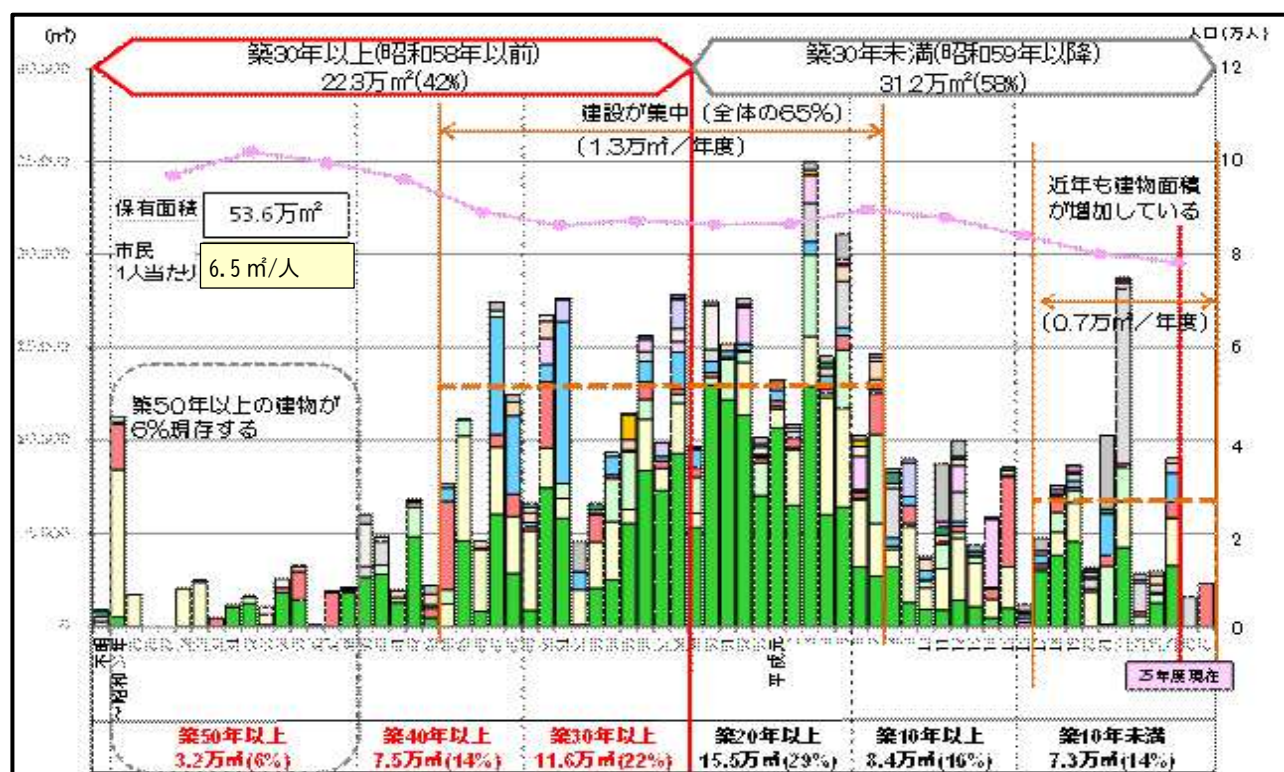
一方、第1期実行計画における数値目標は、令和 5（2023）年までに保有面積の 27%（15.6 万㎡）を削減する計画になっていますが、現状の保有面積では未達となっており、さらなる施設削減の推進が必要です。

●平成 27（2015）年度（改訂前計画策定時）

663 施設、53.6 万㎡、1 人当たり保有面積 6.5 ㎡

【目標】・40 年間（令和 37（2055）年まで）で 32%（17.2 万㎡）の削減目標の設定

・うち、20 年間（令和 17（2035）年まで）で、27%（14.5 万㎡）の削減目標の設定



図表 2-1 築年別整備状況（改訂前計画策定時）

改訂前計画策定時には、公共施設の建替えや改修に使える年間財政制約ラインを 25.8 億円と設定し、施設削減による生じる財政的効果と合わせたシミュレーションにより、「公共施設総量削減率 32%」を数値目標として設定しました。

●令和 2（2020）年度（第 1 期実行計画見直し時）

666 施設、57.6 万㎡、1 人当たり保有面積 7.4 ㎡

【目標】・2023 年までに 42.0 万㎡に削減（22%削減）

第 1 期実行計画の見直し時には、対象施設の見直しを合わせて行い、57.6 万㎡を保有量と見直すこととしました。あわせて、削減目標を、「2023 年までに 42.0 万㎡に削減する」としました。

●現在：令和 4（2022）年度末（R5.3.31 時点）

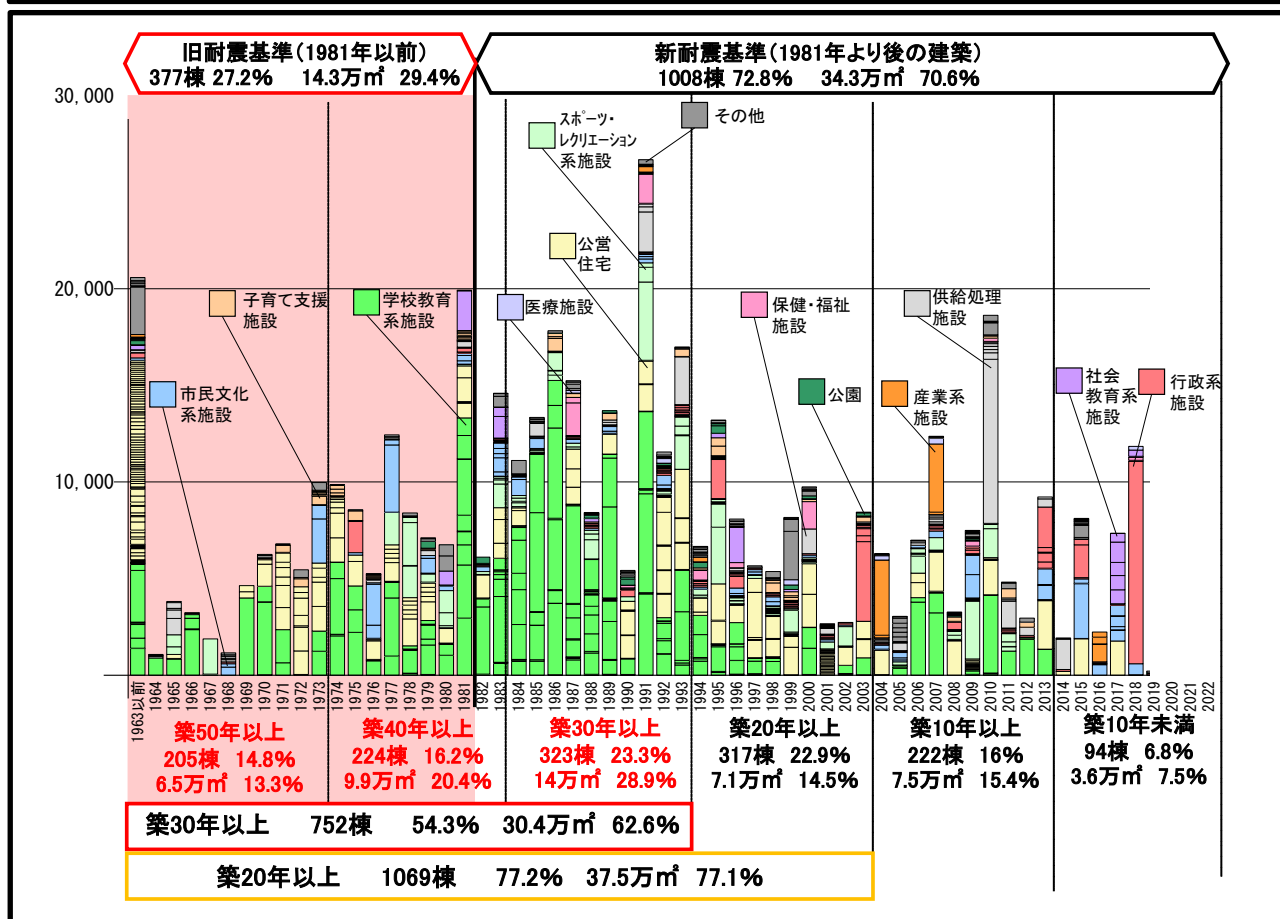
554 施設、48.6 万㎡、1 人当たり保有面積 6.5 ㎡

※次の考え方にに基づき施設を再点検

- ・市有施設でないものを除外
- ・普通財産化したものは除外

【削減実績】・マネジメント計画策定時（2015）より▲5.0 万㎡ ▲9%

・第 1 期実行計画見直し時（2020）より▲9.0 万㎡ ▲16%



図表 2-2 築年別整備状況（令和 4 年度末時点）

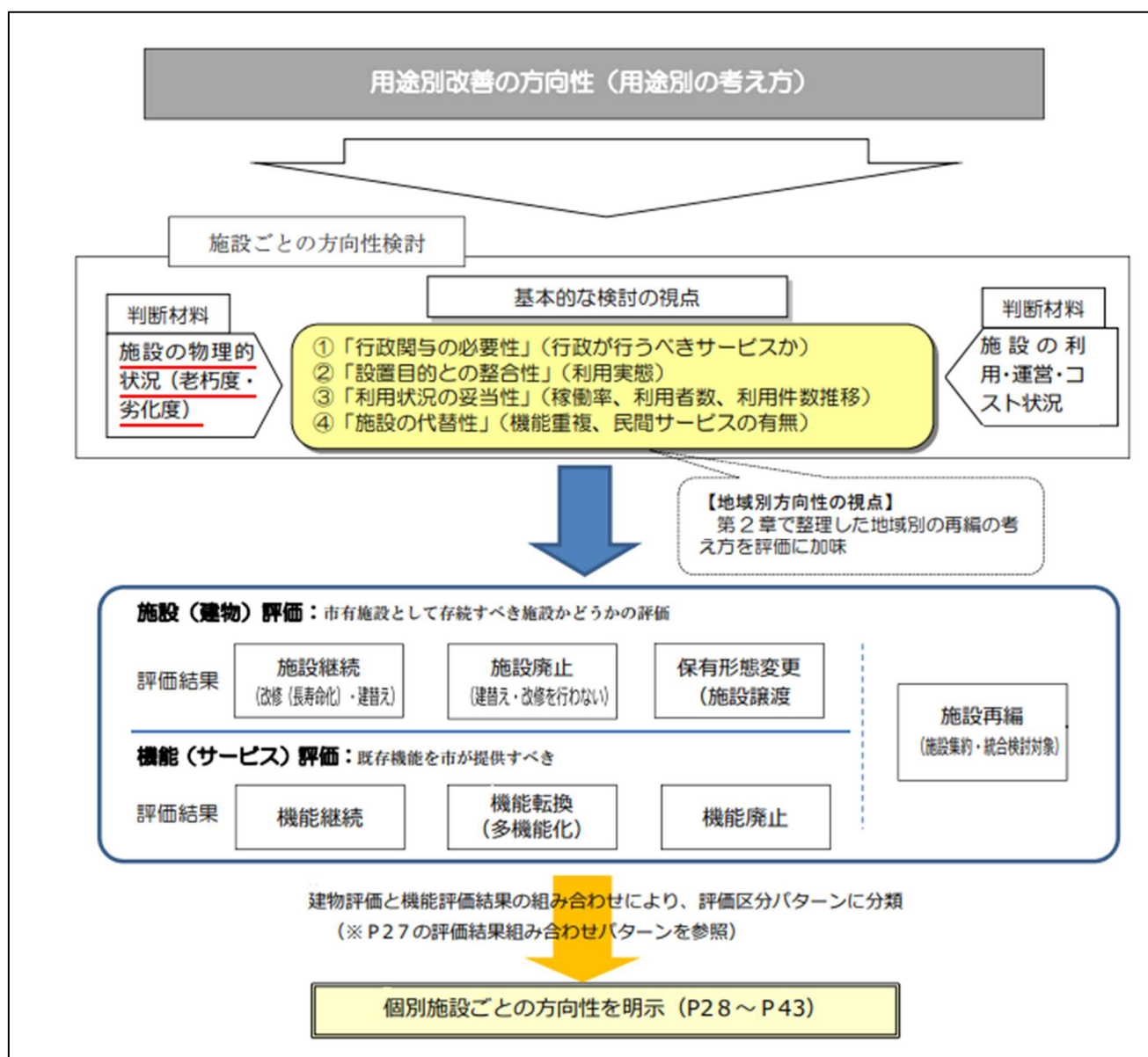
本市では第 1 期実行計画の期間に、行政センター・地区センター改築時の機能集約による集約・複合化や、小学校 3 校、小中学校 1 校、中学校 1 校の施設廃止、集会等施設の地元譲渡など様々な施策により保有量の削減を進めてきましたが、第 1 期実行計画の見直し時の目標、22%削減までは達成していません。また、この期間の人口減少により、公共施設の削減を図ってきたにもかかわらず、1 人当たり保有面積は 7 年前の平成 27（2015）年度と同程度の水準となっています。

（２）施設別・用途別の計画達成状況

①施設評価の実施プロセス・実施実績

施設評価（施設選別検討）作業は、改訂前計画において定めた全体改善方針や用途別改善の方向性に基づき、施設の物理的状況や利用・運営・コストの状況を判断材料として地域的要素等も加味しながら、施設（ハード）、機能（ソフト）両面から施設を評価し、最終的な施設の方向性までを整理しました。（下図参照）

図表 2-3 施設評価イメージ



（出典：日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第1期） 令和2年4月改定版）

【評価結果の整理方法】

区分	評価結果	評価の意味
施設評価	施設継続	今後、既存施設の中・大規模改修による長寿命化、建替えにより継続する施設。
	施設再編	集約先は未定だが、今後、複数施設の集約・統合の検討が必要となる施設。
	施設廃止	将来的に既存施設の更新（建替え・改修）は行わない。
	保有形態変更	将来的に施設・機能を民間等に譲渡・移管する。

区分	評価結果	評価の意味
機能評価	機能継続	既存の機能は引き続き本市が提供する。（※機能効率化等の改善を行いながら）
	機能転換（多機能化）	他用途間の機能統合・整理等を行うことにより、多機能化を図り、効果的な機能提供を行う。
	機能廃止	将来的に当該施設で行っていた機能（サービス）を終了する。

施設評価の対象施設は、平成 28（2016）年の第 1 期実行計画策定時点では 205 施設でしたが、令和 2（2020）年 4 月に実施した計画見直し時に新たに加えられた施設を合わせ、計 256 施設となっています。この見直し時には、令和元（2019）年度末での進捗状況を踏まえた今後の方向性の見直し（施設再編の施設評価をより明確な施設評価に変更）が行われるとともに、建物の物理的状況、利用状況や運営コストの状況等を総合的に判断し、公共施設適正化の施設評価（施設選別検討）作業を実施した 51 施設の評価結果が加えられています。なお、上記 256 施設とは別に、施設の築後年数の関係から、「現在施設評価（施設選別）検討作業を実施していないが、今後、施設評価（施設選別）検討を行う施設」として、日光市役所本庁舎など 32 施設を挙げており、このうち農場 4 施設を除く 28 施設が本計画の対象となっています。

②対象 256 施設の計画達成状況

対象施設 256 施設のうち、令和 2（2020）年の第 1 期計画見直し時に、「施設再編」、「施設廃止」、「保有形態変更」とされていた施設は、158 施設です。このうち令和 5（2023）年 3 月時点で、54 施設が廃止・譲渡されています。また、計画見直しの時点で「施設継続」とされていた施設 4 施設（塩野室児童館、豊岡児童館、野口っ子クラブ、栗山小中学校）が廃止されたことから、計 58 施設が廃止されています。（13 ページに記載）

対象 256 施設中の、各施設の計画達成状況は下図の通りです。なお、令和 5 年（2023）年 3 月時点のものであるため、本計画策定時点と異なる場合があります。

図表 2-4 対象 256 施設の計画達成状況

地域	施設用途	施設名	施設（建物） 第 1 期	機能（サービス） 第 1 期	第 1 期中の 対応	今後の方向性（第 1 期時点）
今市地域	庁舎等	旧春日町庁舎	施設廃止	機能廃止	完了	施設老朽化の物理的状況を鑑み、現状の公的団体への貸与について、代替貸与施設の調整を進める。当該施設は廃止する。
今市地域	庁舎等	豊岡地区センター（豊岡公民館）	施設継続	機能継続	完了	近隣公共施設等との機能の複合化を含めた、建替えを進める。
今市地域	庁舎等	南原出張所（南原地区コミュニティセンター）	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修等により、施設長寿命化を図る。
今市地域	庁舎等	消防本部・今市消防署	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修により施設の長寿命化を図る。
今市地域	庁舎等	大沢分署	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修等により、施設長寿命化を図る。
日光地域	庁舎等	小来川地区センター（小来川公民館）	施設廃止	機能継続	検討に着手	地域の将来的な需要の見直しも加味し、近隣教協施設等への機能の統合等、施設の複合化による機能継続の方向で施設整備を検討する。
日光地域	庁舎等	清滝出張所	施設廃止	機能継続	完了	地域の将来的な需要の見直しも加味し、近隣教協施設等への機能の統合等、施設の複合化による機能継続の方向で施設整備を検討する。

□ は廃止済み施設

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第1期	機能 (サービス) 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性（第1期時点）
日光地域	庁舎等	中宮祠出張所 (中宮祠公民館、奥日光 コミュニティセンター)	施設再編	施設再編	検討に着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模改修・建て替え等を検討する。改修検討の際は、近隣の施設との複合化の可能性等も検討する。
藤原地域	庁舎等	川治分署	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	文化会館	今市文化会館	施設継続	機能継続	事業に着手	今市文化会館、日光総合会館、藤原総合文化会館を統廃合し、本市の文化会館機能については集約する方向で検討を進める。
日光地域	文化会館	日光総合会館	施設廃止	機能継続	完了	今市文化会館、日光総合会館、藤原総合文化会館を統廃合し、本市の文化会館機能については集約する方向で検討を進める。
藤原地域	文化会館	藤原総合文化会館	施設廃止	機能継続	事業に着手	今市文化会館、日光総合会館、藤原総合文化会館を統廃合し、本市の文化会館機能については集約する方向で検討を進める。
今市地域	美術館・博物館等	杉並木公園ギャラリー	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的な改修等により長寿命化を図る。
日光地域	美術館・博物館等	小杉放菴記念日光美術館	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的に建物を改修し長寿命化を図りながら、利用者の増加に努める。
今市地域	産業系	公設地方卸売市場	施設廃止	機能廃止	完了	公設地方卸売市場機能については、平成27年度で廃止。計画上の事業は完了。建物解体後の跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
今市地域	産業系	農村環境改善センター	施設廃止	機能継続	検討に着手	集会機能や体育施設利用という現在の利用状況等を鑑みて、他の公共施設等との機能の統合・集約も含めた検討を行う。
日光地域	産業系	小来川林業研修センター	施設再編	施設再編	検討に着手	改修等に際しては、集会機能利用という現在の利用状況等を鑑みて、近隣の公共施設等との機能の統合・集約も含めた検討を行う。
日光地域	産業系	日光やしおの湯 農林産物等直売所	施設廃止	機能廃止	完了	当該施設については、廃止の方向で検討を進める。
藤原地域	産業系	農山村生活体験の家	施設廃止	機能継続	事業に着手	当該施設については、利用状況等を踏まえ施設廃止の方向で検討を進める。
栗山地域	産業系	青柳平展示直売所	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	地元生産組合が利用の主であることから、利用状況等も踏まえ、生産組合への施設譲渡の可能性について検討を行う。
栗山地域	産業系	栗山農産物加工施設 「そば処ひなた」	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	
栗山地域	産業系	日向花木センター	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	
栗山地域	産業系	日蔭農村広場	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	
栗山地域	産業系	湯西川農村広場	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	
今市地域	観光	今市宿市縁ひろば	施設廃止	機能転換 (多機能化)	検討に着手	改修時期を見据えて、各施設の利用状況等も踏まえながら、今後のあり方、方向性について具体的協議・調整を図る。
今市地域	観光	温泉保養センター 「かたくりの湯」	施設継続	機能継続	事業に着手	大規模改修等の時期等を見据えながら、当該施設の存続・機能統合等について、地元住民等との協議・調整を進める。
日光地域	観光	日光木彫りの里 工芸センター	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	利用状況等も踏まえ、施設の民間への譲渡の可能性について検討を行う。
日光地域	観光	温泉保養センター 「日光温泉」	施設継続	機能継続	検討に着手	設備面も含めた大規模改修等に際しては、利用状況等を踏まえながら、他の施設への機能の統合・集約について検討する。
日光地域	観光	温泉保養センター 「やしおの湯」	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的な改修等により、施設長寿命化を図る。ただし、設備面も含めた改修等に際しては、施設の利用状況等を踏まえ、ほかの施設への機能の統合・集約や民間への施設以上の可能性について検討を行う。
日光地域	観光	日光郷土センター	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的な改修等により、施設の長寿命化を図る。ただし、社会ニーズに合わせた施設管理・運営方法について検討を進める。
日光地域	観光	交流促進センター	保有形態変更	保有形態変更	完了 (他用途で活用 予定)	民間施設との競合や採算性を見ながら、公共サービスとしての必要性を明確にした上で、民間譲渡も含めた施設の総合的な見直しを検討する。
藤原地域	観光	川治ダム資料館	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	改修等に際しては利用状況を鑑みた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第1期	機能 (サービス) 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性（第1期時点）
藤原地域	観光	上三依水生植物園	施設継続	機能継続	事業に着手	改修等に際しては利用状況を鑑みた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。
藤原地域	観光	温泉保養センター 「鬼怒川公園岩風呂」	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的な改修等により、施設長寿命化を図る。ただし、設備面も含めた改修等に際しては、施設の利用状況等を踏まえ、他の施設への機能の統合・集約や民間への施設譲渡の可能性について検討を行う。
藤原地域	観光	市営浴場 「川治温泉薬師の湯」	施設継続	機能継続	検討に着手	地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
藤原地域	観光	みよりふるさと体験村 センター	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	施設老朽化の状況、利用状況を踏まえ、地元への施設譲渡の可能性について検討を進める。
藤原地域	観光	みよりふるさと体験村 キャンプ場	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	改修時期等の検討に際しては、利用状況等を踏まえ、施設規模や管理体制の見直しについて検討を行う。
足尾地域	観光	庚申山荘	施設再編	施設再編	事業に着手	施設の利用状況等も踏まえ、施設一部機能の規模の見直し等を含めた施設改修や民間への施設譲渡の可能性について検討を行う。
足尾地域	観光	足尾銅山観光	施設再編	施設再編	事業に着手	公園内の多目的施設については、廃止の方向で検討を進める。
足尾地域	観光	花の渡良瀬公園 (多目的施設)	施設廃止	機能継続	検討に着手	当該施設の管理体制については、指定管理以外の手法での可能性も含め、検討を進める。
足尾地域	観光	国民宿舎かじか荘	施設継続	機能継続	事業に着手	改修等に際しては、利用状況を踏まえた施設規模等の総合的な見直しを検討する。
足尾地域	観光	銀山平公園 (キャンプ場)	施設継続	機能継続	事業に着手	地元や民間企業への譲渡も含め、検討、協議調整を図る。
足尾地域	観光	銅親水公園 (環境学習センター)	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的な改修等により、施設長寿命化を図る。
栗山地域	観光	自然体験交流センター 「あらぎの森四季」	保有形態変更	保有形態変更	未着手	地元住民の利用率が高いため、地元への譲渡に向けた検討を進め、地元との協議・調整を図る。
栗山地域	観光	平家の里	施設継続	機能継続	検討に着手	当該施設については、廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地活用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
栗山地域	観光	上栗山温泉共同浴場 「開運の湯」	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	改修等に際しては利用状況を踏まえた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。
栗山地域	観光	川俣湖温泉共同浴場 「上人一休の湯」	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	改修等に際しては利用状況を踏まえた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。
栗山地域	観光	野門温泉共同浴場 「家康の湯」	施設廃止	機能廃止	完了	改修等に際しては利用状況を踏まえた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。
栗山地域	観光	土呂部キャンプ場	施設継続	機能継続	検討に着手	改修等に際しては利用状況を踏まえた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。
栗山地域	観光	安ヶ森キャンプ場	施設継続	機能継続	検討に着手	改修等に際しては利用状況を踏まえた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。
栗山地域	観光	上栗山オートキャンプ場	施設継続	機能継続	検討に着手	改修等に際しては利用状況を踏まえた施設規模や民間譲渡も含めた総合的な見直しを検討する。
栗山地域	観光	湯の郷湯西川 観光センター	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、施設長寿命化を図る。ただし、改修等に際しては利用状況を踏まえた施設規模やコストの効率化、管理体制等の総合的な見直しを検討する。
今市地域	保健・福祉	今市保健福祉センター	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、施設長寿命化を図る。
今市地域	保健・福祉	生きがいセンター	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修等により、施設長寿命化を図る。
今市地域	保健・福祉	家庭児童相談室	施設継続	機能継続	事業に着手	機能の充実も含め、計画的な改修等により長寿命化を図る。
日光地域	保健・福祉	小来川診療所	施設継続	機能継続	検討に着手	今後、計画的な改修等により、施設長寿命化を図る。
日光地域	保健・福祉	奥日光診療所	施設継続	機能継続	事業に着手	今後、計画的な改修等により、施設長寿命化を図る。
日光地域	保健・福祉	日光福祉保健センター	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修により、施設の長寿命化を図る。将来的に施設建替えの際には利用状況等を踏まえ、地域内の他の公共施設等への機能の統合・集約等について検討を行う。
日光地域	保健・福祉	小来川 デイサービスセンター	施設継続	機能継続	事業に着手	今後、計画的な改修等により、施設長寿命化を図る。
藤原地域	保健・福祉	藤原保健センター	施設廃止	機能転換	完了	藤原庁舎に機能の集約・統合。施設廃止後、解体が完了。 (跡地に民間保育園を整備。)

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第1期	機能 (サービス) 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性（第1期時点）
藤原地域	保健・福祉	藤原高齢者福祉センター	施設廃止	機能廃止	完了	施設機能は廃止後、解体が完了。 （跡地に民間保育園を整備）
藤原地域	保健・福祉	こども発達支援センター 「うぐいす園」	施設廃止	機能廃止	完了	
藤原地域	保健・福祉	藤原福祉センター 「ふじの郷」	施設廃止	機能継続	事業に着手	藤原地域の福祉機能の拠点として、機能継続について検討を進める。
藤原地域	保健・福祉	三依診療所	施設継続	機能継続	検討に着手	今後、計画的な改修等により、施設長寿命化を図る。
足尾地域	保健・福祉	足尾保健・高齢者 生活福祉センター 「銅やまなみ館」	施設廃止	機能継続	完了	当該施設については、近隣施設への一部機能移転を含めた検討を行う。
今市地域	スポーツ	今市運動公園	施設継続	機能継続	事業に着手	日光市公共スポーツ施設整備方針に基づき、計画的な施設の長寿命化を行う。利用者数の増加やコストの効率化等、管理体制の総合的な見直しを行う。将来的な建替え等の際には、利用状況等を踏まえ、近隣の学校体育館との共有化の可能性を検討する。
今市地域	スポーツ	丸山公園	施設継続	機能継続	事業に着手	日光市公共スポーツ施設整備方針に基づき、計画的な施設の長寿命化を行う。利用者数の増加やコストの効率化等、管理体制の総合的な見直しを行う。
今市地域	スポーツ	落合運動公園	施設再編	施設再編	事業に着手	将来的な建替え等の際には、利用状況等を踏まえ、近隣の学校体育館との共有化の可能性について検討を行う。
今市地域	スポーツ	豊岡運動公園	施設再編	施設再編	事業に着手	将来的な建替え等の際には、利用状況等を踏まえ、近隣の学校体育館との共有化の可能性について検討を行う。
日光地域	スポーツ	霧降スケートセンター	施設継続	機能継続	事業に着手	日光市公共スポーツ施設整備方針に基づき、計画的な施設の長寿命化を行う。利用者数の増加やコストの効率化等、管理体制の総合的な見直しを行う。
日光地域	スポーツ	日光体育館	施設再編	施設再編	事業に着手	将来的な建替え等の際には、利用状況等を踏まえ、近隣の学校体育館との共有化の可能性について検討を行う。
日光地域	スポーツ	細尾ドームリンク	施設継続	機能継続	事業に着手	日光市公共スポーツ施設整備方針に基づき、計画的な施設の長寿命化を行う。利用者数の増加やコストの効率化等、管理体制の総合的な見直しを行う。
日光地域	スポーツ	日光運動公園	施設継続	機能継続	事業に着手	
藤原地域	スポーツ	川治プール	施設廃止	機能廃止	完了	当該施設については、平成30年度で廃止。計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
藤原地域	スポーツ	藤原プール	施設廃止	機能廃止	完了	
足尾地域	スポーツ	足尾市民センター	施設継続	機能継続	事業に着手	今後建替え等の際には利用状況等を踏まえ、近隣の学校体育館との共有化や同機能の集約・統合の可能性について検討を行う。
足尾地域	スポーツ	足尾プール	施設廃止	機能廃止	完了	当該施設については、廃止の方向で検討を進める。
足尾地域	スポーツ	足尾中央グラウンド	施設継続	機能継続	事業に着手	当該施設については、管理・運営方法の見直しを進める。
足尾地域	スポーツ	足尾原体育館	施設廃止	機能廃止	完了	当該施設については、廃止の方向で検討を進める。
栗山地域	スポーツ	湯西川体験農業 交流センター（体育館）	施設再編	施設再編	検討に着手	今後改修等を行う際には、利用状況等を踏まえ、近隣の学校体育館との共有化の可能性について検討を行う。
栗山地域	スポーツ	栗山運動場	施設継続	機能継続	未着手	計画的な改修により、施設長寿命化を図る。
今市地域	図書館	今市図書館	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的な改修等により、施設長寿命化を図りながら、利用者と資料提供機会の増加に努める。
藤原地域	図書館	藤原図書館	施設再編	施設再編	事業に着手	将来的に施設建替えの際には利用状況等を踏まえ、地域内の他の公共施設等への機能の統合・集約等について検討を行う。
今市地域	公民館	中央公民館	施設継続	機能継続	事業に着手	隣接する今市文化会館の改修又は建替えの検討と併せ、複合化の可能性、必要な施設機能について検討する。
今市地域	公民館	勤労青少年ホーム	施設継続	機能継続	事業に着手	隣接する今市文化会館、中央公民館の改修又は建替えの検討と併せ、機能の必要性について検証する。
足尾地域	公民館	旧足尾公民館	施設廃止	機能廃止	完了	当該施設については、廃止の方向で検討を進める。

地域	施設用途	施設名	施設（建物） 第1期	機能（サービス） 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性（第1期時点）
栗山地域	公民館	川俣公民館	施設廃止	機能継続	完了	栗山庁舎へ機能の統合・複合化を完了調整し、当該施設は廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
栗山地域	公民館	日向公民館	施設廃止	機能継続	完了	
今市地域	コミュニティセンター	赤間々会館	施設継続	機能継続	事業に着手	市内唯一の人權啓発施設であるため、計画的に施設を改修し施設長寿命化を図る。
今市地域	コミュニティセンター	下原地区 コミュニティセンター	施設廃止	機能転換 （多機能化）	完了	令和2年度末で廃止。令和3年度から赤間々会館へ集約を図る。
今市地域	コミュニティセンター	今市中央 コミュニティセンター	施設廃止	機能転換 （多機能化）	事業に着手	将来的に近隣施設への機能の集約・統合に向けた検討を行う。
日光地域	コミュニティセンター	女性サポートセンター （清滝出張所・体育館・公民館）	施設継続	機能転換	事業に着手	女性サポートセンターの改修等に併せ、清滝出張所・公民館の集約・統合を調整した。今後は併設の清滝体育館とともに、計画的な施設改修により施設長寿命化を図る。
今市地域	集会所	関の沢集会所	施設継続	機能継続	事業に着手	施設整備の経緯等を踏まえ、計画的改修等により、施設長寿命化を図る。
日光地域	集会所	所野 コミュニティセンター	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣施設への機能の集約・統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
日光地域	集会所	ふれあいの郷小来川	保有形態変更	保有形態変更	検討に着手	地元生産組合が利用の主であることから、利用状況等も踏まえ、生産組合への施設譲渡の可能性について検討を行う。
日光地域	集会所	とちぎ日光材 細尾モデルセンター	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣施設への機能の集約・統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
日光地域	集会所	宮小来川集会所施設	保有形態変更	保有形態変更	完了	将来的に近隣施設への機能の集約・統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
日光地域	集会所	山久保集会所施設	保有形態変更	保有形態変更	完了	
日光地域	集会所	南小来川集会所施設	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣施設への機能の集約・統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
日光地域	集会所	滝ヶ原 間伐材等利用推進施設	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
日光地域	集会所	小来川農業集落 多目的集会所施設	保有形態変更	保有形態変更	完了	将来的に近隣施設への機能の集約・統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
藤原地域	集会所	鬼怒川地区 コミュニティセンター	施設廃止	機能廃止	完了	現施設は平成30年度末に廃止し、自治文等の利用については、近隣民間施設等を代替施設として利用する調整を行ったことから、計画上の事業は完了。施設廃止後、建物解体し、借地解消する。
藤原地域	集会所	川治地区 コミュニティセンター	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	地区全体の集会所の集約等の方向性に基づき、将来的な施設の廃止地元への譲渡など、地元との協議検討を進める。
藤原地域	集会所	芹沢生活改善センター	保有形態変更	保有形態変更	完了	将来的な近隣の集会所との集約統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
藤原地域	集会所	高徳生活改善センター	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的な近隣の集会所との集約統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
藤原地域	集会所	大原地区集会所	保有形態変更	保有形態変更	完了	将来的な近隣の集会所との集約統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
藤原地域	集会所	小佐越地区 多目的集会所センター	保有形態変更	保有形態変更	完了	
藤原地域	集会所	藤原地区集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的な近隣の集会所との集約統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
藤原地域	集会所	鶏頂地区活性化センター	保有形態変更	保有形態変更	完了	将来的な近隣の集会所との集約統合や、地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
藤原地域	集会所	柄倉多目的集会所	保有形態変更	保有形態変更	完了	
藤原地域	集会所	小原地区多目的集会所	保有形態変更	保有形態変更	完了	
足尾地域	集会所	活性化センター 「銅ふれあい館」	施設継続	機能転換	検討に着手	利用状況や近隣施設の設置状況も踏まえ、他施設と連携し、機能の統合・集約について検討を行う。
足尾地域	集会所	砂畑集会所	施設廃止	機能廃止	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	足尾南部 生活改善センター	施設廃止	機能廃止	事業に着手	

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第 1 期	機能 (サービス) 第 1 期	第 1 期中の 対応	今後の方向性（第 1 期時点）
足尾地域	集会所	足尾東部 生活改善センター	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や、 地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	田元集会所	施設廃止	機能廃止	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	内の籠集会所	施設廃止	機能廃止	完了	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	餅ヶ瀬集会所	施設廃止	機能廃止	完了	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	掛水集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や、 地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	南橋集会所	施設廃止	機能廃止	完了	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	上の平集会所	施設廃止	機能廃止	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	唐風呂集会所	施設廃止	機能廃止	完了	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	向原集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や、 地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	野路又集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
足尾地域	集会所	上間藤集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
足尾地域	集会所	下間藤集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
足尾地域	集会所	原集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
足尾地域	集会所	通洞集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
足尾地域	集会所	切幹 林業活動促進センター	施設廃止	機能廃止	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	遠下 林業活動促進センター	施設廃止	機能廃止	事業に着手	
足尾地域	集会所	赤倉集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や、 地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
足尾地域	集会所	中才集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
足尾地域	集会所	赤沢集会所	施設廃止	機能廃止	事業に着手	
足尾地域	集会所	松原集会所	施設廃止	機能廃止	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	小指集会所	施設廃止	機能廃止	完了	将来的に近隣の集会所との集約・統合に向 けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	小穴集会所	施設廃止	機能廃止	完了	現施設は平成 30 年度に廃止し、近隣集 会所との機能の集約を行ったことから、計 画上の事業は完了。施設廃止後、建物解体し 借地返還。
栗山地域	集会所	戸中集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や地 元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	若間集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
栗山地域	集会所	湯西川上集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
栗山地域	集会所	上栗山集会所	保有形態変更	保有形態変更	完了	将来的に近隣の集会所との集約・統合や地 元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	日向集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や地 元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	大王集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
栗山地域	集会所	日蔭集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
栗山地域	集会所	野門集会所	保有形態変更	保有形態変更	完了	将来的に近隣の集会所との集約・統合や地 元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	川俣集会所	保有形態変更	保有形態変更	完了	
栗山地域	集会所	土呂部集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や地 元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	川俣温泉地区集会所 ⇒川俣温泉集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
栗山地域	集会所	黒部集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第1期	機能 (サービス) 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性（第1期時点）
栗山地域	集会所	青柳平集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	将来的に近隣の集会所との集約・統合や地元への譲渡に向けて検討、協議調整を図る。
栗山地域	集会所	西川集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
栗山地域	集会所	湯西川下地区集会所	保有形態変更	保有形態変更	事業に着手	
今市地域	小学校・中学校	今市小学校	施設継続	機能継続	検討に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、将来的には同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。当面は施設（建物）の安全な維持管理に努める。
今市地域	小学校・中学校	今市第二小学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模改修等により施設長寿命化を図る。
今市地域	小学校・中学校	今市第三小学校	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	小学校・中学校	南原小学校	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	小学校・中学校	落合東小学校	施設再編	施設再編	検討に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。
今市地域	小学校・中学校	落合西小学校	施設再編	施設再編	検討に着手	
今市地域	小学校・中学校	大桑小学校	施設再編	施設再編	事業に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について統合を行う。
今市地域	小学校・中学校	轟小学校	施設再編	施設再編	事業に着手	
今市地域	小学校・中学校	小百小学校	施設再編	施設再編	完了	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。
今市地域	小学校・中学校	大沢小学校	施設継続	機能継続	検討に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、将来的には同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。当面は施設（建物）の安全な維持管理に努める。
今市地域	小学校・中学校	大室小学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模修繕等により施設長寿命化を図る。
今市地域	小学校・中学校	猪倉小学校	施設継続	機能継続	検討に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、将来的には同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。当面は施設（建物）の安全な維持管理に努める。
今市地域	小学校・中学校	小林小学校	施設再編	施設再編	検討に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、地域内中学校との施設統合の是非について検討を行う。
今市地域	小学校・中学校	東原中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模改修等により施設長寿命化を図る。
今市地域	小学校・中学校	今市中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	小学校・中学校	豊岡中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	小学校・中学校	大沢中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	小学校・中学校	落合中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の状況を踏まえ、計画的な大規模改修等により施設長寿命化を図る。
今市地域	小学校・中学校	小林中学校	施設再編	施設再編	検討に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、地域内中学校との施設統合の是非について検討を行う。
日光地域	小学校・中学校	日光小学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約を行ったことで、計画上の統合・集約事業は完了。統合元の跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。統合先の施設（日光小学校）については、計画的な改修により長寿命化を図る。
日光地域	小学校・中学校	清滝小学校	施設再編	施設再編	事業に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。
日光地域	小学校・中学校	野口小学校	施設廃止	機能継続	完了	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約を行ったことで、計画上の統合・集約事業は完了。統合元の跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。統合先の施設（日光小学校）については、計画的な改修により長寿命化を図る。

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第 1 期	機能 (サービス) 第 1 期	第 1 期中の 対応	今後の方向性（第 1 期時点）
日光地域	小学校・中学校	中宮祠小中学校	施設継続	機能継続	検討に着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模改修・建替え等を検討する。改修検討の際は、近隣公共施設機能等との複合化の可能性等も検討する。
日光地域	小学校・中学校	所野小学校	施設廃止	機能継続	完了	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約を行ったことで、計画上の統合・集約事業は完了。統合元の跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。統合先の施設（日光小学校）については、計画的な改修により長寿命化を図る。
日光地域	小学校・中学校	小来川小中学校	施設継続	機能継続	検討に着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模改修・建替え等を検討する。改修検討の際は、近隣公共施設機能等との複合化の可能性等も検討する。
日光地域	小学校・中学校	安良沢小学校	施設再編	施設再編	事業に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。
藤原地域	小学校・中学校	鬼怒川小学校	施設再編	施設再編	検討に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。
藤原地域	小学校・中学校	下原小学校	施設再編	施設再編	検討に着手	
栗山地域	小学校・中学校	栗山小中学校	施設継続	機能継続	完了	地域内中学校を施設統合したことから、今後は建物の状況を踏まえ、計画的な大規模改修等により施設長寿命化を図る。
栗山地域	小学校・中学校	湯西川小中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の状況を踏まえ、計画的な大規模改修等により施設長寿命化を図る。
足尾地域	小学校・中学校	足尾小学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、地域内中学校との施設統合の是非について検討を行う。
日光地域	小学校・中学校	日光中学校	施設再編	施設再編	事業に着手	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、同一中学校学区内において学校の統合・集約の是非について検討を行う。
日光地域	小学校・中学校	東中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模改修等により施設長寿命化を図る。
藤原地域	小学校・中学校	藤原中学校	施設継続	機能継続	事業に着手	
足尾地域	小学校・中学校	足尾中学校	施設廃止	機能継続	完了	建物の老朽化の状況、教育環境の改善を踏まえ、地域内小学校との施設統合の是非について検討を行う。
栗山地域	小学校・中学校	栗山中学校	施設廃止	機能継続	完了	地域内小学校と施設統合を調整し、当該学校は廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
今市地域	学校関連	不登校適応指導教室「若杉学級」	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的な改修等により機能の充実を踏まえ、長寿命化を図る。
日光地域	学校関連	日光学校給食センター	施設継続	機能継続	未着手	計画的な改修等により長寿命化を図る。改修等に際しては、将来的には減少が見込まれる配食数等を踏まえ、施設規模等の総合的な見直しを検討する。
足尾地域	学校関連	足尾学校給食センター	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的な改修等により長寿命化を図る。改修等に際しては、将来的には減少が見込まれる配食数等を踏まえ、施設規模等の総合的な見直しを検討する。
栗山地域	学校関連	湯西川教職員住宅	施設継続	機能継続	未着手	計画的な改修等により施設長寿命化を図る。
今市地域	保育園	並木保育園	施設廃止	機能継続	事業に着手	保育施設整備計画に基づき、地域内の保育需要の将来の見通しも加味しながら、地域内の同機能施設との統合や民間幼稚園・保育園の動向を踏まえた民間活力の導入を含め、検討を進める。
今市地域	保育園	せせらぎ保育園	施設廃止	機能継続	事業に着手	
今市地域	保育園	原町みどり保育園	施設廃止	機能継続	事業に着手	
今市地域	保育園	しばやま保育園	施設廃止	機能継続	事業に着手	
今市地域	保育園	落合児童館	施設継続	機能継続	事業に着手	保育施設整備計画に基づき、今後の保育型児童館のあり方を検討し、機能の転換や、民間幼稚園・保育園の動向を踏まえた民間活力の導入を含め、検討を行う。
今市地域	保育園	豊岡児童館	施設継続	機能継続	完了	保育施設整備計画に基づき、今後の保育型児童館のあり方を検討し、機能の転換や、民間幼稚園・保育園の動向を踏まえた民間活力の導入を含め、検討を行う。
今市地域	保育園	塩野室児童館	施設継続	機能継続	完了	

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第1期	機能 (サービス) 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性(第1期時点)
日光地域	保育園	日光保育園	保有形態変更	保有形態変更	未着手	保育施設整備計画に基づき、地域内の保育需要の将来の見通しも加味しながら、地域内の同機能施設との統合や民間幼稚園・保育園の動向を踏まえた民間活力の導入について検討を進める。
日光地域	保育園	所野保育園	保有形態変更	保有形態変更	未着手	保育施設整備計画に基づき、将来的に近隣公共施設等への機能の複合化について検討を進める。
日光地域	保育園	小来川保育園	施設廃止	機能継続	検討に着手	保育施設整備計画に基づき、地域内の民間幼稚園へ機能の継続により、施設を廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
日光地域	保育園	清滝保育園	保有形態変更	保有形態変更	完了	地域内の機能の集約とともに、民営化により、各施設については廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
藤原地域	保育園	藤原保育園	保有形態変更	保有形態変更	完了	地域内の機能の集約とともに、民営化により、各施設については廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
藤原地域	保育園	鬼怒川保育園	保有形態変更	保有形態変更	完了	
藤原地域	保育園	高德保育園	保有形態変更	保有形態変更	完了	
藤原地域	保育園	下原保育園	保有形態変更	保有形態変更	完了	
藤原地域	保育園	三依保育園	施設廃止	機能継続	完了	保育施設整備計画に基づき、将来的に近隣公共施設等への機能の複合化について検討を進める。
足尾地域	保育園	足尾認定こども園	施設継続	機能継続	検討に着手	保育施設整備計画に基づき、計画の改修等により施設長寿命化を図る。
栗山地域	保育園	栗山中央保育園	施設廃止	機能継続	完了	栗山庁舎へ機能の統合・複合化を完了調整し、当該施設は廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
栗山地域	保育園	湯西川保育園	施設継続	機能継続	事業に着手	当該施設については廃止の方で検討を進め、機能については、近隣施設の中への統合を検討する。
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館だいや (だいや児童クラブ第1)	施設廃止	機能継続	未着手	今後施設の老朽化が進行した場合や将来的には、市内小中学校の統廃合等の可能性も見据え、教育部局と調整のうえ、学校内に放課後児童対策事業に必要なスペース確保する等の対応について検討を進める。
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館だいや分館 (だいや児童クラブ第2・第3)	施設廃止	機能継続	未着手	
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館おおさわ (おおさわ児童クラブ第1)	施設廃止	機能継続	未着手	
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館おおさわ分館 (おおさわ児童クラブ第2～第5)	施設廃止	機能継続	未着手	
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館いのくら (いのくら児童クラブ第1)	施設廃止	機能継続	未着手	今後施設の老朽化が進行した場合や将来的には、市内小中学校の統廃合等の可能性も見据え、教育部局と調整のうえ、学校内に放課後児童対策事業に必要なスペース確保する等の対応について検討を進める。
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館いのくら分館 (いのくら児童クラブ第2)	施設廃止	機能継続	未着手	
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館おおむろ (みどりっ子児童クラブ第1・第2)	施設廃止	機能継続	未着手	
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館おおむろ分館 (第2みどりっ子児童クラブ)	施設廃止	機能継続	未着手	
今市地域	放課後児童クラブ	こどもオアシス館みなみはら (みなみはら児童クラブ第1・第2)	施設廃止	機能継続	未着手	学校統廃合により、統合先の学校内に必要な機能が継続され、施設は廃止されることから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
日光地域	放課後児童クラブ	スマイルクラブ	施設廃止	機能継続	完了	
日光地域	放課後児童クラブ	野口っ子クラブ	施設継続	機能継続	完了	
藤原地域	放課後児童クラブ	鬼怒川児童館	施設廃止	機能継続	完了	
藤原地域	放課後児童クラブ	川治たんぽぽ広場	施設廃止	機能継続	完了	将来的に近隣公共施設等への機能の複合化について検討を進める。
藤原地域	放課後児童クラブ	下原児童館	施設継続	機能継続	未着手	建物の状況を踏まえながら、計画的な大規模改修等により施設長寿命化を図る。

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第1期	機能 (サービス) 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性（第1期時点）
栗山地域	放課後児童クラブ	栗山たんぽぽ広場	施設廃止	機能継続	完了	栗山庁舎へ機能の統合・複合化を完了調整し、当該施設は廃止したことから、計画上の事業は完了。跡地利用については、市有財産の利活用方針に基づき整理。
今市地域	市営住宅	清原住宅	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修により施設の長寿命化、社会ニーズにあった施設機能の改善を図る。
今市地域	市営住宅	豊田住宅	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	市営住宅	松原住宅	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	市営住宅	明神住宅	施設継続	機能継続	事業に着手	
今市地域	市営住宅	倉ヶ崎住宅	施設継続	機能継続	事業に着手	
日光地域	市営住宅	花石町住宅	施設再編	施設再編	事業に着手	建物の老朽化の状況や将来的な需要の見通しも加味し、入居者の意向を踏まえた、地域内他市営住宅への集約・統合の検討を行う。
日光地域	市営住宅	久次良町第1住宅	施設再編	施設再編	事業に着手	
日光地域	市営住宅	久次良町第2住宅	施設再編	施設再編	事業に着手	
日光地域	市営住宅	稲荷町住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修により施設の長寿命化を図るとともに、入居者の意向等を踏まえた地域内同機能施設の機能の集約を行う。
日光地域	市営住宅	所野第2住宅	施設廃止	機能廃止	事業に着手	安全性確保のための修繕等で対応し、将来的に廃止の方向で検討する。なお、入居者の意向等を踏まえながら地域内の他市営住宅への集約を促す。
日光地域	市営住宅	所野広久保住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図る。
日光地域	市営住宅	湯元住宅	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図る。
日光地域	市営住宅	中宮祠住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図る。
藤原地域	市営住宅	大原住宅	施設継続	機能継続	事業に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図るとともに、入居者の移行等を踏まえた地域内他市営住宅からの集約を促す。
藤原地域	市営住宅	自由ヶ丘住宅	施設廃止	機能廃止	事業に着手	当該施設については、安全性確保のための修繕等で対応し、将来的に廃止する。なお、入居者の移行等を踏まえながら、地域内の他市営住宅への集約を促す。
藤原地域	市営住宅	下原住宅	施設廃止	機能廃止	完了	当該施設については、安全性確保のための修繕等で対応し、将来的に廃止する。なお、入居者の移行等を踏まえながら、地域内の他市営住宅への集約を促す。
足尾地域	市営住宅	足尾松原住宅	施設廃止	機能廃止	検討に着手	当該施設については、安全性確保のための修繕等で対応し、将来的に廃止の方向で検討する。なお、入居者の意向等を踏まえながら地域内の他市営住宅への集約を促す。
足尾地域	市営住宅	田元住宅	施設廃止	機能廃止	検討に着手	
足尾地域	市営住宅	赤沢住宅	施設廃止	機能廃止	検討に着手	
足尾地域	市営住宅	遠下住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図る。
足尾地域	市営住宅	上間藤住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図るとともに、入居者の意向等を踏まえた地域内同機能施設の機能の集約を行う。
足尾地域	市営住宅	上間藤単独住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	
足尾地域	市営住宅	渡良瀬単独住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図るとともに、入居者の意向等を踏まえた地域内同機能施設の機能の集約を行う。
足尾地域	市営住宅	足尾勤労単身者住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修による施設長寿命化や、社会ニーズに合った施設機能の改善を図る。
足尾地域	市営住宅	赤沢中央住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	
足尾地域	市営住宅	改良住宅通洞	施設継続	機能継続	検討に着手	
足尾地域	市営住宅	改良住宅向原1号館	施設継続	機能継続	検討に着手	

地域	施設用途	施設名	施設 (建物) 第1期	機能 (サービス) 第1期	第1期中の 対応	今後の方向性（第1期時点）
栗山地域	市営住宅	日向住宅	施設廃止	機能廃止	検討に着手	当該施設については、安全性確保のための修繕等に対応し、将来的に廃止の方向で検討する。なお、入居者の意向等を踏まえながら地域内の他市営住宅への集約を促す。
栗山地域	市営住宅	仲内住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	計画的改修等により、社会ニーズにあった施設機能の改善を図る。
栗山地域	市営住宅	湯西川住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	
栗山地域	市営住宅	西川住宅	施設継続	機能継続	検討に着手	

③方向性別改善の進捗状況

令和2（2020）年の計画見直し時の対象施設 256 施設において、決定された方向性及び現時点での実施結果は下表の通りです。

見直し対象 256 施設のうち、施設継続は 98 施設で、施設廃止・保有形態再編・施設再編の対象を 158 施設としました。方向性別では、施設廃止 72 施設、保有形態変更 62 施設、施設再編が 24 施設としました。

民間企業や地元自治会等への譲渡を前提とした「保有形態変更」は 62 施設あり、このうち施設廃止の完了が 6 施設、施設譲渡の完了が 8 施設でした。「施設再編」とされていた施設は、複数施設間での再編を検討する方向性のため、全施設の削減が目的ではありませんが、24 施設のうち施設集約の完了が 1 施設となっています。

図表 2-5 対象 256 施設の計画達成状況

全施設	2020年 見直し時 対象施設 数	2023 時点 施設数	第1期実行計画対応施設			対応済 割合
			廃止	譲渡	対応 施設計	
施設廃止	72	36	36		36	50.0%
保有形態変更	62	45	12	5	17	27.4%
施設再編	24	23	1		1	4.2%
廃止・変更・再編計	158	104	49	5	54	34.2%
施設継続	98	94	4		4	
合計	256	198	53	5	58	

④用途別改善の進捗状況

令和2（2020）年の計画見直し時の対象施設 256 施設の、施設用途別での施設見直しの実施結果は以下の通りです。

図表 2-6 施設用途別対象施設の計画達成状況

施設用途別	第1期実行計画における方向性						対応結果				
	対象 施設数	廃止	保有 変更	再編	対応 施設計	継続	施設 廃止	施設 譲渡	完了 施設計	未完了 施設	未完了 施設(%)
庁舎等	9	3		1	4	5	2		2	2	50.0%
文化会館	3	2			2	1	1		1	1	50.0%
美術館・博物館等	2				0	2					—
産業系	11	4	6	1	11	0	2		2	9	81.8%
観光	29	3	8	2	13	16	1		1	12	92.3%
保健・福祉	13	5			5	8	4		4	1	20.0%
スポーツ	16	4		4	8	8	4		4	4	50.0%
公民館	5	3			3	2	3		3	0	0.0%
図書館	2			1	1	1				1	100.0%
コミュニティセンター	4	2			2	2	1		1	1	50.0%
集会所等	57	15	41		56	1	14	5	19	37	66.1%
小中学校	36	4		12	16	20	6		6	10	62.5%
学校関連	4				0	4					—
保育園	19	7	7		14	5	9		9	5	35.7%
放課後児童クラブ	15	13			13	2	5		5	8	61.5%
市営住宅	31	7		3	10	21	1		1	9	90.0%
合計	256	72	62	24	158	98	53	5	58	100	63.3%

※「対応施設数」：「対応施設計」と「施設継続」の合計。

「対応施設計」：「施設集約」、「保有変更」、「施設再編」を行った施設。

第1期実行計画において、廃止が完了したのは 53 施設、施設譲渡が 5 施設で、施設用途別には、集会所等施設が廃止、譲渡を合わせて 19 施設で最も多く、次いで、保育園 9 施設が多くなっています。未完了施設は全体では 100 施設（63.3%）となっており、割合では図書館、観光施設、市営住宅の順で高くなっています。

⑤地域別改善の進捗状況

図表 2-7 地域別の計画達成状況

施設用途別	第1期計画での施設ごと方向性						「施設継続」以外の、第1期計画の実施実績				
	対象施設数	廃止	保有変更	再編	対応施設設計	継続	施設廃止	施設譲渡	完了施設設計	未完了施設設計	未完了施設(%)
今市	66	19		9	28	38	4		4	24	85.7%
日光	53	9	13	9	31	22	9	1	10	21	67.7%
藤原	41	14	16	3	33	8	17	3	20	13	39.4%
足尾	50	21	10	2	33	17	9		9	24	72.7%
栗山	46	9	23	1	33	13	10	1	11	22	66.7%
合計	256	72	62	24	158	98	49	5	54	104	65.8%

※「対応施設数」：「対応施設設計」と「施設継続」の合計。

「対応施設設計」：「施設集約」、「保有変更」、「施設再編」を行った施設。

見直し対象施設 256 施設のうち、廃止・保有変更・再編を計画した対応施設は、各地域ともほぼ均等に 30 施設前後ありますが、地域によって対応した施設数にばらつきがあります。

廃止・譲渡・集約が完了した施設数が最も多いのは藤原地域の 20 施設、次いで栗山地域の 13 施設です。日光地域 10 施設、足尾地域は 9 施設あるものの、今市地域は 4 施設に留まっています。

(3) 用途別の削減、集約化、運営面の改善等に関する効果

施設用途	第1期の取り組み	課題	今後の改善の方向性
庁舎等	- 各行政センター等については、再整備にあたり周辺公共施設との複合化を原則として実施した。（豊岡地区センター、清滝出張所） - 計画的な設備の更新（消防本部・今市消防署、大沢分署、川治分署） - 窓口業務を郵便局に委託することにより業務の効率化を図った。（清滝郵便局、川治郵便局） - 小来川地区センターは、周辺公共施設との複合化についての検討を踏まえ、再整備することで方向性を整理した。	- 南原出張所、中宮祠出張所については、第1期の期間において整理できなかった。 - 清滝出張所においては、近隣の郵便局に窓口業務を委託したが、女性サポートセンターに統合した出張所機能は廃止できず重複している状況。	他の公共施設との複合化・集約化を前提に施設整備を進めるとともに、集約が困難な施設については長寿命化を図る。また、民間活力導入等による事務の効率化を目指す。
文化会館	- 耐震化されていない施設については休廃止し、暫定的に今市文化会館を使用しつつ、新文化会館の建設について検討を開始。 - 今市文化会館の劣化状況が著しいことから、施設管理方針を策定し、安定的な運営を図っている。	今市文化会館の施設劣化状況が著しいことから、設備等の故障リスクが高く、新文化会館建設を早急に進めていく必要がある。	市域全体で施設の統廃合を図り、将来的には総合文化会館は1箇所を集約するとともに、小規模な利用は、学校施設や民間施設の活用を図る。
美術館・博物館等	- 計画的な改修の実施により、施設の健全な維持に努めた。（小杉放電記念日光美術館） - リモートロック導入により利用者の利便性向上を図るとともに、人件費の減による運営コスト削減に繋げた。（杉並木公園ギャラリー）	- 美術館については、市内唯一の施設であり、今後も継続する施設であることから、これまでの事後保全から予防保全への転換を進める必要がある。 - ギャラリーは、利用頻度も高く躯体の状況も健全であることから、現時点において課題はない。	施設の環境を整備するとともに、企画展示等の工夫、強化により利用者数の増加に努める。また、事業運営コストの削減により安定的な経営を目指す。

施設用途	第 1 期の取り組み	課題	今後の改善の方向性
産業系	- 検討の対象とした 11 施設のうち、3 施設を廃止。（日光やしおの湯農林産物直売所、農山村生活体験の家、公設地方卸売市場） - 施設の劣化状況が著しい施設について施設のあり方自体を見直すことに着手した。（農村環境改善センター） - 小来川地区の対象 2 施設については、小来川地区活性化委員会において再編を検討中。（小来川林業研修センター、ふれあいの郷小来川） - その他施設（栗山地域）については、未着手の状況。	- 未着手の栗山地域の施設について検討を開始する必要があるが、施設のほとんどが地元関係者が運営する生産組合であり、人材不足が顕著となっている。 - このため、施設の方向性を決定する前段として地域振興の視点から検討が必要。	利用状況と設置目的が乖離している施設については、施設のあり方自体を見直すとともに、施設管理を利用者等である生産組合に委託している施設については譲渡を検討する。
観光施設	- 検討の対象とした 12 施設のうち 3 施設を休廃止。（今市宿市縁ひろば、交流促進センター、野門温泉共同浴場「家康の湯」） - 廃止した 1 施設及び利用が低調な施設については、別の機能で有効活用を図った。（交流促進センター→教育支援センター、花の渡良瀬公園（多目的施設）→子ども食堂） - その他保有形態変更（譲渡）を目指した施設については、地元自治会等関係者との協議により譲渡は困難となっている。（みよりふるさと体験村センター及びキャンプ場、上栗山温泉共同浴場「開運の湯」、川俣湖温泉共同浴場「上人一休の湯」） - 施設再編を検討した施設は、設備の改修や再編計画の策定に着手。（庚申山荘、足尾銅山観光） - 未着手は 1 件。（自然体験交流センター「安らぎの森四季」）	- 第 1 期計画において施設継続、機能継続とした観光施設 16 件のうち、特に温泉施設の老朽化が進み、今後の方向性を定める必要がある。 - 保有形態変更を目指した施設については、ほとんどが地元関係者が運営する団体であり、人材不足が顕著となっている。 - このため、施設の方向性を決定する前段として観光振興及び地域振興の視点から検討が必要。	民間施設との競合や採算性を見ながら、公共サービスとしての必要性を明確にしたうえで、施設廃止や民間譲渡についても検討する。
保健・福祉	- 検討の対象とした 5 施設のうち 4 施設を廃止。（足尾保健・高齢者生活福祉センター「銅やまなみ館」、藤原保健センター、藤原高齢者福祉センター、こども発達支援センター「うぐいす園」） - 藤原福祉センター「ふじの郷」については、社会福祉協議会の事務所となっていることから実質的には廃止の状況。 - 廃止に伴い、保健センターやこども発達支援センターの機能は、行政センター及び今市保健福祉センターに機能移転した。（足尾保健・高齢者生活福祉センター「銅やまなみ館」、藤原保健センター、こども発達支援センター「うぐいす園」） - 対象外の施設（日光福祉保健センター）についても、事業内容を精査し、入浴事業を廃止した。	- 第 1 期計画において施設継続、機能継続とした施設のうち診療所は、指定管理期間を（令和 4 年度～令和 6 年度）3 年としたことから今後の方向性を早急に定める必要がある。 - デイサービスセンターは、介護人材が不足している状況から将来運営が困難となる可能性が高いことから施設の再編について検討する必要がある。	各地域によって異なるニーズに見合ったサービスの提供とすることで、この施設規模を縮小するとともに、他の公共施設等との複合化を図る。

施設用途	第 1 期の取り組み	課題	今後の改善の方向性
スポーツ	- 検討の対象とした8施設のうち4施設を廃止。（川治プール、藤原プール、足尾プール、足尾原体育館） - 建て替えに合わせた近隣体育館（学校施設）との共有化について検討する4施設については、日常的な修繕のみにとどまっていることから、抜本的な見直しを検討していない状況。（落合運動公園、豊岡運動公園、日光体育館、湯西川体験農業交流センター） - 受益者負担の観点から、減免制度及び利用料金の見直しについては、検討に着手した。	- 市内の体育館全体の位置づけを整理する中で、とくに老朽化の進捗が著しい施設について早急にその方向性を定める必要がある。 - 体育館の廃止に当たっては、利用者等との十分な調整が必要。	各地域内で様々な機能が重複していることから、老朽化や利用状況等を踏まえ、廃止や集約化を検討する。 廃止や集約化に伴い、代替措置として学校体育館との共有化や周辺自治体のスポーツ施設との相互利用等について検討を行う。 また、利用者負担の原則から減免・優遇制度を含めて利用者料金の見直しを検討する。
図書館	- 今市図書館については、12条点検に基づき、早期に改修等を実施し、健全な施設の維持に努めた。 - 藤原図書館については、老朽化が著しく暫定的な補修により運営している状況。 - ITの活用については、電子図書の保有数拡充に努めている。	藤原図書館については、設備関係が著しく劣化し、応急処置的に対応しているが、抜本的な改修に当たっては、多額の費用が想定されることから、早期に方向性を定める必要がある。	今市図書館を中央図書館としての位置づけるとともに、他図書館については、運営コストの削減を図りながら利用者の増加に努める。 また、藤原図書館については、他の公共施設等との複合化を検討する。 加えて、ITを活用することによって施設に頼らないサービスの更なる充実を図る。
公民館	- 廃止の検討をした3施設については、すべて施設廃止に至った。（川俣公民館、日向公民館、旧足尾公民館） - 施設再編とした2施設については、検討に着手した。（中央公民館、勤労青少年ホーム）	- 中央公民館については、劣化が著しく早急にその方向性を定める必要がある。 - 勤労青少年ホームについては、利用者数が大幅に減少していることから、その機能を中央公民館に集約することで整理が必要。 - 利用者数が減少傾向にあるため、利用促進を図る工夫が必要。	公民館は稼働率も低く有効に活用されていないことから、利用状況を踏まえた施設規模とするとともに、他の集会施設等との集約化を図る。また、主催事業を見直し、運営を効率化する。
コミュニティセンター	- 検討の対象とした4施設のうち1施設を廃止し、既存のコミュニティセンターへ他施設の機能を集約させることで、施設総量を圧縮した。（下原地区コミュニティセンター→赤間々会館） - 大規模改修が必要となった際の施設廃止について、地元自治会や利用者等との協議を行った。（今市中央コミュニティセンター） - 上記4施設に含まれていなかった出張所併設のコミュニティセンターについては、未着手の状況。（南原地区コミュニティセンター、奥日光コミュニティセンター） - 第1期において用途の分類を集会所とした3つのコミュニティセンター（所野、鬼怒川、川治）のうち、第2期も存在する所野コミュニティセンターは、集会所としての地元協議は決着済み。	- 未着手の2施設については、出張所と合わせ方向性を定める必要がある。 - コミュニティセンターの廃止に当たっては、公民館の機能拡充など、代替措置の検討が必要。	- 利用状況や老朽化を踏まえ、周辺の公共施設等との集約化を図り、保有総量を圧縮する。 - 出張所併設のコミュニティセンターについては、施設のあり方を含めて検討する。

施設用途	第 1 期の取り組み	課題	今後の改善の方向性
集会所等	● 対象となる 54 施設のうち、関の沢集会所を除くすべての施設について廃止または保有形態変更（自治会への譲渡）を前提に地元自治会と協議を行った。 ● このうち、14 施設については自治会に譲渡し、9 施設は廃止した。 ● 用途の分類を集会所としたコミュニティセンター 3 施設については、次のとおり対応した。（所野コミュニティセンターは、大規模改修が必要となった際の施設廃止について、地元自治会や利用者等との協議を実施・鬼怒川コミュニティセンターについては、施設廃止・川治地区コミュニティセンターについては、地元自治会や利用者等との協議を実施） ● なお、下記の 4 施設は廃止にあたり、既存施設との統合を行った（内の龍集会所を向原集会所へ統合、餅ヶ瀬集会所と唐風呂集会所を原集会所へ統合、南橋集会所を上間藤集会所へ統合）。 ● 現時点で 29 施設については、自治会と協議継続中。（日光 1 施設、藤原 2 施設、足尾 17 施設、栗山 9 施設） ● 1 施設については、自治会と地域や施設の状況を協議・検討し、当面の間、市有施設での存続とした。（滝ヶ原間伐材等利用推進施設）	● 協議継続中となっている施設の多くが自治会員の減少、高齢化、自治会が将来必要となる解体費用を用意できないなどの理由により譲渡が困難な状況にある。 ● 譲渡の前提となる施設の改修に多額の費用を要する案件が増加しており、民間施設の活用など代替措置による対応の検討が必要。 ● 譲渡の取り組み期間を限定し、譲渡困難なケースの対応方法を定める必要がある。	● 利用状況や老朽化を踏まえ、周辺の公共施設等との集約化・多機能化又は地元自治会等への譲渡・代替施設の活用等を検討する。

施設用途	第 1 期の取り組み	課題	今後の改善の方向性
小学校・中学校	● 学校施設については、「日光市立小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方」に基づき、中学校区を基本とし、隣接する小学校同士での再編、又は小中学校の併設などの手法により検討を進めた。 ● 検討に当たっては、対象校の保護者や地域住民などに対する説明会を開催するとともに、「地元検討会」を設置し、日光市公共施設マネジメント計画の視点も考慮したうえで、地元の意見や要望を十分踏まえて進め、以下のとおり統廃合を実施した。 ①今市地域の統廃合 (小百小学校→大桑小学校に統合) ②日光地域の統廃合 (野口小学校、所野小学校→日光小学校に統合) ③藤原地域の統廃合 (三依小学校・三依中学校→小中一貫校：統合先 三依中学校) ④足尾地域の統廃合 (足尾小学校、足尾中学校→小中一貫校：統合先 足尾小学校) ⑤栗山地域の統廃合 (栗山小学校、栗山中学校→小中一貫校：統合先 栗山小学校) ※児童生徒数の減少により令和4年度末で廃校 ● 「日光市立小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方」については、策定後、相当年数経過していることから、学校の実態（現状）や児童・生徒数の推移を改めて精査したうえで、改定を行った。	● 生徒・児童数の将来推計に基づき、長期的な視点により抜本的な学校再編を行う必要がある。 ● 児童生徒数の減少により生じる余裕スペースについて、他の公共施設の機能を移転するなど活用について検討を進める必要がある。 ● 公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）においての整理が困難なことから、別途個別計画として整理する必要がある。	年少人口減少によって増加する余裕スペースの有効活用を進めるため、学校施設と他の公共施設等との複合化を図るとともに、時代に即した教育環境を維持しながら、学校施設の再編や小中併設校化を進め、施設総量の縮減を図る。また、今後の建て替え・改修の際には、省エネ・低炭素性の環境配慮型施設とするなどランニングコストの圧縮を図る。
保育園	● 行政センターの整備に伴い小規模保育施設として複合化した。 (三依保育園、くりやま保育園) ● くりやま保育園の小規模保育施設整備に合わせ、園児数が少ない保育園を廃止し統合。 (栗山中央保育園、湯西川保育園) ● 藤原地域の保育施設について施設統合のうえ、民間活力を活用し新たな施設を整備。 (藤原保育園、下原保育園、高德保育園、鬼怒川保育園) ● 今市地域の保育施設について老朽化が進む地域内の4園の統合に向けて新施設の整備に着手。 (並木保育園、せせらぎ保育園、原町みどり保育園、しばやま保育園) ● 地区の公共施設全体について再編の検討を開始。 (小来川保育園) ● 日光保育園、所野保育園、中宮祠保育園、足尾認定こども園の4園については未着手。	● 子どもの数が減少傾向にある中、施設が過剰となるおそれがあり、民間事業者の圧迫に繋がることが懸念される。 ● 特に、中山間地域など子どもの数が著しく少ない地域については、施設整備が過大となる可能性が高く、民間事業者の参入も困難となることから、実情に合った保育の形態を検討する必要がある。 ● 民間施設を利用した保育園、老朽化が進み未耐震となっている保育園について予防保全の取り組みを進める必要がある。	保育施設整備計画に基づき、民間施設の意向を踏まえながら、効果的な施設の統廃合や民営化を含めた計画的な整備を進める。また、利用者のニーズ等に対応し、建替え時における適正規模の確保など、必要十分な保育サービスの量と質を確保するとともに、公民館などの公共施設等との複合化を図る。

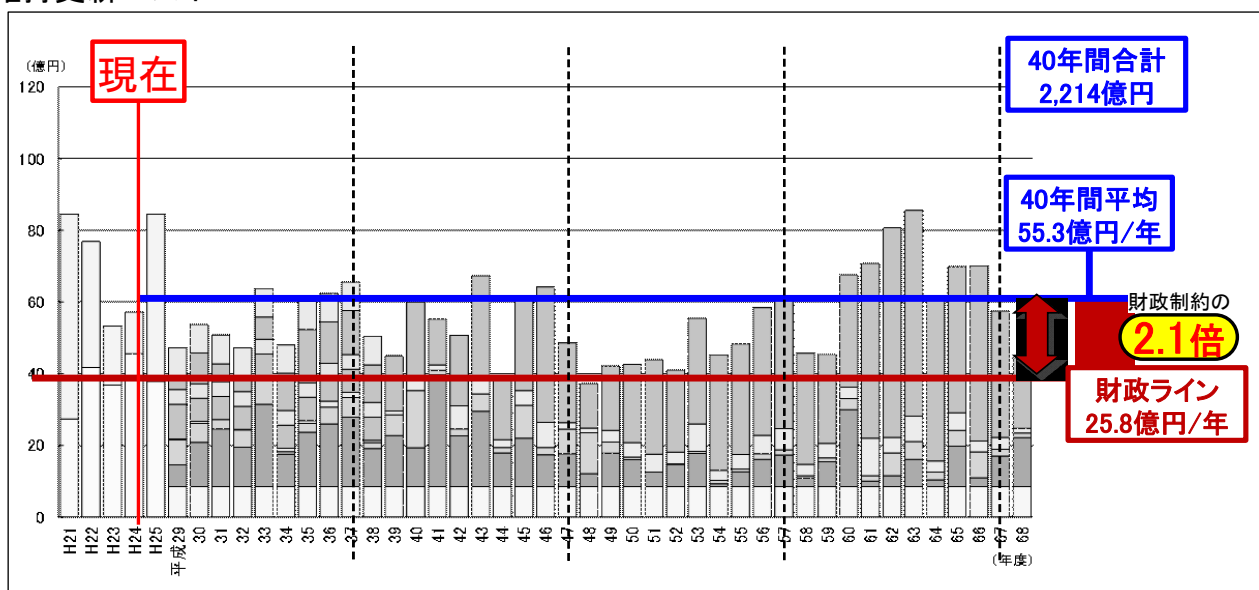
施設用途	第 1 期の取り組み	課題	今後の改善の方向性
放課後児童クラブ	● 放課後児童クラブの新たな施設整備に当たっては、学校の余裕スペースを活用を前提とし整備を進めた。（48施設中 21 施設が学校の余裕スペースを活用） ● 学校の統廃合に伴い、3つの児童クラブを廃止し、他施設に統合した。（スマイルクラブ、野口っ子クラブ、小百児童クラブ） ● 放課後児童クラブのニーズが高く、学校に余裕スペースがない場合については、既存公共施設を利用した。（豊岡児童クラブ第1） ● また、利用可能な公共施設がない場合は、専用施設を整備（今市あおぞら児童クラブ第1）したほか、近隣の空き家の借り上げを行い開所した。（今三あおぞら児童クラブ第2） ● 保育型児童館については、利用者数の減少を踏まえ2つの施設について廃止した。（豊岡児童館、塩野室児童館） ● 保育型児童館として現存する1施設については、あり方検討に向けて保護者との協議を開始。（落合児童館） ● たんぽぽ広場については、利用者数が減少傾向にあることから2つの施設を廃止した。（川治たんぽぽ広場、栗山たんぽぽ広場） ● また、残る1施設については、学校の余裕スペースを活用し移転。（小来川たんぽぽ広場）	● 将来の児童数の減少を見据え、必要な施設数、施設規模、提供するサービスを見極める必要がある。 ● 放課後児童クラブについては、学校の統廃合に合わせ、検討を進める必要がある。 ● 保育型児童館については、他保育園への転園勧奨も含め廃止を前提に検討を進め、廃止後の施設の利活用について検討する必要がある。 ● 保育型でない児童館（下原児童館）及びたんぽぽ広場については、放課後児童クラブとの整合に配慮しつつその位置づけを整理する必要がある。	学校施設の余裕スペース等を最大限に活用することにより、新たな施設整備や既存施設の縮小を図る。
市営住宅	● 市営住宅の改修に合わせ、移転補償を行うことなどで集約化を進め、市営住宅1施設を廃止。（下原住宅） ● 新規募集をしている市営住宅については、施設の長寿命化を目指し計画的な改修を実施。（清原住宅他 25 施設） ● 老朽化が進む市営住宅については、新規募集を停止した。 ● 廃止に向けた取り組みを加速させるため、移転補償制度を整備した。（千本木住宅 他 19 施設）	● 老朽化が著しく募集停止になっている市営住宅については、安全性確保の観点から、市営住宅の集約化を進める必要がある。 ● 人口減少が進んでいることから、公営住宅等の必要数を見極める必要がある。 ● 廃止した施設の解体及び跡地利活用について検討を進める必要がある。	既存利用の市営住宅については、計画的な保全（長寿命化）を図ることを優先し、新規整備は行わない。 老朽化が進んだ施設については、用途を廃止し、民間住宅の借り上げなどで対応するとともに、移転補償などソフト面での対応を充実させることで、他市営住宅との集約化を進める。 また、社会状況等に応じた施設とするため、高齢者対応の施設への転換も含め入居率の向上に努める。

施設用途	第 1 期の取り組み	課題	今後の改善の方向性
廃止済 施設	● 廃止済施設については、公共施設適正化推進会議において利活用の検討を行い、民間提案制度の活用により、一部施設については、民間活力の導入が図られた。（旧野口小学校） ● 施設の解体については、個別案件ごとに整理し、以下の4つの視点から財政効果も踏まえ取り組んできた。 ①新施設整備に伴う既存施設の解体の視点 行政センター整備に伴う旧施設の解体など ②公共的機能廃止に伴う解体の視点 特別市営住宅の解体など ③既存施設への機能移転に伴う解体の視点 清滝公民館の女性サポートセンター移転に伴う解体など ④公共機能の見直しによる解体の視点 各地域クリーンセンターのストックヤード化など ● 施設の解体にまた、財政的視点に立ち、コスト削減を重視し施設及び敷地について一括売却した案件は4件。（ユースホステル、旧御幸町分庁舎、旧小倉町分庁舎、旧栗山中学校の一部） ● 解体後の跡地のうち一部は、民間に売却。（旧藤原庁舎、旧藤原消防署）	● 施設の状況から民間提案制度の活用により、有効活用を図る案件もあるが、施設に対する地元からの要望等により、その利活用について制限がかかることから、民間提案制度の再構築が必要。 ● 条件不利地域の公共施設の廃止が多く、民間事業者の収益を求めにくい立地条件となることから、民間事業者の誘導施策の創設が必要。 ● 解体が必要な施設総数が明確でないことから、その把握を早急に進める必要がある。 ● 老朽化が著しい施設が多く、多額の財政負担が生じることから、解体の優先順位を定め、計画的に取り組むことが求められる。	廃止済みの施設については、原則として速やかに解体することを前提として第1期実行計画策定当初には整理していた。 しかしながら、機能廃止からの速やかな解体は、財政的に困難な状況にあり、解体については、個別施設の状況に鑑み施設毎に整理する必要がある。

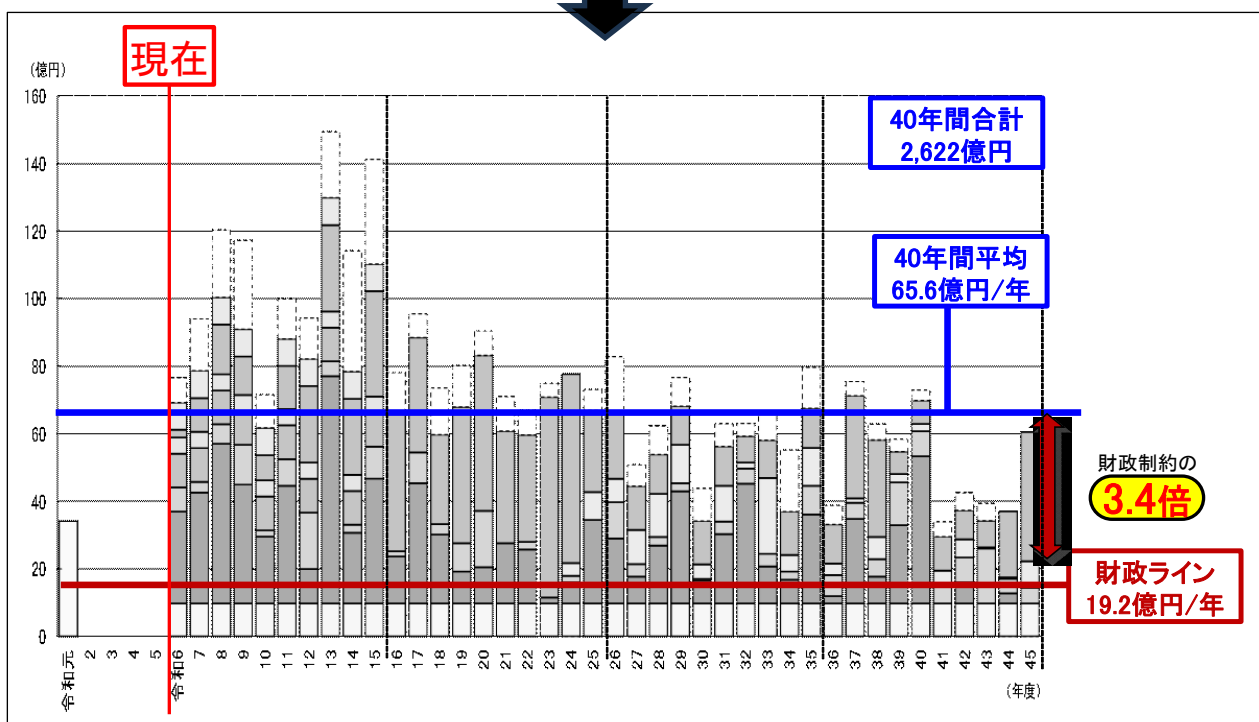
2. 取組の効果と財政状況の変化

図表 2-8 第 1 期実行計画時と現在の維持更新コスト試算の比較

維持更新コスト



平成 28（2016）年度（第 1 期実行計画での試算）



現在：令和 5（2023）年 3 月の保有量・単価をベースに変更した場合の試算

平成 28（2016）年の第 1 期実行計画においては、公共施設等の維持更新費用は、40 年間合計 2,214 億円、年平均で 55.3 億円となり、公共施設の維持更新に使える財政ラインが 25.8 億円に対し、年額 29.5 億円の乖離がありました。

一方で、公共施設 5.7 万㎡の削減にもかかわらず、工事単価の上昇と財政制約ラインの下方見直しがあったため、乖離幅は増加しています。現在試算されている維持更新費用は、40 年間合計 2,622 億円、年平均で 65.6 億円となっており、財政制約ラインからの乖離幅は 3.4 倍とむしろ

拡大傾向にあります。

このように現在の公共施設をこのまま維持管理することは不可能で、今後の人口減少や財政悪化も想定する必要があるため、更なる維持管理費・運営費の削減を図り、削減目標の達成と財政負担の平準化を目指す必要があります。

平成 28（2016）年度の単価（総務省ソフトの単価）

建物の用途	建替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政施設等	40 万円/㎡	25 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設・公園	36 万円/㎡	20 万円/㎡
学校教育系施設・子育て支援系施設	33 万円/㎡	17 万円/㎡
市営住宅	33 万円/㎡	17 万円/㎡

※老朽箇所修繕費は 3,000 円//㎡・年と想定

令和 5（2023）年 3 月の単価（直近の実勢コスト）

建物の用途	建替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政施設等	52.6 万円/㎡	38.3 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	47.3 万円/㎡	34.3 万円/㎡
学校教育系施設	43.4 万円/㎡	26.1 万円/㎡
子育て支援系施設	43.4 万円/㎡	31.2 万円/㎡
公園	43.4 万円/㎡	23.2 万円/㎡
市営住宅	28 万円/㎡	17 万円/㎡

※ 老朽箇所修繕費は 2,000 円/㎡・年と想定

※ 「市民文化系・社会教育系・行政施設等」は市庁舎の改修単価、「市営住宅」の単価は実績単価、それ以外の建物は「市民文化系・社会教育系・行政施設等」の単価を総務省コストの比率でかけたもの

※ 文化会館は別途試算

3. 施設単位での効果検証

(1) 栗山行政センター・公民館・デイサービスセンター・保育園の複合・集約化

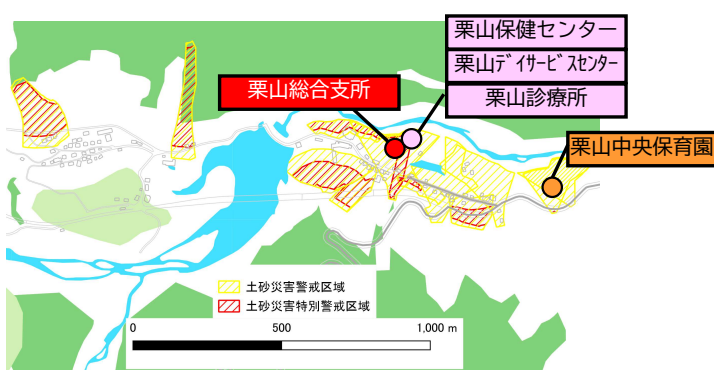
●集約化、複合化の経緯

旧栗山村役場を活用した栗山庁舎（栗山総合支所）は、1973 年（昭和 48 年）に建築された建物で、築 40 年以上が経過し、栗山公民館と複合化されていました。また、栗山保健センターは、栗山診療所・栗山デイサービスセンターとの複合施設となっていたが、当施設も築 30 年以上が経過していました。これらの施設の近隣には、地区内で唯一の栗山中央保育園がありました。なお、栗山庁舎、栗山保健センター、栗山中央保育園は、いずれも土砂災害警戒区域に立地していました。

図表 2-9 第 1 期実施計画前の施設状況（栗山地域）

第 1 期計画前の各施設の状況（2014年時点）

●施設配置状況



←地図外



川俣公民館

地図外→



日向公民館

- 栗山総合支所、栗山保健センター、栗山中央保育園が栗山地域中央部に立地している。
- 栗山公民館周辺の公民館（貸室機能有り）は、川俣と日向の 2 力所にあり、中心部には立地していなかった。

●施設一覧

	施設名	延床面積 (㎡)	構造	建築年度	築年数 2014年 現在
複合	栗山総合支所	2084	RC造	1973	41
	栗山公民館				
	日向公民館				
	川俣公民館	700	RC造	1977	37
	栗山保健センター	423	RC造	1976	38
複合	栗山保健センター	376	RC造	1983	31
	栗山デイサービスセンター				
	栗山診療所				
	栗山中央保育園	292	W造	1973	41

※栗山公民館は管理機能のみ。

【栗山総合支所周辺の施設状況】

- 栗山総合支所・栗山保健センターに集約されていたが、両施設ともに土砂災害警戒区域に立地していた。
- 公民館は、日向及び川俣の各集落にあった。
- 保育園は、今後園児数の増加は見込めない状況にあった。

●集約化、複合化の効果

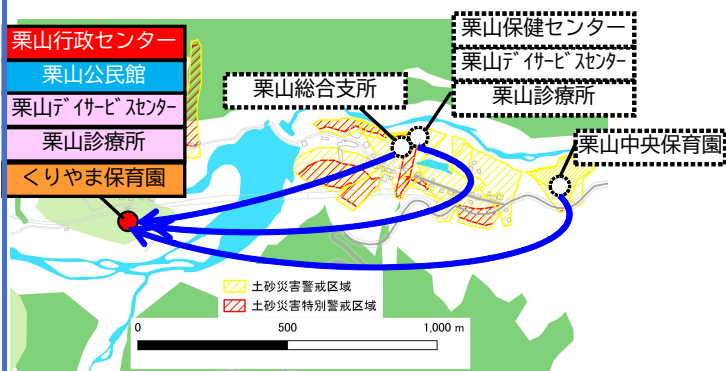
本市では、2017（平成 29）年度に実施された栗山庁舎の建替え時期に合わせて、栗山診療所・栗山デイサービスセンター、日向公民館及び川俣公民館を統合した栗山公民館、保育園機能のくりやま保育園を複合化の上で移転新築し、集約化を行いました。

これにより、地区内の公共施設の土砂災害警戒区域からの施設移転が図れたほか、施設保有面積が 3,875 ㎡から 1,288 ㎡へと 2,587 ㎡の保有面積縮小、築 40 年を経過する老朽施設の更新を同時に行いました。

図表 2-10 第1期実行計画完了時点での施設状況（栗山庁舎周辺）

第1期計画完了時の状況（2023年時点）

●施設配置状況



●施設一覧

	施設名	延床面積 (㎡)	構造	建築年度	築年数 2023年 現在
複合	栗山行政センター	1288	S造	2017	5
	栗山公民館				
	栗山デイサービスセンター				
	栗山診療所				
	くりやま保育園				

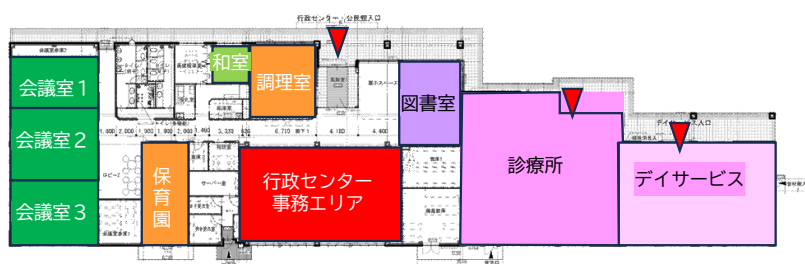
【栗山庁舎周辺の施設複合化】

- 栗山庁舎を新築し、栗山行政センター、公民館、デイサービスセンター、診療所、保育園機能を複合化
- 土砂災害警戒区域に立地していた公共施設を、区域外へ移転
- 川俣・日向の2公民館の統合
- 栗山保健センターは、窓口のみ残り業務は今市地域へ移転
- 小規模保育園として、行政センター内に保育機能を移転
- 削減面積：2,587㎡
- 老朽化した5施設の更新



施設外観写真出典：「日光の木」
(環境森林課協力協賛サイト)

- 平屋建て。建物の入り口は「行政センター・公民館・保育園」「診療所」「デイサービス」の3か所があり、平常時は機能を完全に分離した形で使用されている。

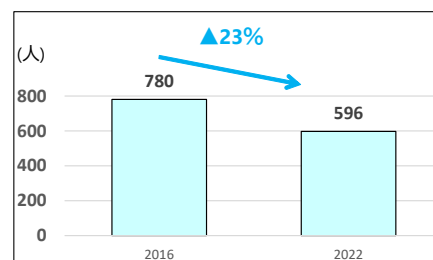


施設平面図

●集約化前後の比較検証

①栗山庁舎周辺の人口増減

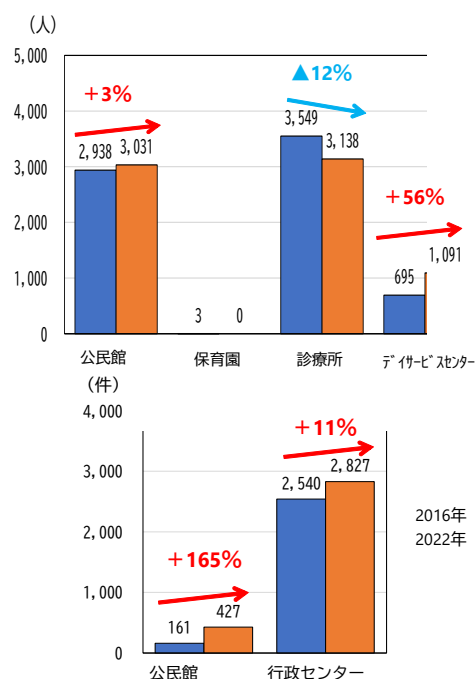
栗山地域栗山庁舎周辺（黒部、土呂部、日向、日蔭、上栗山、若間、野門、川俣）の人口は、2016年の780人から2022年までの6年の間に184人（23%）減少しています。



②複合前後での施設利用の状況

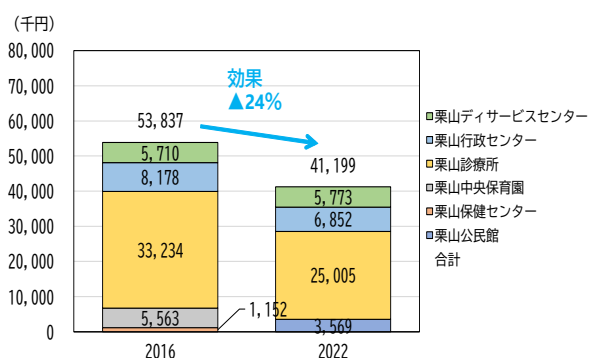
地域人口の減少にもかかわらず、栗山庁舎の施設全体の利用状況は、増加または緩やかな減少にとどまっています。利用者数では、栗山公民館、栗山デイサービスセンターの利用者がそれぞれ増加傾向にあります。また、栗山診療所についても地域の人口減少率よりも低い12%の減少にとどまっています。公民館は、分散していた川俣・日向公民館の利用者数合計より多いことから、現在地への移転は新たなニーズを掘り起こしたことも考えられます。

また、栗山行政センターの利用件数も11%の増加傾向にあります。



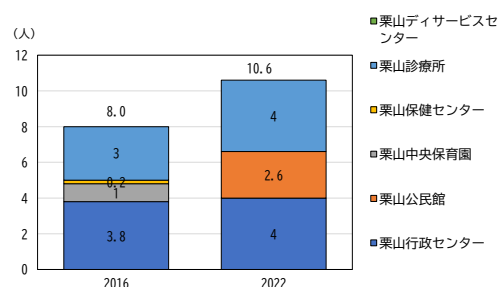
③統合前後での施設コストの状況

統合前後での施設の維持管理に係るコストは、統合前の5,383万円/年から、統合後には4,120万円/年へと24%減少しています。2022年度のデータには園児数0名のため、くりやま保育園の経費が含まれていませんが、2016年度の合計額から栗山中央保育園の維持管理コストを除いた4,828万円/年と比較した場合でも、15%のコスト縮減となっています。縮減幅が大きいのは栗山診療所で、800万円/年の縮減が図られています。



④人員配置の状況

統合前後での人員は、8.0人から10.6人に増加しています。特に、公民館については統合前は各館に人員配置がなかったため、2.6人の増加となっています。保育園は、2022年度の在園児が0名のため、職員が配置されていません。



⑤数値以外の効果

【まちづくり】

行政センター（地域づくり推進係）では、まちづくり事業として地域活性化や生きがいつくりに資する取り組みを推進しており、栗山公民館（公民館事業）及び社会福祉協議会栗山支部（イベント開催）と連携することで、周知や参加者を確保するなど、施設拠点化による効果が得られています。

【利便性・サービス面】

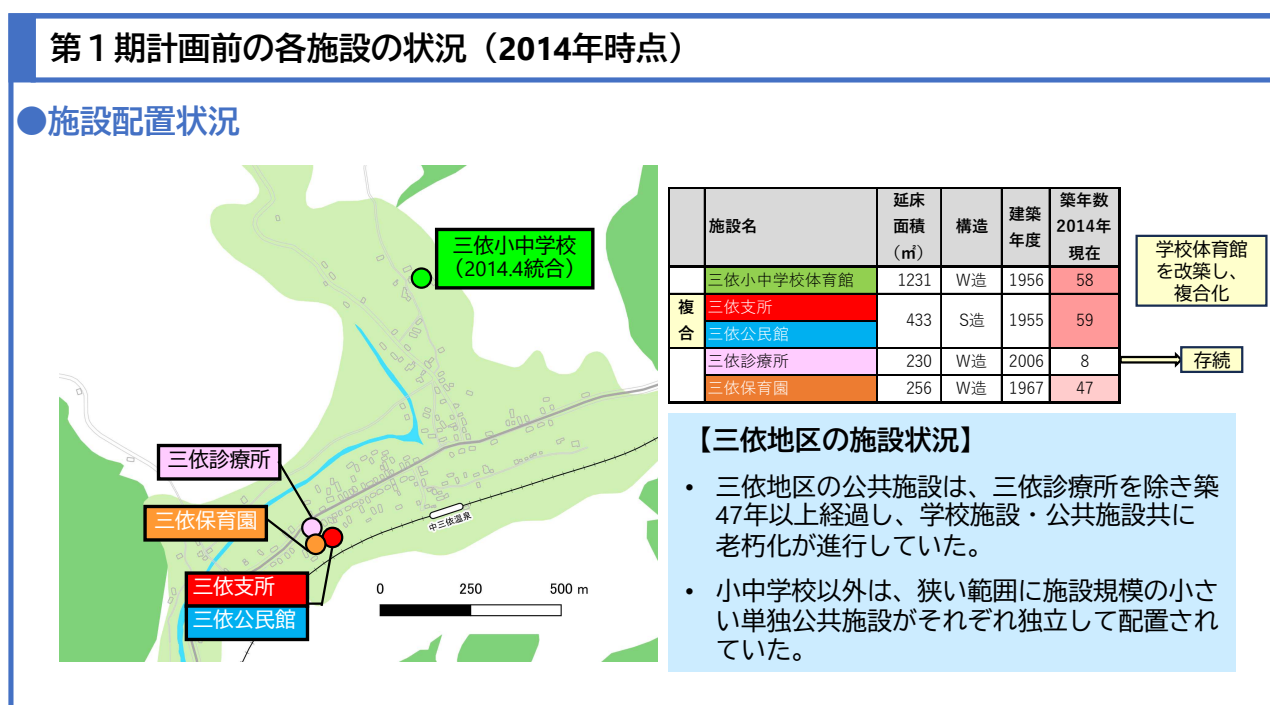
栗山公民館の貸館（会議室）ができたことで、会議等で訪れた際に行政センターの各窓口で用事を済ませたり、診療所に受診に行く等利便性向上が図られています。

（２）三依小中学校体育館・三依地区センター・三依公民館・三依保育園の集約化

●集約化、複合化の経緯

藤原地域三依地区は、本市の北東部にあり、地理的には藤原地域の北半分を占めている地域です。地域の大半を山林が占めており、2022年時点での人口は292名と人口希薄地区となっています。当地区は藤原地域の中心部（藤原行政センター周辺）からは25km（車で30分以上）の距離を要する遠隔地であり、人口は少ないものの地区としての行政サービスニーズがあります。地域の公共施設には三依支所・三依公民館、三依保育園、三依診療所と、学校施設の三依小中学校がありましたが、三依支所・三依公民館および三依小中学校体育館は、いずれも築60年を迎え老朽化が進行していました。

図表 2-11 第1期実施計画前の施設状況（三依地区）



●集約化、複合化の効果

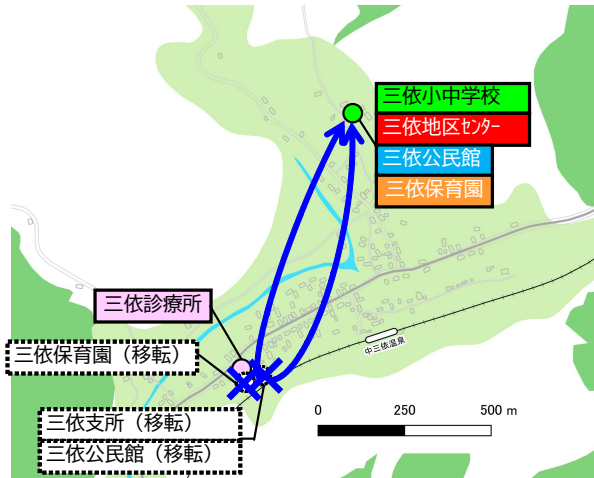
2020年に、地域内で唯一の学校である三依小中学校体育館の改築に合わせ、それまでの三依支所・三依公民館および三依保育園を体育館の1階部分に複合化しました。

これにより、地区内の一般公共施設保有面積が919㎡から858㎡へとやや縮減するとともに、学校施設699㎡の縮減を図りました。あわせて、築60年を経過していた施設の老朽化の課題も解消しました。

図表 2-12 第1期国交計画完了時点での施設状況（三依地区）

第1期計画完了時の状況（2023年時点）

進捗状況【全体】



施設名	延床面積 (㎡)	構造	建築年度	築年数 2023年現在
三依小中学校体育館	532	RC	2020	3
三依地区センター	63			
三依公民館	505			
三依保育園	60			
三依診療所	230	W造	2006	8

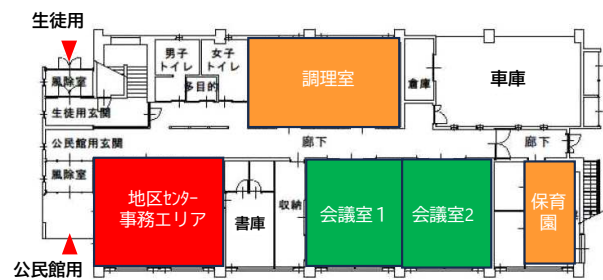
【三依地区の複合化改善】

- 三依小中学校の体育館改築時に、施設が新しい三依診療所を除き、地区内の公共施設すべてを新築体育館の1階部分に複合化。
- 削減面積：学校施設699㎡/公共施設61㎡
- 老朽施設3施設の更新

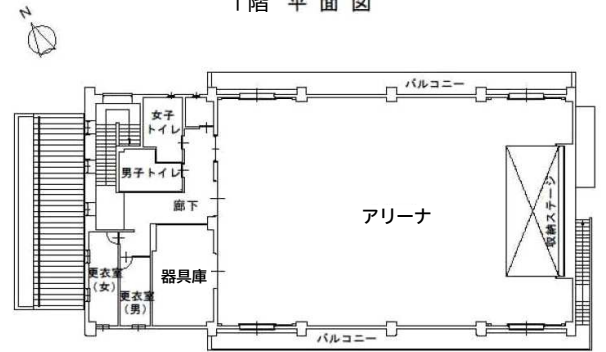


写真・図面出典：栃木県ホームページ

- 建物の入り口は公民館・体育館の2か所があり、平常時は機能を完全に分離した形で使用するが、災害等の非常時にはそれぞれのエントランスで往来可能であり、防災拠点としての役割を果たす。**
- 屋内運動場については、学校児童生徒だけでなく市民活動でも広く利用できるよう、**ステージを可動式**とし、式典以外は収納することで限られたスペースを最大限活用できるよう整備した。



1階 平面図



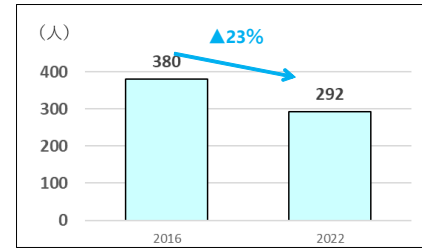
2階 平面図

- 屋内運動場新築 S造2階建て 1160.59㎡
(うち公民館面積 568.03㎡)

●集約化前後の比較検証

①地区の人口増減

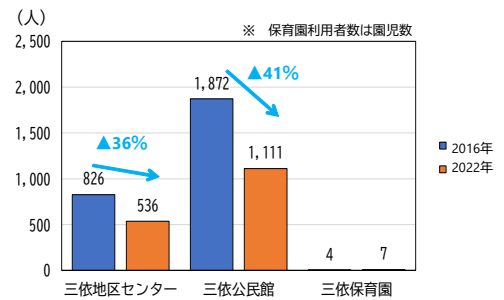
藤原地域三依地区（横川、上三依、中三依、芹沢、独鈷沢、五十里）の人口は、2016年の380人から2022年までの6年の間に88人（23%）減少しています。



②複合前後での施設利用の状況

三依地区の施設全体での利用者数及び利用状況は、三依地区センターが6年間で36%の減少、三依公民館は、6年間で41%の減少となっています。三依公民館の減少は、2016年には562人いた主催利用が、コロナ禍後の2022年には85人にまで急減したことが理由です。

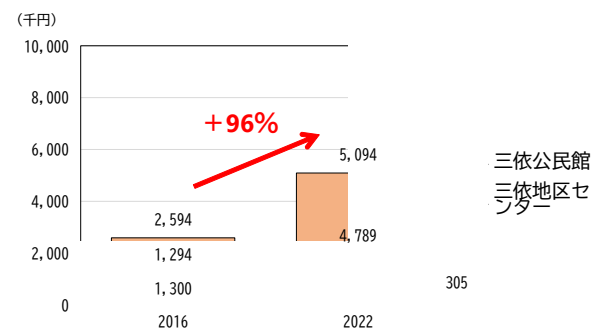
両施設とも、人口減少率を上回る減少状況にあり、施設利用という面からは、複合化・集約化による効果は発揮できていない状況にあるといえます。



③統合前後での施設コストの状況

統合前後での施設の維持管理に係るコストについて、三依保育園が園児数増加に伴う人件費増で単純比較が難しいことから、三依公民館及び三依地区センターの施設コストを比較しました。

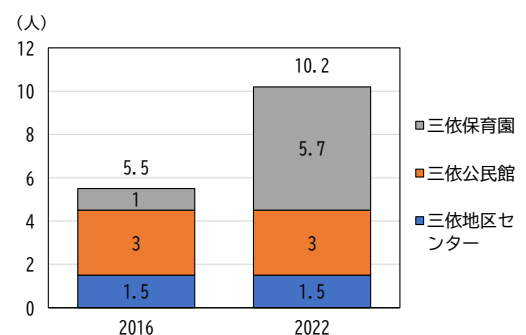
統合前の259万円/年から、統合後には509万円/年へと、ほぼ倍額に増加しています。原因として、光熱水費（電気代）の上昇95万円、修繕費101万円、土地建物維持管理費159万円が増加要因として挙げられます。



④人員配置の状況

統合前後での人員は、利用者が減少傾向にあるにもかかわらず、三依地区センター及び三依公民館の人員配置は4.5人で、2016年から2022年にかけて変化していません。保育園は園児数増加等の理由より、人員数が増加しています。

本施設は、三依小中学校体育館との複合施設であることから、公民館、地区センター間での人員配置や、さらには教育委員会の人員の兼掌など、すべての視点から人員配置を見直すことで、必要人員の削減についても今後検討することが考えられます。



⑤数値以外の効果

【まちづくり】

保育園、公民館、地区センター、小中学校が同一敷地内にあるため、施設間の連携や調整が迅速に行えるため、地域行事との調整も行いやすくなった。

公民館事業において、保育園児や小中学生と合同で開催する機会が増加している。また、学校の校庭や体育館を利用した事業を開催する機会が増加している。

大規模災害時に保育園児や小中学校生が速やかに避難できる地区内の中心的な避難場所の確保に貢献している。

【利便性・サービス面】

子どもから高齢者まで活用できる公共施設として、地区の中心的役割を果たしている。

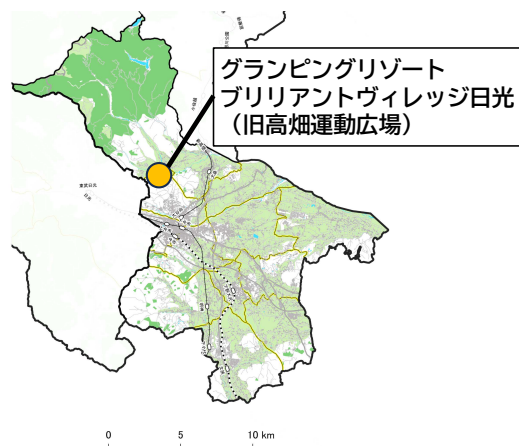
利用者からは、保育園が単独ではなく、公民館・地区センターと複合化されたことにより、防犯面での安全性が向上しているとの意見がある。

（３）高畑運動広場の民間への貸出

①高畑運動広場の概要

高畑運動広場は、今市地域今市地区にあった運動広場であり、県の「青少年教育施設再編整備計画」に基づき平成 20（2008）年に廃止された今市少年自然の家の跡地を、本市が運動広場として管理していた施設です。

職員配置のない運動施設であり、利用者はほぼおらず、年数回程度の団体利用と、消防訓練などで使用されていました。当施設の、年間維持管理費はおよそ 90 万円程度となっていました。



②民間貸し出しの経緯

本市では、令和 2（2020）年度に「公共施設等に関する民間提案制度」を創設しました。この制度は、公共施設等に関して民間活力の積極的な活用を推進することを目的とし、施設整備、利活用及び運営に関する効果的な提案を民間事業者等から募り、事業化するものです。

高畑運動広場については、埼玉県内の民間事業者より「高畑運動広場をグランピング施設として活用させる事業」の提案がなされ、令和 3（2021）年 3 月に協定締結、令和 4（2022）年 6 月に契約を行い、令和 5 年 2 月に民間グランピング施設「Glamping Resort brilliant-village Nikko」として開業しました。

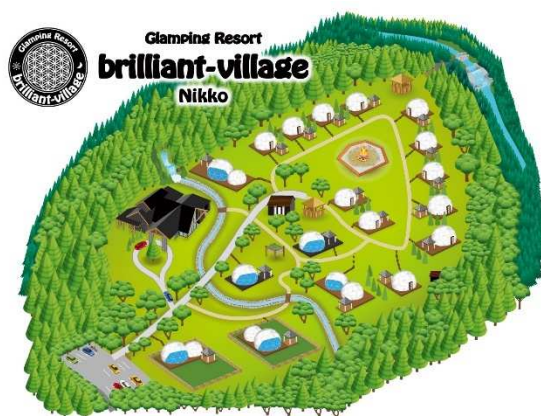
③施設利活用の状況

高畑運動広場の敷地内に、18 棟のグランピングテントを設置しています。利用者数は、年間 10,000 人前後となる見込みです。

宿泊施設の現状



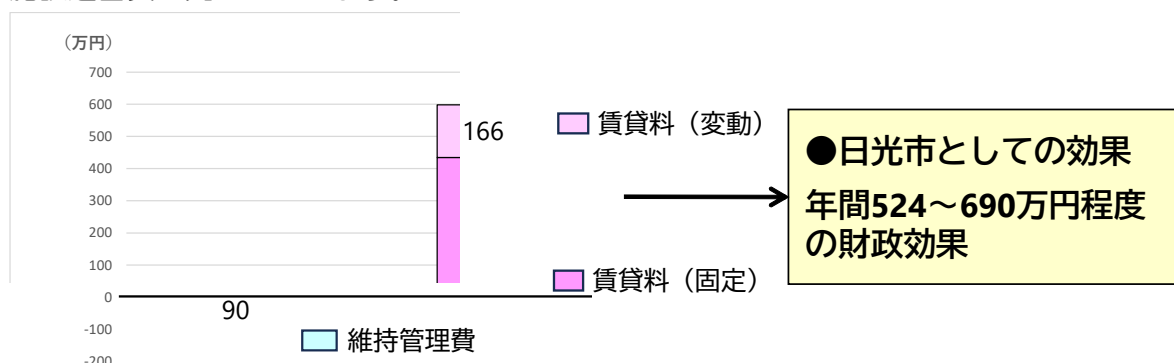
施設内の配置・活用状況



出典：「Glamping Resort brilliant-village Nikko」ホームページおよび、
写真・絵：株式会社太平より提供

④コスト面

民間事業者は、本市に対して、年間434～600万円（収益により変動）の賃借料を支払う契約になっています。これまでの、高畑運動広場の維持管理費が年間90万円程度であったことから、賃貸料と維持管理費軽減分の合計で、年間600万円程度の財政効果が現れ、その歳入は社会体育施設運営費に充当しています。



⑤その他の効果

Glamping Resort brilliant-village Nikkoの開業により、期待された効果ならびに事業化後の新たな効果については、下記のようなものがあります。

- 建物の整備のほか、ガス会社や浄化槽管理等に地元業者の活用をしている。
- 地元スタッフの雇用及び市外スタッフが日光に定住している。
- バーベキュー用食材を地元業者から仕入れしている。
- お土産屋を設置し、日光の地酒やお菓子の販売をしている。
- 管理体制を整備しており、獣害被害や不法投棄対策ができています。

4. 第2期策定にあたって考慮すべき事項

第1期実行計画での、8年間で27%の削減という目標達成は厳しい状況にあり、今後更なる削減努力とともに、実効性を更に高めた計画の実行が求められます。第2期実行計画の改訂にあたっては、以下の課題を留意しながら計画の改訂を進めます。

① 予測を上回る人口減少の加速

改訂前計画策定時の予測よりも早い人口減少への対応が求められます。過去8年間の削減実績では、5.7 万㎡（11%）の施設保有量の削減にもかかわらず、本市の人口減少のスピードがそれを上回り、1人当たり施設保有量が増大するという問題が発生しています。

本計画策定のおよそ5年後に行われる計画に見直しでは、人口動向を見極めながら、「真に必要なサービス」の提供継続を行いながらも、複合化・集約化の進行や、目的別に設置された施設の多機能化、施設保有のスリム化等をさらに進めます。

② 財政上の課題

本市では、平成25年から令和元年度にかけて、合併特例債を活用しながら、市役所本庁舎や、複合化型の行政センターの整備等を行ってきました。一方で、人口減少による税収減が見込まれることに加え、令和3年10月に改訂された「日光市長期財政の収支見通し」では、本市が市の「貯金」として保有している財政調整基金、減債基金、合併振興基金が令和10（2028）年度に底をつく見込みとなっており、その後は赤字財政となることが予想されています。このことを踏まえ、維持管理経費の軽減のためにも公共施設マネジメントの実行をより早い時期に行う必要があります。

③ 市長部局・教育委員会の組織横断的な体制の構築

本市の施設保有状況は、学校施設が公共施設全体の面積の37.5%を占めており、全ての公共施設の中で最も多い保有割合となっています。特に、全体に占める学校施設の割合が大きい今市地域では49.2%となっています。このため、公共施設の削減においては、学校施設と一般公共施設の複合化や、一般施設への学校施設の機能移転などが求められることも考えられ、市長部局と、教育委員会が連携した対応が求められます。

本計画では、個別の学校施設の方向性検討は計画としては含まれていませんが、教育委員会では、今後、学校施設についての計画策定を行う予定となっています。今後は、市長部局と教育委員会の組織横断的な体制を構築しながら、本市の公共施設全体の保有量削減に向けて取り組んでいく必要があります。

第3章 日光市の現状

本市では、平成28年3月に「feel so good!! 暮らして満足 訪ねて納得自然と笑顔になれるまち」を将来の都市像とした、第2次日光市総合計画を策定し、平成28年度から令和7年度までの10年間の基本構想と、平成28年度から令和3年度までの前期基本計画に基づいたまちづくりを進めています。前期基本計画においては、「日光市まちづくり基本条例」で定めた「共有・参画・協働」を基本理念として、まちづくりの重点施策である「SUKIDESU（好きです）日光」を掲げ、人口減少対策として、交流人口の増加や地域の課題解決に向けた各種施策を展開しました。更に、基本構想を継承しつつ、市政を取り巻く社会潮流や地域課題を踏まえ、改革の視点を重視し、令和4年度から令和7年度までを計画期間とした「第2次日光市総合計画後期基本計画」を策定しました。

公共施設マネジメント計画の実行にあたっては、本市の最上位計画である総合計画後期基本計画を踏まえたまちづくりを意識し取り組むことはもちろん、地理的条件が異なる地域の状況や課題を確認し、各地域の実情・特性に配慮しながら進めていく必要があります。

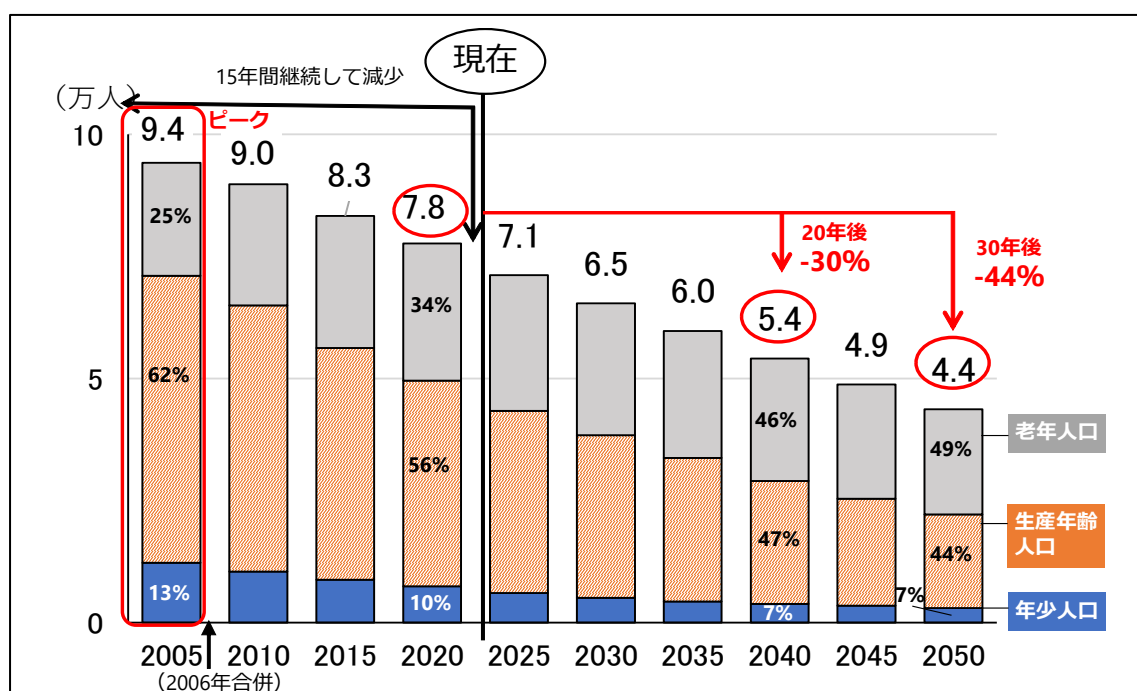
1. 地域特性

（1）日光市人口状況【※改訂版計画時より時点変更あり】

本市の人口は既に減少傾向にあり、令和2（2020）年からの30年間では約44%減と推計され、これまでに経験したことのないスピードで減少することが予想されています。

令和32（2050）年には高齢者人口の割合が49%に上昇します。（市内人口の約2人に1人が高齢者となる。）生産年齢人口は現在の約45%にあたる19,000人程度に減少し、構成割合も56%から44%へ低下します。年少人口は現在の8割弱の3,000人程度に激減し構成割合も10%から7%へ低下します。

図表 3-1 将来人口の見通し（過去15年及び今後30年間の人口動向）



※出典：2005～2020 国勢調査 2025以降 国立社会保障・人口問題研究所（2023年12月22日公表資料）

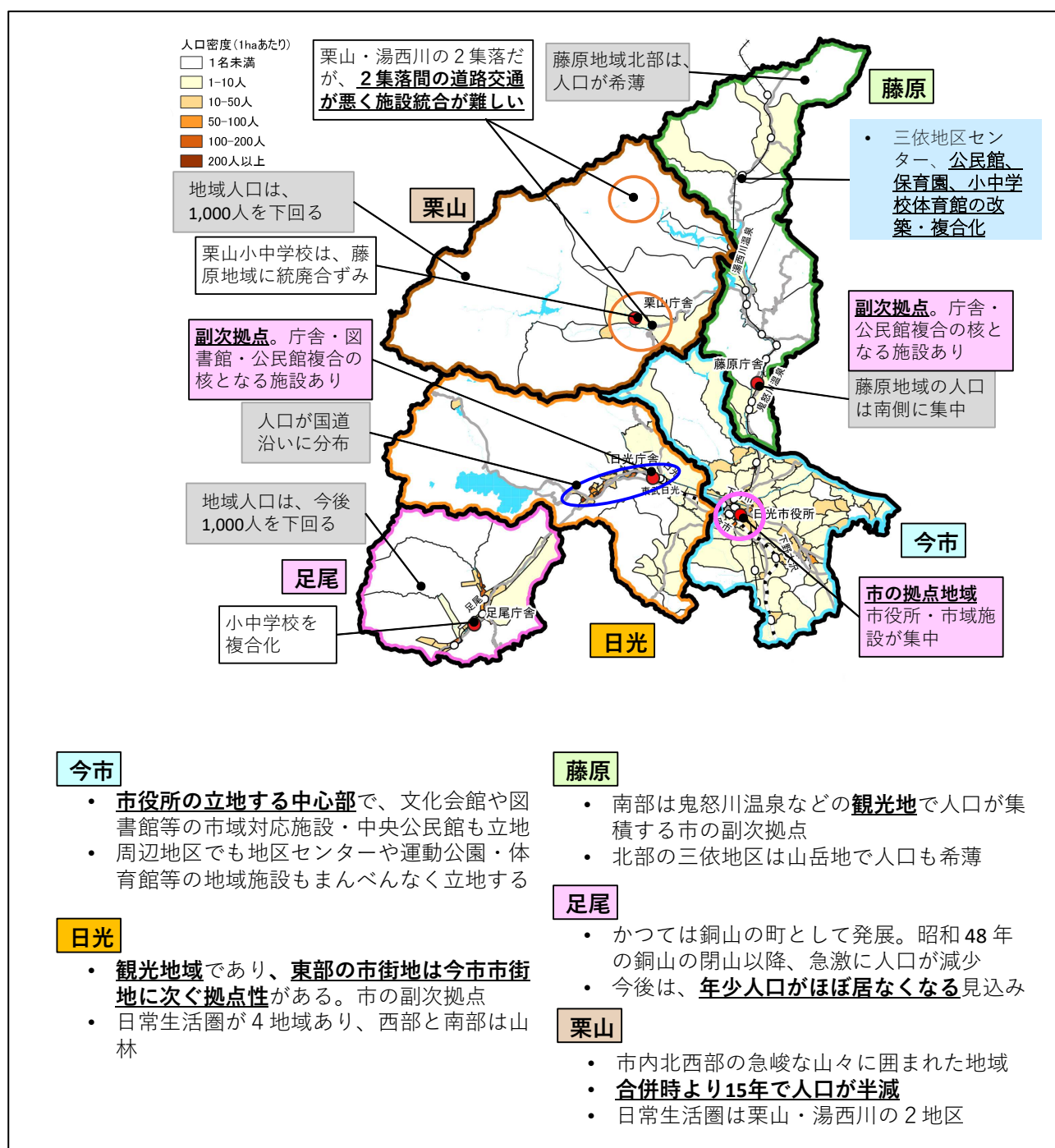
(2) 地域別状況

①現在の状況

平成 18（2016）年に 2 市 2 町 1 村の新設合併により成立した本市は、市域面積約 1,449.8 km²と、県土の 4 分の 1 を占めています。合併前の市町村の区分に基づき今市・日光・藤原・足尾・栗山の 5 地域に分かれており、地形や開発の状況がそれぞれ異なります。

5 地域のうち、本市の人口のおよそ 7 割が南東部の今市地域に集中しています。次いで、日光地域・藤原地域に 10～15%が居住しており、足尾・栗山地域の人口は本市人口の 1～2%を構成しています。市域のうち、北部（福島県境にかけての地域）及び西部（群馬県境にかけての地域）は山林が占めており、日光地域の西部・藤原地域の北部・足尾地域・栗山地域などにおいて、人口密度が 1 ha あたり 1 名未満となる、人口の希薄な地域が存在します。

図表 3-2 各地域の状況



②今後 20 年間の地域別将来人口変化

地域別の将来人口予測では、すべての地域で人口が減少し、少子高齢化が進行する点は共通していますが、人口規模や地域の特性により、各地域によって人口動向が大きく異なります。

《今市地域》

現在の 5.6 万人から 25 年後には 3.7 万人に減少し、減少率が約 34%になる見込みです。高齢化率も 40%を超えるエリアが拡大します。今市地域以外の地域の人口の大幅な減少等により、2030 年頃には、今市地域の割合が4分の3を占める見込みで、全市における人口のウェイトが高まります。

《日光地域》

現在の 1.1 万人から約5千人に減少、減少率が約 57%になり、ほとんどのエリアで高齢化率も 40%を超えてきます。人口の割合としては、今市地域に次ぐ割合ですが、2010 年には 16%、更に 20 年後の 2030 年には 13%程度まで、減少する見込みです。

《藤原地域》

現在の 7.6 千人が約3千人に減少、減少率も 58%、高齢化率もほとんどのエリアが 40%以上で、住民がほぼいないエリアも出現します。5地域の中では3番目に人口が多く、2010 年には 11%を占めていましたが、2030 年には8%程度まで減少する見込みです。

《足尾地域》

現在の約 1,500 人から 80%減少し、300 人台まで減少します。ほとんどがほぼ住民のいないエリアで居住エリアの高齢化率が 60%以上になります。人口の割合は 2010 年には 3%程度でしたが、2030 年には 1.7%程度になる見込みです。

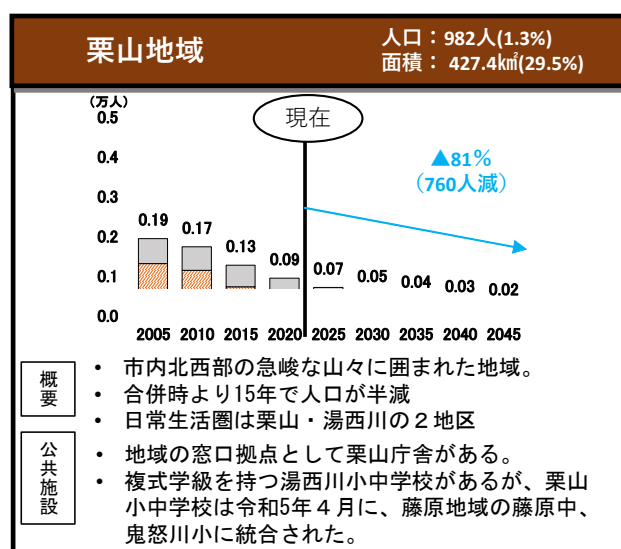
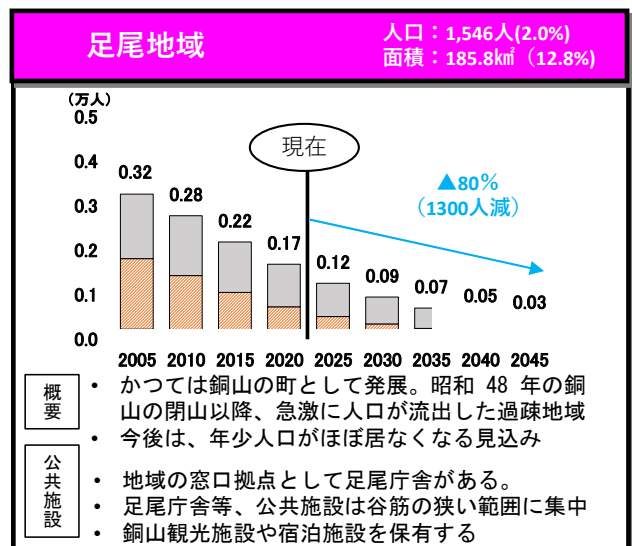
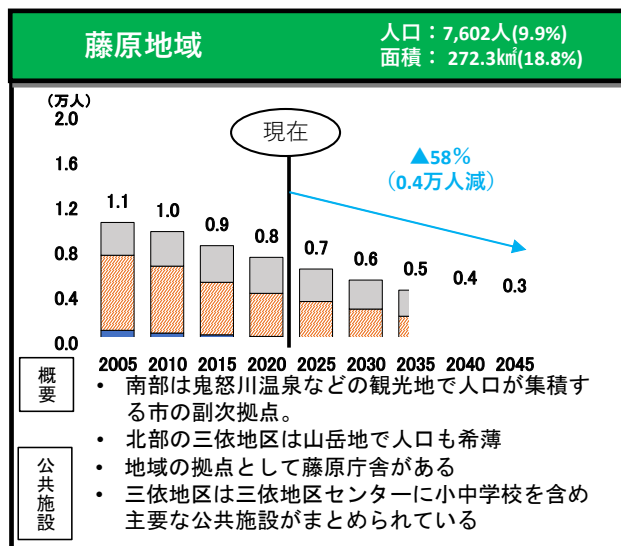
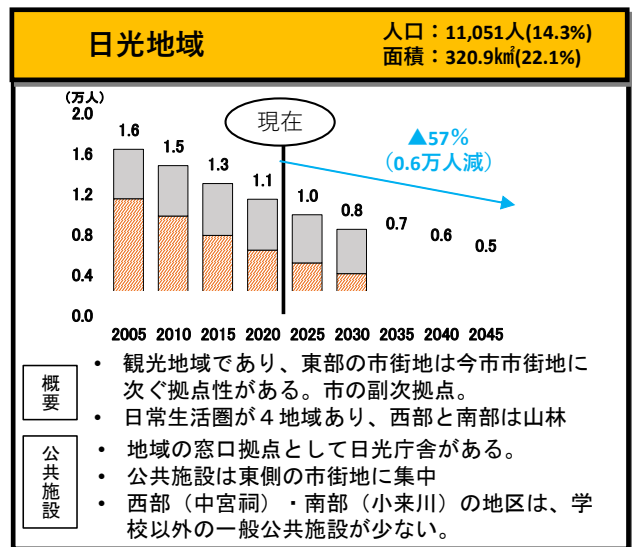
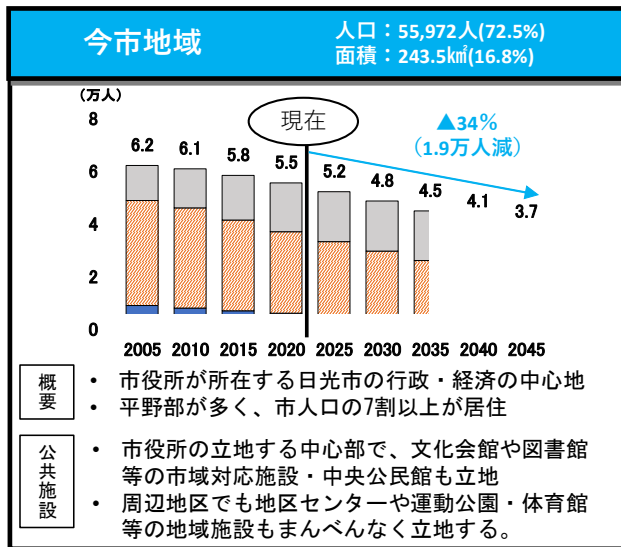
《栗山地域》

現在の約 1000 人から 80%減少し、200 人台まで減少します。ほぼ住民のいないエリアも拡大し高齢化率 80%以上の居住エリアが出現します。人口の割合は 2010 年には 1.5%程度でしたが、2030 年には 0.5%程になる見込みです。

地域別の今後 20 年間将来人口変化をみると、人口の多い今市地域の減少率が最もゆるやかで、ある程度の人口規模も保持されますが、日光、藤原地域は減少率が 50%を超え、3-5 人の人口規模になります。足尾・栗山地域は減少率が 80%を超え、かなり小規模になり、ほとんど住民のいないエリアが拡大します。また、各地域で高齢化が進行し、高齢化率 40%を超えるエリアが本市全体で拡大すると思われます。

このように、すべての地域で人口減少や高齢化に応じた対応が求められており、その変化に応じた地域別の対応策が求められます。

図表 3-3 地域別人口変化（2045 年までの推計値含む）



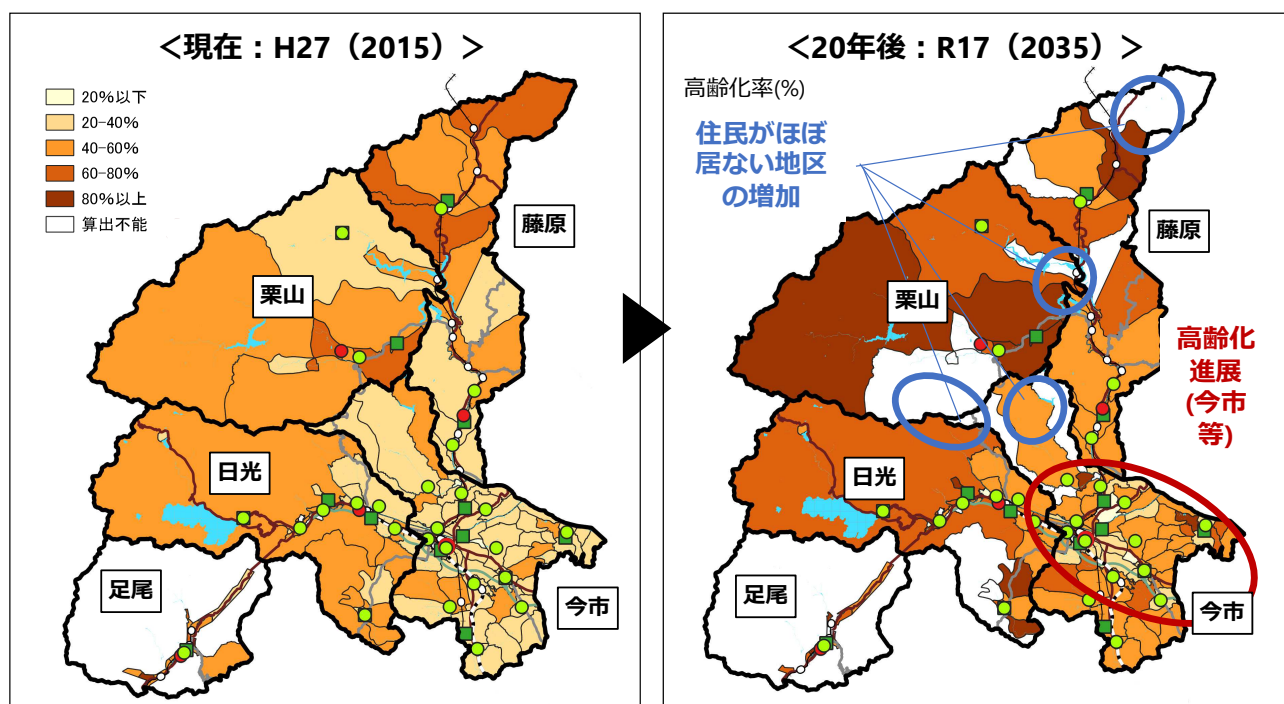
※人口グラフ出典：2005～2020 年国勢調査

2025 年以降 国立社会保障・人口問題研究所

（小地域データの計算ツール『将来人口・世帯予測ツール』（国土交通省 国土技術政策総合研究所）の2020 年国勢調査対応版が未公表のため、2015 年時点の人口増減値をもとにした、2045 年までの推計値を採用したことから、図表 3-1 と対象年度が異なる。）

各地域の人口は、令和 5（2023）年 1 月 1 日現在

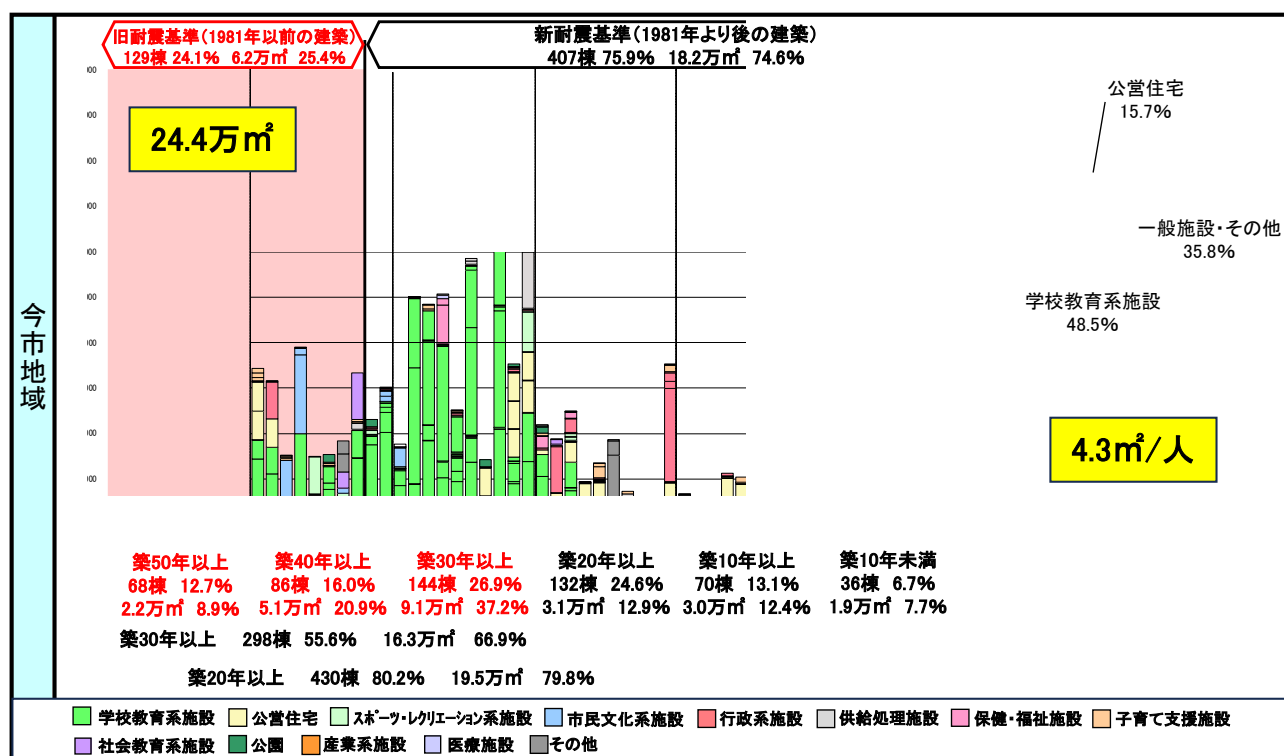
図表 3-4 高齢化率の変化（小地域（町丁）別）



(3) 地域別施設保有状況と課題点

①今市地域

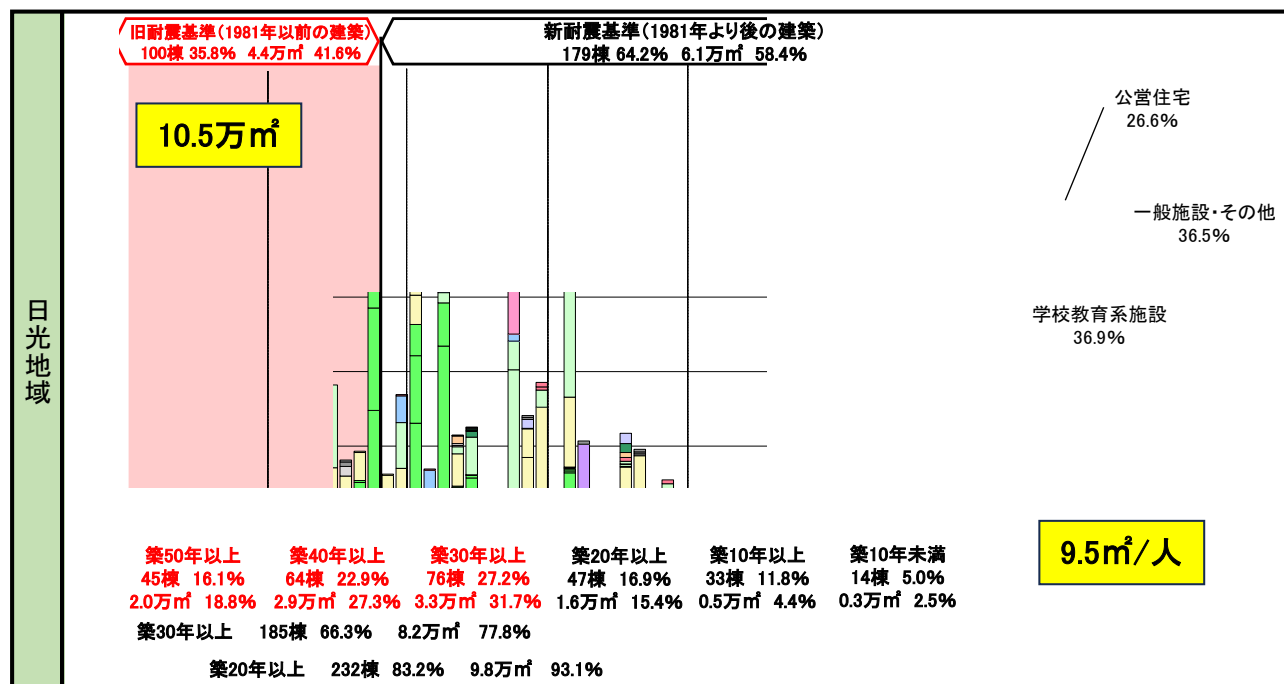
図表 3-5 今市地域公共施設保有状況



- 保有施設 24.4 万㎡で市全体の 50.9%を保有しており、比較的新しい施設が多く、75%が新耐震基準の施設です（市全体 70%）。これは、道の駅日光・日光街道ニコニコ本陣の新設や市役所建替えによる保有面積増、豊岡公民館など築 10 年未満の施設が多いためです。
- 施設用途別では、構成比が最も高い学校教育系施設（49%、市全体 38%）は築 30 年以上の施設が最も多くなっています。また、クリーンセンターなどの供給処理施設や、庁舎、地区センターなどの市域対応の施設が多いことが特徴です。3,000 ㎡以上の延床面積を持つ施設のうち、今市文化会館や学校教育施設は築 40 年以上と老朽化しています。
- 1 人当たり保有量は 4.3 ㎡/人と市全体（6.2 ㎡/人）を下回っていますが、全国平均（3 ㎡/人）より高い状況です。

②日光地域

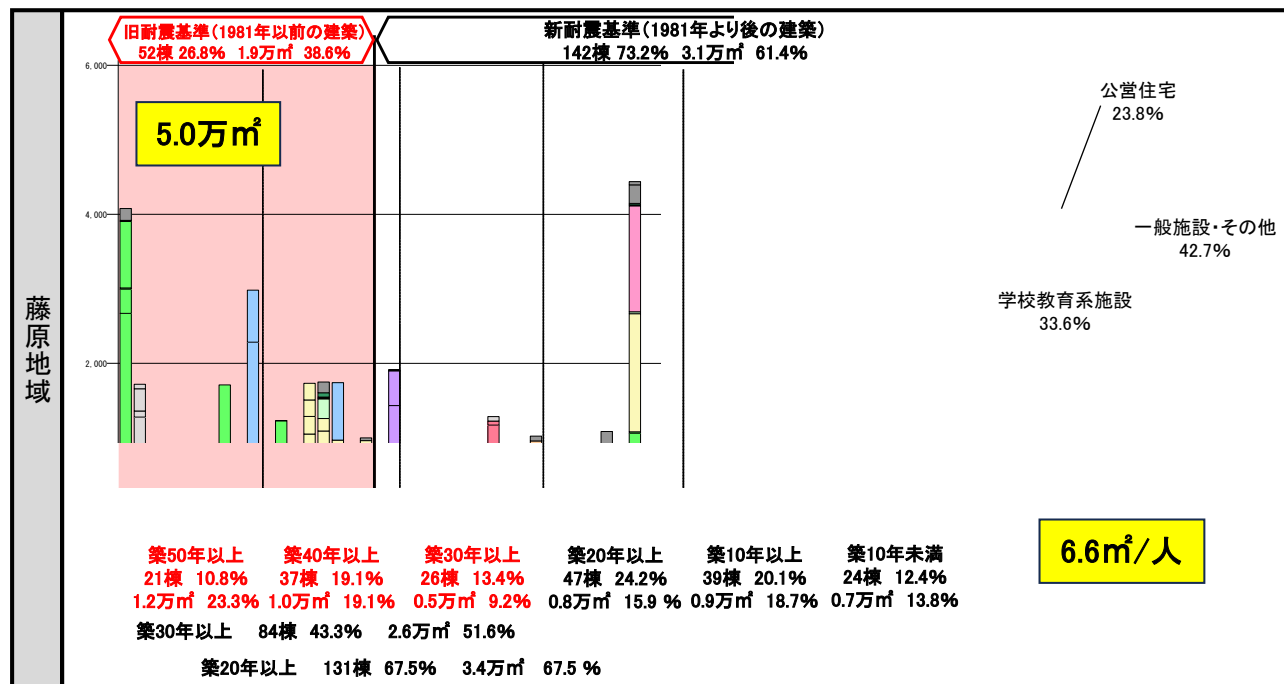
図表 3-6 日光地域公共施設保有状況



- 保有施設 10.5 万㎡で市全体の 12%を保有しており、一般施設、学校教育系施設はほぼ同規模保有しています。学校教育系施設は 40 年以上の施設が多くなっています。
- 1 人当たり保有量は 9.5 ㎡/人と市全体・全国平均より高い状況です。

③藤原地域

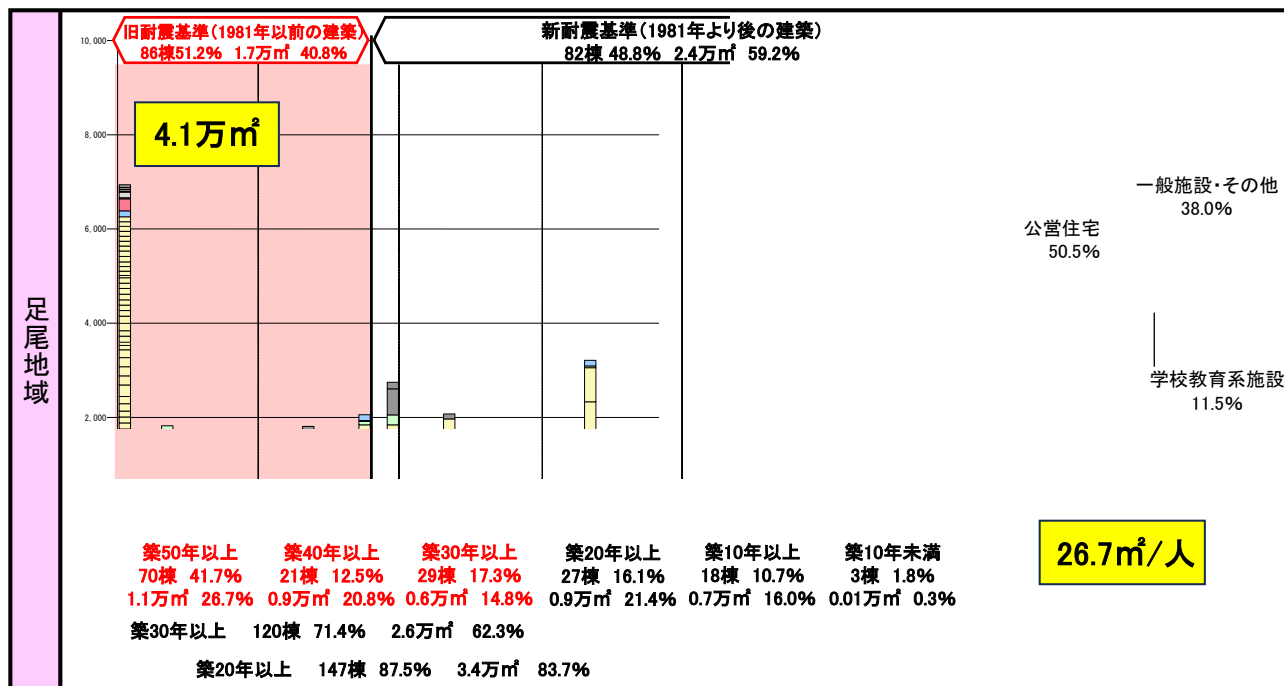
図表 3-7 藤原地域公共施設保有状況



- 保有施設 5.0 万㎡で本市全体の8%を保有しており、一般施設が約 42%を占めています。学校教育系施設や行政センター等で比較的新しい施設が多くなっていますが、これは、平成 28（2016）年時点では昭和 30 年代の建物が多くありましたが、総量削減と施設の複合化を行い、これら施設の代替となる 1,500 ㎡程度の建物が新築されたためです。
- 一般施設、学校教育系施設は築 40 年以上の施設も多く残っています。
- 1 人当たり保有量は 6.6 ㎡/人と本市全体・全国平均より高い状況です。

④足尾地域

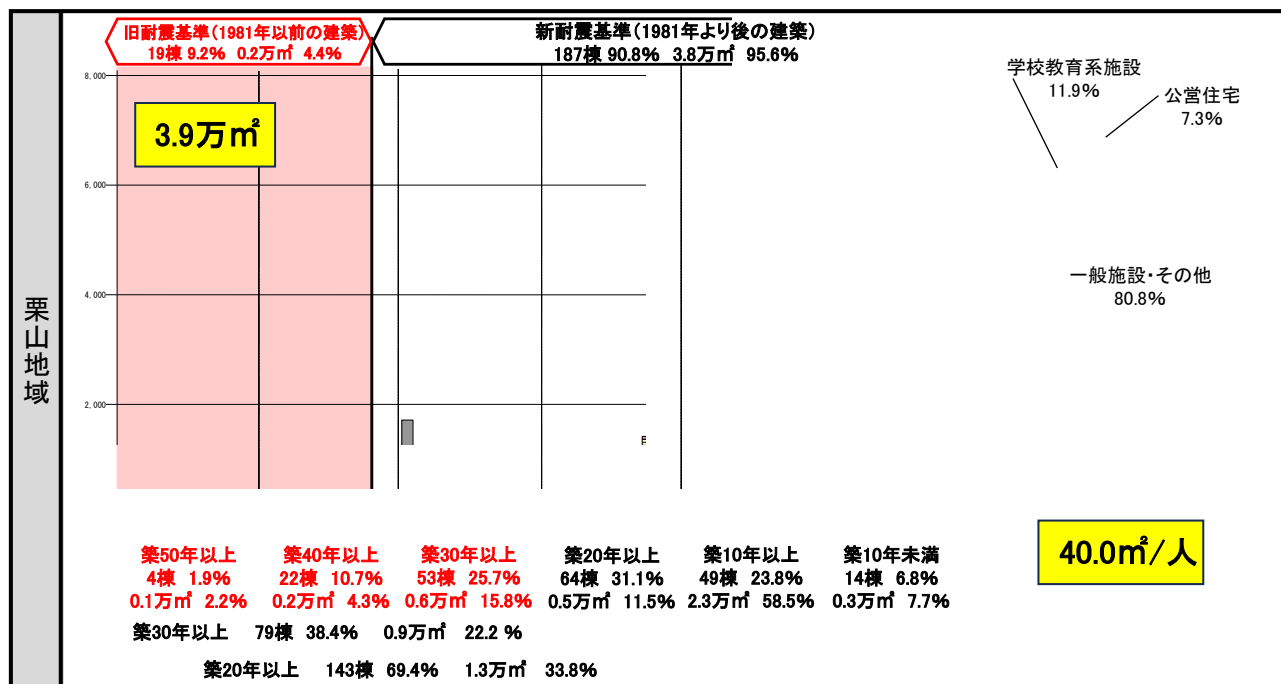
図表 3-8 足尾地域公共施設保有状況



- 保有施設 4.1 万㎡と栗山地域とほぼ同規模で、本市全体の6%を保有しており、一般施設と公営住宅の構成比が高く、学校教育系施設が他地域より低い状況です。また、施設の面積は多くはないものの、集会施設が多くなっています。
- 公営住宅の中では築 50 年以上の施設が多くあります。
- 1 人当たり保有量は 26.7 ㎡/人と本市全体・全国平均より非常に高く、人口規模に対し、過大な施設を保有している状況です。

⑤栗山地域

図表 3-9 栗山地域公共施設保有状況



- 保有施設 3.9 万㎡と足尾地域とほぼ同規模で、本市全体の8%を保有しており、91%が新耐震基準の施設で本市全体より高くなっています。複合化等による総量削減は実施していますが、繁殖牛集中管理センターの新設と対象施設見直しのため、保有面積が平成 28 (2016) 年より増加しています。また、複合化に伴う建替え等の影響もあります。
- 用途別では一般施設・その他が81%と非常に高く、栗山小中学校が廃止されたこともあり学校教育系施設が少ない状況です。地区間の地理的状况から、それぞれの基本的な行政機能を持つ施設が網羅されているとともに、集会施設が多くなっています。
- 1人当たり保有量は 40.0 ㎡/人と本市全体・全国平均より非常に高く、人口規模に対し、過大な施設を保有している状況です。

2. 地域別の施設再編の方向性

(1) 各地域の再編の基本的考え方

本市が保有する公共施設は、都市機能を支える地域や観光地となっている地域など、地域の特徴により保有する用途が異なっています。このため、「地域単位」あるいはさらに狭い「地区単位」での方向性の策定が求められており、「改訂版計画」全体改善方針の「Ⅰ 施設重視から機能重視への転換による施設の再編」では、利用圏域に応じた再編ルールを検討することとしています。このため、地域の実情に配慮し、施設の再編を行うという考え方についても整理します。

本計画においては、地域の実情や将来像も踏まえ、個別施設ごとの方向性を検討し、利用圏域に応じた再編ルールと地域の実情に配慮した施設再編地域の考え方にに基づき、施設選別の際に加味する各地域の再編の基本的考え方を整理します。

また、上位計画、関連計画において示されている本市全体の将来像を踏まえ、更に将来の人口変化も考慮しながら、本市の各地域別の将来像を検討します。

(2) 地域別公共施設適正化の方向性

①今市地域

今市地域は、市役所の立地する中心部で、文化会館や図書館等の市域対応施設・中央公民館も立地しており、周辺地域でも地区センターや運動公園・体育館等の地域施設が整備されています。

現在、市民への行政サービスや日常生活を支える諸機能が集積していますが、将来的にも人口比重が高まることが想定されることから、本市全体の都市機能を支える役割を高めるため、市域施設等本市全体の拠点となる施設について当該地域に集約し強化を図ります。

各地域との交通等のネットワークを強化し、各地域の拠点機能と密接な連携を図るとともに、効率的・効果的に公共サービス機能を発揮させていくため、今市地域に立地する既存資産の有効活用を図りながら、地域施設の再編・集約化を図ります。

一方、市内で唯一高齢者の増加が今後見込まれる地域であり、高齢者ニーズへの対応等も検討する必要があります。また、比較的人口の多い今市地区、大沢地区、藤原地域との中間に位置する豊岡地区、小規模な地区である落合地区、塩野室地区といった、それぞれの地区の特性を踏まえ、効果的・効率的な公共施設機能の再編を行っていきます。

生活圏施設については、各地区の人口動向や特性を踏まえ、民間活力の活用を含め高齢者ニーズへの対応等を検討しながら、効果的・効率的な施設機能の再編を検討します。

②日光地域

日光地域は、本市の副次拠点としての公共施設は東側の市街地に集中しており、西部と東部は山林です。

観光交流の拠点機能を確保する一方、今後の大幅な人口減少や少子高齢化の進行に対して、地域住民の生活や交流の場である地域コミュニティの維持を図る必要があります。

そこで、公共サービス機能の集約化・複合化を進めることにより、地域コミュニティ機能の向上を図るため、生活圏施設の集約化・再編を行うとともに、ワンストップサービスの実現等により住民利便性の向上を図ります。

観光交流の拠点機能を確保するため、民間活力の活用等を含め検討を行います。

地域を支える子育て支援機能をはじめとする公共サービス機能については、民間活力の活用も検討しながら、機能の集約化による再編を図ります。

日光地域で人口減少・少子高齢化がより進行している清滝地区、小来川地区、及び観光拠点とし

ての更なる役割が期待される中宮祠地区といった地区は、それぞれの地区特性に応じた拠点施設の設定により、行政サービス機能と地域コミュニティ機能の再編を図ります。

③藤原地域

藤原地域の南部は、観光地として人口の集中する副次拠点ですが、北部は、山岳地となっており人口が希薄です。

大幅な人口減少や少子高齢化の進行に対して、地域住民の生活や交流の場である地域コミュニティの維持を図るため、生活圏施設の集約化・再編を行うとともに、ワンストップサービスの実現等により住民利便性の向上を図ります。

観光交流の拠点機能を確保するため、民間活力の活用等を含め検討を行います。

過疎化・高齢化の著しい三依地区は、地区特性に応じた拠点施設の設定により、行政サービス機能と地域コミュニティ機能の再編を図ります。

④足尾地域

足尾地域は、山林等非居住地域が多く、広い面積に対して人口も希薄で、国民宿舎や銅山関連施設等の観光施設を保有しています。

足尾庁舎を地域の拠点施設として位置付け、市営住宅や集会施設等の諸機能の集約・複合化により、地域住民の生活、コミュニティ機能の強化、ワンストップ化によるサービスの維持向上を図ります。

人口減少や少子高齢化により利活用の低下が加速化している生活圏、コミュニティ施設については、地域の特性に応じて、機能・地区間での施設集約化・複合化等により、コミュニティの維持に努めます。

地域の観光、産業施設については、利用状況等に対応した運営や維持管理の効率化を進め、地域活性化を担う施設の必要性を検証しながら、施設の再編や最適な担い手等について検討します。

⑤栗山地域

栗山地域は、山林等非居住地域も多く、広い面積に対して人口が希薄で、温泉施設や観光施設を保有しています。

既に人口減少が顕在化しており、地域コミュニティ維持が喫緊の課題となっていることから、栗山庁舎を地域の拠点施設として位置付け、公共サービス機能の集約化・複合化、地域住民の生活、コミュニティ機能の再興や、ワンストップ化によるサービスの維持を図ります。

地域の観光、産業施設については、利用状況等に対応した運営や維持管理の効率化を進め、地域活性化を担う施設の必要性を検証しながら、施設の再編や、外部からの施設の担い手の誘致等について検討します。

湯西川地区には、近年、湯西川ダム整備とともに整備された比較的大きな施設が存在しますが、大幅な人口減少予測を踏まえ、運営や維持管理の効率化を進め、連携や担い手誘致により各施設のポテンシャルが発揮できる状況を確保します。

第4章 日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）の取組

1. 日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）の概要

第2期実行計画では、14 ページで実行計画の対象施設とした全 229 施設のうち、令和6年度から 10 年間で施設のあり方を検討する施設について抽出し、本市の考えや取り組み方法を示していきます。抽出施設は、全 76 施設です。

それ以外の施設については、今後、適切に維持管理を行っていきます。また、学校施設の今後の方向性については、児童生徒数の将来推計をもとに統廃合の検討、余裕スペースの有効活用を目指し、令和6年度以降に個別計画として策定をしていきます。このため、第2期実行計画においては、具体的に取り組む事業の方向性を、重点的な取組として示すこととしました。

2. 実行計画実現のための基本方針（具体的な対応策検討に向けて）

第3章までの状況で示したように、第1期実行計画完了時点での本市の公共施設の1人当たりの面積は6.2㎡となっており、全国平均の3.7㎡よりも大きいことから、施設の適正化急務となっています。

施設を保有することは、そこに配置する人員や経常的な維持経費を確保する必要があり、昨今の電気代高騰などにより、ますます財政負担が重くなっています。さらに、築30年以上の施設が全体の6割を占めていることから老朽化が進み、加えて、これまで計画的な保全がなされていないため、改修費用等多額の経費が将来想定されます。

また、利用が低調な施設は、利用促進の取組を強化する必要もあります。

これらのことから、以下の4つの基本方針を定め、第2期実行計画を確実に推進することとします。

【基本方針】

1. 利用実態・今後の人口動態及び更新費用等を見極めた個別施設の方向性の検討
2. 継続する施設の適切な施設管理手法の確立及び効果検証の実施
3. 民間活力導入による施設利用促進及び運営の効率化
4. 所管を超えた横断的な取組体制の構築

3. 個別施設の施設評価

(1) 用途別改善の方向性【令和5年11月時点】

改訂版計画では、施設用途ごとに改善項目ならびに改善の方向性を定めました。その後、第1期計画の進捗等により、集会場等施設など、一部の用途については改善項目および用途別改善の方向性の変更があったものを追記または削除しています。

図表 4-1 用途別改善の方向性（令和5年11月時点）

用途	改善項目	用途別改善の方向性
庁舎等	複合化・集約化	● 適切な維持管理を進めるとともに、各地域のさらなる機能集約先としての活用も検討します。
	複合化、保有形態の見直し	● 地区センター・出張所については、他の公共施設との機能の複合化や民間施設の賃借を検討します。
	民活等による効率化	● 窓口業務は、取扱い件数等を考慮し、事務の効率化や業務の一部委託、職員の適正配置等を含めた総合的な見直しを行います。一部証明書等の発行についてはコンビニエンスストアや郵便局の活用等、民間機関の活用も視野に、市民サービスの拡充を図ります。
文化会館	集約化の検討	● 現在、今市文化会館を暫定利用していますが、築44年と老朽化が進行していることから、施設の必要性や設置場所について検討を行います。
美術館・博物館等	他の観光施設との連携	● 展示等を行う利用者団体が、利用しやすい環境を整備するとともに、展示内容の広報等の強化を図り、利用者増加を促します。
	運営の見直し	● 事業運営コストの削減と企画展示等の工夫により、入場者数の増加に努めます。
産業系	複合化・集約化	● 利用状況と設置目的が乖離している施設については、施設のあり方自体を見直し、機能重複している施設との集約化を検討します。
観光	総合的な見直し	● 民間施設との競合や採算性を見ながら、公共サービスとしての必要性を明確にした上で、施設の存続を検討します。
	廃止	● 明らかに利用者が少なく、今後の改善も見込めない施設については廃止を検討します。
	民活等による効率化	● 黒字施設や採算性に見込みがある施設については、民間譲渡も検討します。
保健・福祉	複合化・集約化	● 各地域にある保健・医療、福祉施設については、その需要に見合ったサービスの提供にするため、その規模を縮小して、他の機能の公共施設との複合化を図ります。
	民活等による効率化	● デイサービスセンターについては他の機能の公共施設との複合化や民間譲渡についても検討します。

スポーツ	廃止	● 明らかに利用者が少ない施設については、引き続き廃止を検討します。
	複合化・集約化	● 体育館については、各地域において、現在、複数施設配置されており、老朽化が進行していることから、今後の本市の将来人口動向や施設の経年および劣化状況を勘案し、各地域内で施設の集約化を検討するとともに、施設老朽化のタイミングに合わせて、利用状況等を踏まえ、学校体育館との共有化の検討を行います。
	集約化	● 維持管理コストの大きい施設については、利用状況を見極めながら集約化も検討します。
	受益者負担の見直し	● 利用者負担の原則から減免・優遇制度を含めて利用者料金の見直しを検討します。
	広域連携	● 県営施設や周辺自治体にあるスポーツ施設との機能連携や相互利用についても検討します。
	複合化・集約化	● 屋外施設についても各地域内で様々な機能が重複しており、老朽化に合わせて、重複機能を集約化していきます。
図書館	複合化・集約化	● 市民の利便性を高めるため、建替え・大規模改修の際はその他の施設と複合化します。
		● 地域の人口減少予測も踏まえ、規模を縮小した上での他施設との機能統合についても検討します。
	IT化	● その他の地域の住民も図書サービスが受けられるように移動図書館等のサービスやITを活用することによって施設に頼らないサービスの更なる充実を図ります。
公民館	運営の見直し 施設機能の見直し	● 現状、庁舎機能と公民館（集会機能）がワンセットとなり、おおむね各地区に1施設ずつ配置されていることから、地区ごとのコミュニティ機能を集約する核としての活用を検討し、特に人口密度の低い周縁部においては学校とともに、機能集約の受け先として検討します。
	複合化・集約化	● 諸室ごとの利用状況に鑑みながら、余裕のある諸室については、多機能受け入れのための転用を行い、複合化をさらに進めます。
	運営の見直し	● トータルコストにおける人件費の割合が高いことから、複合化した他施設と一括での指定管理等を実施し、コストの削減に努めます。
コミュニティセンター	複合化・集約化	● 利用状況や老朽化をふまえて、近隣施設との集約化を検討します。 ● 出張所併設の施設は施設のあり方を検討します。
集会所等	保有形態の見直し	● 地元の自治会等への施設譲渡を引き続き検討し、協議を進めます。
	普通財産化	● 集会所等施設の譲渡・廃止の取組は、令和10年度を期限として実施し、期限までに譲渡がなされなかった集会所等施設は廃止します。廃止後も集会所等施設の継続利用を希望する場合は、施設を廃止し、普通財産としたうえで自治会に貸付します。

小学校・中学校	余裕スペースの有効活用	現状、既に市内の小中学校 36 校中、30 校が小規模校であり、中には市町村合併当時に標準規模校だった学校が小規模校化した学校もあります。今後の市内の年少人口減少を勘案した場合には、更に余裕スペース、余裕教室の増加が見込まれます。そうした中、時代に即した教育環境を維持しながら、余裕スペースの有効活用を実現するため、その他の施設との複合化を図ります。
	統廃合・建物の共有化	施設の保全状況に教育環境の観点を加味しながら、5 地域の境界を越えた学校施設の再編の検討や小中併設校化を進め、施設総量の縮減を図ります。
	整備レベルの見直し	今後の建替え・改修の際には寒冷地仕様等、日光の風土・気候に対応した施設整備の実施や省エネ・低炭素性の環境配慮型への対応を実施し、校舎等のランニングコストの圧縮を図ります。
保育園	民活等による効率化 保有形態の見直し	保育施設整備計画に基づき、民間施設の意向を踏まえながら、効果的な施設の統廃合や民営化を含めた計画的な整備を進めます。
	複合化・集約化	人口減少地区においては、他の公共施設との複合化を図り、地域、地区の特性を踏まえた保育サービスの提供を検討します。
	運営の見直し	公立保育園として残す施設については、人口動態や利用者のニーズ等に対応し、建替え時は将来の需要と供給のバランスを図り、必要十分な保育サービスの量と質を確保します。
放課後児童クラブ	集約化 保有区分の見直し	利用者のニーズ等に対応するため、適正な量と質を確保する必要がありますが、今後、学校施設の余裕スペースとの複合化を進め、既存施設の縮小を図ります。
市営住宅	廃止・統廃合	- 公営住宅の新規整備は原則行いません。（※新規整備とは、現在ある施設の建替えのことではなく、全く新しい公営住宅を整備することです） - 老朽化が進んだ施設については、用途廃止とし、建替えについては、将来人口状況等を踏まえ総合的に判断します。
	民活等による効率化	建替えの検討を行う際は、地域状況によって、民間住宅の借り上げ等を含めて検討します。
	長寿命化	機能を継続する市営住宅については、保全優先順位を付けた上で計画的な保全（長寿命化）を図ります。
	利用形態 見直しによる効率化	地域エリア別に既存市営住宅間の集約化・統廃合を進める。集約を進めるにあたっては、入居者の意思確認を前提とした上で、ソフト面の対応、政策を合わせて検討します。

(2) 公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）評価対象施設 方向性 および今後10年のコスト試算

図表4-2では、本計画の評価対象施設76施設と、施設の実態・課題および今後の方向性をまとめました。また、参考値として、これらの施設を今後も使用する前提で、長寿命化改修や耐震上、問題がある施設の建替えといった中長期的に望ましい対応を実施した場合（表の※1部分）、ならびに、部位改修費と耐震上問題がある施設の耐震改修費、突発的な事例に対応するために必要な修繕維持費だけに限定し、最低限の改修だけを行った場合（表の※2部分）での、今後10年間の維持更新コストについて記載しました。

図表4-2 評価対象施設一覧および今後10年の維持更新費試算

（単位：千円）

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度 維持管理費	今後10年の 維持更新費 （最大）※1	今後10年の 維持更新費 （最小）※2
庁舎等	日光	小来川 地区センター （小来川公民館）	【施設の実況】 ・築55年が経過し老朽化が進行。 ・未耐震施設 【利用実態】（R4年間利用者数：地区センター1,516人、公民館756人） ・他の地区センターに比べ利用者数は少なく、利用者数も1日9人程度にとどまっている。 【その他】 ・小来川地区活性化検討委員会において今後の対応を検討中。	【検討の方向性】 ・老朽化が著しく、最も古い庁舎等施設であることから現施設を廃止。 ・地区センター機能は、周辺の公共施設を仮設の施設として活用し、早期に整備事業に着手。 【検討方法】 ・小来川地区活性化検討委員会において今後の対応を検討。	1,380	292,139	88,465
	今市	今市文化会館	【施設の実況】 ・築46年が経過し、老朽化が進行。特に設備関係は、当初から更新がされていないため老朽化が著しい。 ・緊急避難所の位置づけあり。 【利用実態】（R4年間利用者数：16,460人） ・コロナ禍により年々減少していることに加え、設備の老朽化により、入場制限をかけている。 【その他】 ・急遽使用できなくなった場合の対応策を定める必要がある。	【検討の方向性】 ・施設の老朽化が著しく、既存施設の改修に多額の費用を要することから現施設を廃止。 ・文化会館は、文化振興の一翼を担う施設として、必要不可欠であることから新たに整備。 【検討方法】 ・新たな施設整備については、市民委員会及び議会特別委員会との協議により、詳細を決定。 ・協議結果について基本構想をまとめ、広く市民に周知し、意見を募る。	25,992	2,824,828	855,127
文化会館	藤原	藤原 総合文化会館	【施設の実況】 ・築50年が経過し、老朽化が進行。 ・未耐震施設 【利用実態】（R1年間利用者数：10,084人） ・令和2年度以降休止中だが、他市有施設を代替施設として利用。 【その他】 ・検討専門部会において跡地活用等を検討中	【検討の方向性】 ・文化会館としての機能は、新文化会館に統合し、現在の施設は廃止。 ・廃止後の跡地活用については、住民、観光客双方から利用される施設等を検討。 【検討方法】 ・新たな施設整備については、市民委員会及び議会特別委員会との協議により、詳細を決定。 ・廃止後の跡地活用については、検討専門部会及び議会特別委員会との協議により、詳細を決定。 ・協議結果について基本構想をまとめ、広く市民に周知し、意見を募る。	2,306	1,705,272	634,890
	今市	農村環境 改善センター	【施設の実況】 ・築43年が経過しており、老朽化が進行。 ・未耐震施設 【利用実態】（R4年間利用者数：10,079人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 ・利用者の半数以上が多目的ホールの利用となっている。 【その他】 ・日光市土地改良区の事務所を兼ねている。	【検討の方向性】 ・現時点において一定の利用者がいることから、施設の老朽化が進んでいるが、現在の機能を当面は維持。 ・次回指定管理期間を3年間に短縮し、施設の方向性を検討。 【検討方法】 ・土地改良区、地元自治会及び地権者と協議。	4,576	771,310	103,776
産業系	今市	今市宿市緑ひろば	【施設の実況】 ・築27年が経過しているが、大きな老朽化は見られない。 【利用実態】 ・令和4年度から施設休止 ・道の駅日光及び手塚登久夫石彫館利用者のバス駐車場として貸出を行っている。	【検討の方向性】 ・中心市街地活性化の観点から、施設単体でなく、エリア全体での方向性を定める。 ・民間活力導入を前提に施設の有効活用を図る。 【検討方法】 ・地元自治会、商工会議所及び関係行政機関と協議。	33	7,412	7,412
	今市	温泉保養センター 「かたくりの湯」	【施設の実況】 ・築30年が経過しており、施設本体の老朽化はもとより設備関係の老朽化が著しい。 ・指定管理者制度導入施設（R3.4～R8.3） 【利用実態】（R4年間利用者数：80,844人） ・令和元年度は、約12万人の利用があったが、コロナ禍で利用者数が大幅に減少した。現時点において利用者数が回復基調にある。 【その他】 ・利用料金制と指定管理料の併用制であることから赤字施設である。加えて、現在の指定管理料では、今後指定管理者の応募が困難となる可能性がある。	【検討の方向性】 ・市全体の温泉施設のあり方を定めたうえで施設の位置づけを整理。 ・施設廃止の場合には、民間活力導入等の検討を進める。 【検討方法】 ・地元自治会等及び指定管理者との協議。	57,029	62,029	62,029
観光	今市	温泉保養センター 「かたくりの湯」	【施設の実況】 ・築30年が経過しており、施設本体の老朽化はもとより設備関係の老朽化が著しい。 ・指定管理者制度導入施設（R3.4～R8.3） 【利用実態】（R4年間利用者数：80,844人） ・令和元年度は、約12万人の利用があったが、コロナ禍で利用者数が大幅に減少した。現時点において利用者数が回復基調にある。 【その他】 ・利用料金制と指定管理料の併用制であることから赤字施設である。加えて、現在の指定管理料では、今後指定管理者の応募が困難となる可能性がある。	【検討の方向性】 ・市全体の温泉施設のあり方を定めたうえで施設の位置づけを整理。 ・施設廃止の場合には、民間活力導入等の検討を進める。 【検討方法】 ・地元自治会等及び指定管理者との協議。	57,029	62,029	62,029

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度維持管理費	今後10年の維持更新費(最大)※1	今後10年の維持更新費(最小)※2
観光	藤原	温泉保養センター「鬼怒川公園岩風呂」	【施設の状況】 ・築30年が経過し、老朽化が著しく進行。 ・特に外壁が著しく老朽化しており、応急処置により暫定的に対応。 ・指定管理者制度導入施設（R3.4～R8.3） 【利用実態】（R4年間利用者数：70,119人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・長期的な視点において、温泉施設全体を見渡した保有形態の見直しを検討する必要がある。	【検討の方向性】 ・市全体の温泉施設のあり方を定めたうえで施設の位置づけを整理。 ・ただし、現時点で施設の老朽化が著しいため、建物詳細調査を実施する。その結果、継続が困難な場合は早急に施設を休止したうえで、施設廃止、規模縮小、譲渡を含めて協議を進める。 【検討方法】 ・地元自治会、観光協会及び指定管理者等と協議。	9,260	272,034	111,446
	藤原	みよりふるさと体験村センター	【施設の状況】 ・築29年が経過し、設備の老朽化が散見される。 ・指定管理者制度導入施設（R4.4～R9.3） 【利用実態】（R4年間利用者数：0人） ・数年間利用されていない状況。 【その他】 ・指定管理料は利用料金制となっていることから市の財政負担が最小限に抑えられている。 ・維持管理経費については、リスク分担によらずすべて指定管理者が負担することで了承を得ている。 ・大規模改修が必要となった時点で廃止することについては、自治会から了承を得ている。	【検討の方向性】 ・地元団体が指定管理者となっており、地域振興の役割を担っていること、市において財政負担が生じていないことから現在の機能を当面は維持。 ・大規模改修は必要となった時点において施設廃止を検討。 【検討方法】 ・地域振興の観点から指定管理者である地元中三依自治会と協議。	10	2,196	2,196
	藤原	みよりふるさと体験村キャンプ場	【施設の状況】 ・築24～28年が経過し、設備の老朽化が散見される。 【利用実態】（R4年間利用者数：2,910人） 【その他】 ・維持管理経費については、リスク分担によらずすべて指定管理者が負担することで了承を得ている。 ・地元自治会が所有する「男鹿の湯」と連携して運営。 ・大規模改修が必要となった時点で廃止することについては、自治会から了承を得ている。	【検討の方向性】 ・地元団体が指定管理者となっており、地域振興の役割を担っていること、市において財政負担が生じていないことから現在の機能を当面は維持。 ・大規模改修は必要となった時点において施設廃止を検討。 【検討方法】 ・地域振興の観点から指定管理者である地元中三依自治会と協議。	22	10,261	10,261
	藤原	川治温泉駅休憩舎	【施設の状況】 ・築35年が経過し、老朽化が進行。 【利用実態】（R4年間利用者数：6,229人） ・駅利用者が利用。 【その他】 ・令和2年4月より無人駅となっている。	【検討の方向性】 ・当面は施設を継続する。 ・大規模改修は必要となった時点において施設廃止を検討。 ・公共施設ではあるが、実質的に駅舎であることから野岩鉄道(株)への譲渡検討。 【検討方法】 ・野岩鉄道(株)との協議。	918	5,280	5,280
	藤原	上三依塩原温泉口駅休憩舎	【施設の状況】 ・築35年が経過し、老朽化が進行。 【利用実態】（R4年間利用者数：7,919人） ・駅利用者が利用。 【その他】 ・令和4年7月より無人駅となっている。	【検討の方向性】 ・当面は施設を継続する。 ・大規模改修は必要となった時点において施設廃止を検討。 ・公共施設ではあるが、実質的に駅舎であることから野岩鉄道(株)への譲渡検討。 【検討方法】 ・野岩鉄道(株)との協議。	2,352	5,980	5,980
	栗山	上栗山温泉共同浴場「開運の湯」	【施設の状況】 ・築23年が経過。 ・指定管理者制度導入施設（R3.4～R8.3） 【利用実態】（R元年間利用者数：4,095人） ・令和2年度のポンプ故障の際に、揚湯管及び動力ケーブルの摩耗老朽化による危険性が指摘され令和3年度より休止中。 【その他】 ・指定管理料は利用料金制となっていることから市の財政負担が最小限に抑えられている。 ・源泉は、市が所有している。 ・泉質が特殊であるため、頻繁にポンプ等の設備更新が必要。 ・オートキャンプ場と一体的に管理している指定管理団体の高齢化により、人員確保が難しい状況であることなど課題が多い。	【検討の方向性】 ・市全体の温泉施設のあり方を定めたうえで施設の位置づけを整理。 ・ただし、設備改修等に多額の費用を要することから、施設廃止及び民間活力の導入を前提に協議を進める。 【検討方法】 ・地元関係者及び指定管理者と協議 ・民間活力参入においては、ポテンシャル調査の実施を検討。	0	62,490	62,490
	栗山	川俣湖温泉共同浴場「上人一休の湯」	【施設の状況】 ・築29年が経過。躯体は健全な状況であるが、設備は一定の老朽化が見受けられる。 ・指定管理者制度導入施設（R3.4～R8.3） 【利用実態】（R4年間利用者数：3,459人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・指定管理料は利用料金制となっていることから市の財政負担が最小限に抑えられているが、赤字分を指定管理者が持ち出ししている状況にある。 ・世帯数も少ない地域であることから、現在の運用を継続すると地元で大きな負担がかかるおそれあり。	【検討の方向性】 ・市全体の温泉施設のあり方を定めたうえで施設の位置づけを整理。 ・ただし、躯体の状況が良好なことから、民間活力の導入を前提に協議を進める。 【検討方法】 ・地元関係者及び指定管理者と協議 ・民間活力参入においては、ポテンシャル調査の実施を検討。	2,601	6,225	6,225
	栗山	土呂部キャンプ場	【施設の状況】 ・築31年が経過しているが、施設自体は健全な状況。 ・指定管理者制度導入施設（R3.4～R8.3） 【利用実態】（R4年間利用者数：1,175人） ・他のキャンプ場施設と比較すると利用者数が少ない。現時点まで利用者数は横ばいにて推移しているが、リピーターの利用がほとんど。 【その他】 ・指定管理料は利用料金制となっていることから市の財政負担が最小限に抑えられているが、赤字分を指定管理者が持ち出ししている状況にある。	【検討の方向性】 ・地元団体が指定管理者となっており、地域振興の役割を担っていること、市において財政負担が生じていないことから現在の機能を当面は維持。 ・大規模改修は必要となった時点において施設廃止を検討。 【検討方法】 ・地域振興の観点から地元自治会、指定管理者等と協議。	1,189	12,107	12,107
	栗山	上栗山オートキャンプ場	【施設の状況】 ・築23年が経過、施設は健全な状況。 ・指定管理者制度導入施設（R3.4～R8.3） 【利用実態】（R4年間利用者数：530人） ・コロナ禍により、開館日数を制限していたことから、現時点での利用者数は低調。 【その他】 ・隣接する開運の湯が休止中。	【検討の方向性】 ・地元団体が指定管理者となっており、地域振興の役割を担っていること、市において財政負担が生じていないことから現在の機能を当面は維持。 ・大規模改修は必要となった時点において施設廃止を検討。 【検討方法】 ・地域振興の観点から地元自治会、指定管理者等と協議。	366	4,282	4,282

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度 維持管理費	今後10年の 維持更新費 (最大) ※1	今後10年の 維持更新費 (最小) ※2
スポーツ	今市	豊岡運動公園 (体育館)	【施設の状態】 ・築58年が経過し、屋根天井、電気、給排水設備の老朽化が進行 【利用実態】 ・R4利用者数(年間): 11,874人 ・総合型スポーツクラブの拠点となっていることから、一定の利用が図られている状況。 【その他】 ・長期的な視点において今市地域全体の体育館を見渡した保有形態の見直しを検討する必要がある。	【検討の方向性】 ・今市地域内の体育館の中で最も老朽化が著しいため、近隣の学校体育館を活用した機能移転も検討。 ・大規模改修が必要となった時点において施設を廃止。 【検討方法】 ・豊岡運動公園が、総合型スポーツクラブの拠点となっていることから、関係団体との調整により、今後の方向性を検討。	517	322,022	31,053
	栗山	潟西川体験農業 交流センター (体育館)	【施設の状態】 ・築37年が経過し、老朽化が進行。特に設備の老朽化状況が顕著でありボイラーは使用不可。 ・避難所の位置づけあり 【利用実態】(R4年間利用者数: 8人) ・夏場の合宿での利用が多いが、地元利用はほとんどない。 ・平家大祭の際に利用する(行列の時の着替え等)。 【その他】 ・ボイラー等の故障により冬季の利用は不可能な状況	【検討の方向性】 ・緊急避難所に指定されていることから現在の機能を当面は維持。 ・大規模改修が必要となった時点において施設廃止を検討。 【検討方法】 ・地元自治会、観光事業者等との調整により今後の対応策を検討。	612	57,156	57,156
図書館	藤原	藤原図書館	【施設の状態】 ・築40年が経過し、施設の老朽化が進行。特に設備関係は、当初から更新がされていないため老朽化が著しい。 ・特に空調設備が機能しておらず、家庭用エアコンにより対応している状況。 【利用実態】(R4年間利用者数: 4,856人) ・他図書館に比べ利用者数は少ない状況。 ・学習室は常に数名が利用している状況。 【その他】 ・藤原総合文化会館検討専門部会において今後の対応を検討中。	【検討の方向性】 ・施設の老朽化が著しく、一部設備が利用できないことから、現施設の廃止と仮設施設による運営を検討。 ・新たな施設については、鬼怒川温泉駅前全体の検討の中で整理する。 【検討方法】 ・藤原総合文化会館検討専門部会及び議会特別委員会との協議により、詳細を決定。 ・協議結果について基本構想をまとめ、広く市民に周知し、意見を募る。	47,500	134,402	134,402
公民館	今市	中央公民館	【施設の状態】 ・築47年が経過し、老朽化が進行。特に設備関係は、当初から更新がされていないため老朽化が著しい。 【利用実態】(R4年間利用者数: 18,640人) ・中央公民館においては、コロナ禍においては利用が低調となっていたが、利用者数の回復が見える状況。特に、小・中・ホールの利用頻度が多い。 ・勤労青少年ホームにおいては、施設利用者及びホーム利用登録者数も年々減少している。 【その他】 ・設備については、今市文化会館と共用。	【検討の方向性】 ・中央公民館は、老朽化が著しいことから、現施設を廃止。 ・中央公民館は、生涯学習を推進することに重点を置き、新たな施設の整備を検討。 【検討方法】 ・新文化会館建設にかかる協議の中で、新たな整備地を検討。	13,964	1,210,763	367,628
	今市	勤労青少年ホーム	【施設の状態】 ・築47年が経過し、老朽化が進行。特に設備関係は、当初から更新がされていないため老朽化が著しい。 【利用実態】 ・施設利用者及びホーム利用登録者数も年々減少している。 【その他】 ・設備については、今市文化会館と共用。	【検討の方向性】 ・勤労青少年ホームは、老朽化が著しいことから、現施設を廃止。 ・勤労青少年ホームは、その機能を中央公民館に統合することで、施設面積を削減。 【検討方法】 ・新文化会館建設にかかる協議の中で、新たな整備地を検討。	2,108	384,207	101,463
コミュニティセンター	今市	今市中央 コミュニティ センター	【施設の状態】 ・築39年が経過しており、老朽化が進行。 【利用実態】(R4年間利用者数: 11,419人) ・利用者が固定していることから、利用者数は横ばい。 【その他】 ・多目的トイレについては、水漏れのため利用不可。 ・シルバー人材センターに管理を委託。 ・大規模改修が必要となった時点で廃止することについては、利用者に周知済み。	【検討の方向性】 ・施設が老朽化していることから、周辺施設(公民館等)への機能移転により現施設を廃止。 【検討方法】 ・利用者及び周辺自治会への説明	2,146	39,034	39,034
	今市	南原地区コミュニ ティセンター	【施設の状態】 ・令和4年度現状確認(床剥き、冷暖房設備・照明器具、建具等劣化ほか) 【利用実態】(R4年間利用者数: 4,355人) ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。	【検討の方向性】 ・南原出張所と併設の施設であり、老朽化が進んでいる。 ・複合施設としてのあり方を検討する。 【検討方法】 ・利用者及び周辺自治会との協議。	665	35,285	35,285
	日光	所野 コミュニティ センター	【施設の状態】 ・築38年が経過しており、設備が老朽化している。 【利用実態】(R4年間利用者数: 1,626人) ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている(所野自治会)。 ・大規模改修が必要となった時点で廃止することについては、自治会から了承を得ている。	【検討の方向性】 ・大規模改修が必要となった時点において施設廃止を検討。 【検討方法】 ・利用者及び周辺自治会への説明	1,016	64,135	64,135
	藤原	川治地区 コミュニティ センター	【施設の状態】 ・築44年が経過しており、外壁や内部が老朽化している。 【利用実態】(R4年間利用者数: 317人) ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている(川治自治会: 75世帯、高原自治会: 52世帯、小網自治会: 52世帯)。 ・令和3年度から関係自治会との協議を開始。 ・年間37万円の借料が発生。	【検討の方向性】 ・施設が老朽化していることから、周辺施設である川治たんぼ広場に集会所の機能を移転し現施設を廃止。 【検討方法】 ・川治地区3自治会との協議。	692	16,948	16,948

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度 維持管理費	今後10年の 維持更新費 (最大) ※1	今後10年の 維持更新費 (最小) ※2
集会所等	日光	とちぎ日光材細尾 モデルセンター	【施設の状態】 ・築32年が経過しており、施設が老朽化している。 【利用実態】（R4年間利用者数：802人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（細尾町自治会：231世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への無償譲渡について協議が整ったことから、令和7年度の譲渡に向け、令和6年度に集会施設の改修工事を実施する。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	11	3,940	3,940
	藤原	高徳 生活改善センター	【施設の状態】 ・築40年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：908人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（高徳自治会：296世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	17	5,340	5,340
	藤原	藤原地区集会所	【施設の状態】 ・築25年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：259人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（藤原自治会：180世帯）。	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	12	4,356	4,356
	足尾	足尾南部 生活改善センター	【施設の状態】 ・築48年が経過しており、内部や設備が老朽化している。 【利用実態】（R4年間利用者数：123人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（中才自治会：40世帯）。	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・中才集会所に集約後、廃止し解体予定。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	7	2,526	2,526
	足尾	田元集会所	【施設の状態】 ・築38年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：112人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（田元自治会：28世帯）。	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・近隣自治会と集約に向けて協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	4	1,325	1,325
	足尾	掛水集会所	【施設の状態】 ・築35年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：86人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（掛水自治会：27世帯）。	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	6	3,345	3,345
	足尾	向原集会所	【施設の状態】 ・築32年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：256人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（向原自治会：34世帯）。	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	7	2,390	2,390
	足尾	上間藤集会所	【施設の状態】 ・築31年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：141人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（上間藤自治会：59世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	11	3,660	3,660
	足尾	下間藤集会所	【施設の状態】 ・築29年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：23人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（下間藤自治会：17世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・近隣自治会と集約に向けて協議継続。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	23	2,202	2,202
	足尾	通洞集会所	【施設の状態】 ・築23年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：137人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（通洞自治会：77世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	7	2,390	2,390
	足尾	切幹林業 活動促進センター	【施設の状態】 ・築22年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：36人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（切幹自治会：11世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・近隣自治会と集約に向けて協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	4	1,292	1,292

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度 維持管理費	今後10年の 維持更新費 (最大) ※1	今後10年の 維持更新費 (最小) ※2
集会所等	足尾	赤沢集会所	【施設の状態】 ・築17年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：238人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（赤沢自治会：70世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	6	2,849	2,849
	足尾	松原集会所	【施設の状態】 ・築55年が経過しており、設備が老朽化している。 ・未耐震施設 【利用実態】（R4年間利用者数：29人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（松原自治会：78世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	5	154,218	44,528
	足尾	砂畑集会所	【施設の状態】 ・築69年が経過しており、設備関係に老朽化が見られる。 【利用実態】（R4年間利用者数：110人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（砂畑自治会：39世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・譲渡に向けて再協議を実施した。近隣集会所との集約を含め、協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	4	0	0
	足尾	足尾東部 生活改善センター	【施設の状態】 ・築42年が経過している。 【利用実態】（R4年間利用者数：133人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（神子内自治会：64世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・譲渡に向けて再協議を実施した。近隣集会所との集約を含め、協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	7	0	0
	足尾	上の平集会所	【施設の状態】 ・築34年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：278人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（上の平自治会：28世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・譲渡に向けて協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	6	0	0
	足尾	野路又集会所	【施設の状態】 ・築32年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：173人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（野路又自治会：55世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・譲渡に向けて再協議を実施した。近隣集会所との集約を含め、協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	7	0	0
	足尾	中才集会所	【施設の状態】 ・築18年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：64人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（中才自治会：40世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・南部生活改善センターを集約予定。協議継続。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	5	2,210	2,210
	足尾	原集会所	【施設の状態】 ・築26年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：77人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（原自治会：31世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・切幹集会所を集約予定。時期未定。協議継続。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	7	2,390	2,390
	足尾	遠下林業 活動促進センター	【施設の状態】 ・築21年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：16人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（遠下自治会：21世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・近隣自治会との集約に向けて再協議を実施した。近隣集会所との集約を含め、協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	5	1,855	1,855
	栗山	戸中集会所	【施設の状態】 ・築43年が経過しており、設備が老朽化している。 【利用実態】（R4年間利用者数：108人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（戸中自治会：27世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・近隣集会所との集約に向けて協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	3	1,474	1,474
	栗山	日向集会所	【施設の状態】 ・築40年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：164人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（野尻自治会：41世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・近隣集会所との集約に向けて協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	2	5,640	5,640

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度 維持管理費	今後10年の 維持更新費 (最大)※1	今後10年の 維持更新費 (最小)※2
集会所等	栗山	大王集会所	【施設状況】 ・築43年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：144人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（大王自治会：36世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・近隣集会所との集約に向けて協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	23	1,120	1,120
	栗山	日蔭集会所	【施設状況】 ・築41年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：116人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（日蔭自治会：29世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	2	4,920	4,920
	栗山	土呂部集会所	【施設状況】 ・築36年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：140人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（土呂部自治会：19世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	11	3,958	3,958
	栗山	青柳平集会所	【施設状況】 ・築27年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：64人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（青柳平自治会：16世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡に向けて協議継続。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	7	5,734	5,734
	栗山	黒部集会所	【施設状況】 ・築34年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：88人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（黒部自治会：22世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	1	4,805	4,805
	栗山	川俣温泉集会所	【施設状況】 ・築25年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：140人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（川俣温泉自治会：35世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への譲渡を前提としつつも、人口減少等により自治会で維持することが困難な事案については、廃止を前提に検討。 ・廃止後の施設の継続利用や他施設との集約については、譲渡を協議する中で合わせて検討。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	20	4,993	4,993
	栗山	湯西川下地区集会所	【施設状況】 ・築16年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：124人） ・コロナ禍で利用者数が大幅に減少したが、回復基調にある。 【その他】 ・自治会の集会所としての役割を担っている（湯西川下地区自治会：54世帯）	【検討の方向性】 ・地元自治会への無償譲渡について協議が整ったことから、令和7年度の譲渡に向け、令和6年度に集会施設の改修工事を実施する。 【検討方法】 ・地元自治会との協議。	18	6,790	6,790
保育園	今市	しばやま保育園	【施設状況】 ・築50年が経過し、建物の老朽化が進行。 ・未耐震施設 【利用実態】（R4園児数：72人） ・園児数は横ばい	【検討の方向性】 ・新保育園を整備し施設を集約化 【検討方法】 ・R6開園予定の新保育園に合わせ、新保育園に園児を転園させたとうえで、R6中に施設を廃止する。	2,856	208,307	66,123
	今市	せせらぎ保育園	【施設状況】 ・築52年が経過し、建物の老朽化が進行。 ・未耐震施設 【利用実態】（R4園児数：56人） ・園児数は横ばい	【検討の方向性】 ・新保育園を整備し施設を集約化 【検討方法】 ・R6開園予定の新保育園に合わせ、新保育園や民間保育園に段階的に園児を転園させたとうえで、R6中に施設を廃止する。	3,127	174,563	29,709
	今市	原町みどり保育園	【施設状況】 ・築51年が経過し、建物の老朽化が進行。 ・未耐震施設 【利用実態】（R4園児数：52人） ・園児数は横ばい	【検討の方向性】 ・新保育園を整備し施設を集約化 【検討方法】 ・R6開園予定の新保育園に合わせ、新保育園や民間保育園に段階的に園児を転園させたとうえで、R7末に施設を廃止する。	1,797	198,370	64,084
	今市	並木保育園	【施設状況】 ・築49年が経過し、建物の老朽化が進行。 ・未耐震施設 【利用実態】（R4園児数：61人） ・園児数は横ばい	【検討の方向性】 ・新保育園を整備し施設を集約化 【検討方法】 ・R6開園予定の新保育園に合わせ、園児を転園させたとうえでR9末に施設を廃止する。	3,139	11,249	11,249
	今市	落合児童館	【施設状況】 ・築25年が経過しているが、躯体は健全な状況。 【利用実態】（R4年間利用者数：11人） ・少子化に伴い減少傾向が続いている。 【その他】 ・放課後児童クラブと併設している。	【検討の方向性】 ・躯体が健全なことから、現在の機能を当面は維持。 ・児童館機能については、周辺に保育施設が充実していること、市内他児童館が廃止されていることから、施設廃止を前提に検討。 ・周辺自治会から施設の利用意向が示されたことから、地域振興を目的に地元自治会での活用を検討。 【検討方法】 ・児童館利用者及び周辺自治会との協議。	2,740	28,886	28,886

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度 維持管理費	今後10年の 維持更新費 (最大) ※1	今後10年の 維持更新費 (最小) ※2
保育園	日光	小来川保育園	【施設の状態】 ・築36年が経過しており、屋根や外壁が老朽化している。 【利用実態】（R4年間利用者数：4人） ・少子化により年々減少している。 【その他】 ・小来川地区活性化検討委員会において今後の対応を検討中。	【検討の方向性】 ・施設が老朽化していること、利用者が減少傾向にあることから、現施設を廃止。 ・廃止に伴う代替サービスを検討。 【検討方法】 ・小来川地区活性化検討委員会において今後の対応の検討を進める。	1,168	3,985	3,985
	栗山	湯西川保育園	【施設の状態】 ・雪害のため一部損壊 【利用実態】 ・休止中	【検討の方向性】 ・解体優先の順位を定めた上で、その後、跡地利活用を検討。	77	7,916	7,916
市営住宅	今市	千本木住宅	【施設の状態】 ・築67～69年が経過しており、老朽化が進行。 【利用実態】（R5.10入居戸数：13戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	277	324,744	19,862
	日光	稲荷町住宅	【施設の状態】 ・築70年が経過しており、屋根外壁に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：2戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	128	180,143	30,020
	日光	所野第2住宅	【施設の状態】 ・築53年が経過しており、屋根外壁に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：51戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	1,081	1,063,921	90,180
	日光	細尾町住宅	【施設の状態】 ・築69年が経過しており、屋根外壁に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：2戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	6	173,964	10,640
	日光	御幸町住宅	【施設の状態】 ・築65年が経過しており、屋根外壁に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：11戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	319	433,043	26,486
	日光	若杉町住宅	【施設の状態】 ・築66年が経過しており、屋根外壁に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：4戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	125	113,142	6,920
	日光	所野住宅	【施設の状態】 ・築65年が経過しており、屋根外壁に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：5戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	137	137,013	8,380
	藤原	自由ヶ丘住宅	【施設の状態】 ・築44～46年が経過しており、屋上や外壁に老朽化が見られる状況。 【利用実態】（R5.10入居戸数：10戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・集約化事業による移転補償費を活用し、入居者に移転を促す（地域外への移転も可）。 【検討方法】 ・入居者との協議。	137	549,772	60,680
	足尾	足尾松原住宅	【施設の状態】 ・築54年（昭和44年度建築）が経過しており、建物全体に老朽化が見られる。トイレは汲み取り。 【利用実態】（R5.10入居戸数：4戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・自治会長及び入居者との協議。	0	209,038	12,785
	足尾	田元住宅	【施設の状態】 ・築51年（昭和47年度建築）が経過しており、建物全体に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：4戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・自治会長及び入居者との協議。	143	192,982	11,803
	足尾	赤沢住宅	【施設の状態】 ・築52年（昭和46年度建築）が経過しており、建物全体に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：4戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他の市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・自治会長及び入居者との協議。	147	156,568	9,576

施設用途	地域	施設名	実態・課題	方向性	令和4年度 維持管理費	今後10年の 維持更新費 (最大) ※1	今後10年の 維持更新費 (最小) ※2
市営住宅	足尾	南橋特別市営住宅	【施設の状況】 ・築111年（大正元年度建築）が経過しており、建物全体に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：4戸） ・新規入居者募集を停止している。 【その他】 ・木造長屋	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・特別市営住宅の集約化については、地域振興の観点からの検証も加え、市としての方向性を定める（施設の危険度、自治会の継続性、転出抑制）。 ・入居者の要望等を踏まえた市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 ・退去後は観光資源としての活用を検討する。 （敷地については、土地所有者である古河機械金属株との覚書により、住宅用地として無償貸与を受けており、用途変更の際は土地所有者の了承を得る必要がある。 【検討方法】 ・土地所有者との協議	284	282,571	17,283
	足尾	向原特別市営住宅	【施設の状況】 ・築83年（昭和15年度建築）が経過しており、建物全体に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：9戸） ・新規入居者募集を停止している。 【その他】 ・木造長屋	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・廃止後の跡地利用が期待できる立地にある市営住宅については、移転補償制度の創設など入居者に対する積極的な取組により市有地の有効活用を図る。 ・入居者の要望等を踏まえた市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・自治会長及び入居者との協議。	33	416,336	25,464
	足尾	砂畑特別市営住宅	【施設の状況】 ・築69年（昭和29年度建築）が経過しており、建物全体に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：13戸） ・新規入居者募集を停止している。 【その他】 ・木造長屋	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・特別市営住宅の集約化については、地域振興の観点からの検証も加え、市としての方向性を定める（施設の危険度、自治会の継続性、転出抑制）。 ・入居者の要望等を踏まえた市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 ・退去後は観光資源としての活用を検討する。 （敷地については、土地所有者である古河機械金属株との覚書により、住宅用地として無償貸与を受けており、用途変更の際は土地所有者の了承を得る必要がある。 【検討方法】 ・土地所有者との協議	96	424,701	25,976
	足尾	中才特別市営住宅	【施設の状況】 ・築111年（大正元年度建築）が経過しており、建物全体に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：27戸） ・新規入居者募集を停止している。 【その他】 ・木造長屋	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・特別市営住宅の集約化については、地域振興の観点からの検証も加え、市としての方向性を定める（施設の危険度、自治会の継続性、転出抑制）。 ・入居者の要望等を踏まえた市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 ・退去後は観光資源としての活用を検討する。 （敷地については、土地所有者である古河機械金属株との覚書により、住宅用地として無償貸与を受けており、用途変更の際は土地所有者の了承を得る必要がある。 【検討方法】 ・土地所有者との協議	275	56,523	56,523
	栗山	日向住宅	【施設の状況】 ・築49年が経過しており、全体に老朽化が見られる。 【利用実態】（R5.10入居戸数：2戸） ・新規入居者募集を停止している。	【検討の方向性】 ・施設老朽化が進んでいることや入居募集を停止していることから、現施設は廃止。 ・入居者の要望等を踏まえ他市営住宅（地域外への入居も含む）への集約化を図る。 【検討方法】 ・入居者との協議。	102	73,412	4,490
合計					195,696	13,964,666	3,574,119

(3) 公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）において適切な維持管理に努める施設

図表 4-3 では、当面は適切な維持管理に努めていくとする 122 施設を掲載します。

ただし、これらの施設においても、施設の利用状況や劣化状況に応じて整理を検討していく場合があります。

図表 4-3 当面は適切な維持管理に努める施設一覧（122 施設）

施設用途	地域	施設名
庁舎等	今市地域	日光市役所本庁舎
	今市地域	落合地区センター（落合公民館）
	今市地域	豊岡地区センター（豊岡公民館）
	今市地域	大沢地区センター（大沢公民館）
	今市地域	塩野室地区センター（小林公民館）
	今市地域	南原出張所
	今市地域	消防本部・今市消防署
	今市地域	大沢分署
	日光地域	日光行政センター（日光公民館・図書館）
	日光地域	中宮祠出張所（中宮祠公民館、奥日光コミュニティセンター）
	日光地域	日光消防署
	藤原地域	藤原行政センター（藤原公民館）
	藤原地域	藤原消防署
	藤原地域	川治分署
	足尾地域	足尾行政センター（足尾公民館）
	足尾地域	足尾分署
	栗山地域	栗山行政センター（栗山公民館）
	栗山地域	湯西川地区センター（湯西川公民館）
	栗山地域	湯西川分署
美術館・博物館等	今市地域	杉並木公園ギャラリー
	今市地域	ふくろうの森手塚登久夫石彫館
	今市地域	歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館・市民活動支援センター
	日光地域	小杉放菴記念日光美術館
産業系	今市地域	道の駅日光 日光街道ニコニコ本陣
	今市地域	日光ブランド情報発信センター
	日光地域	小来川林業研修センター
	日光地域	ふれあいの郷小来川
	栗山地域	地場産品加工販売施設
	栗山地域	青柳平展示直売所
	栗山地域	栗山農産物加工施設「そば処ひなた」
	栗山地域	日向花木センター
	栗山地域	日蔭農村広場
	栗山地域	湯西川農村広場
	栗山地域	繁殖牛集中管理センター
観光	日光地域	日光木彫りの里工芸センター
	日光地域	温泉保養センター「日光温泉」
	日光地域	温泉保養センター「やしおの湯」
	日光地域	日光郷土センター
	日光地域	霧降高原レストハウス
	藤原地域	川治ダム資料館
	藤原地域	市営浴場「川治温泉薬師の湯」
	藤原地域	上三依水生植物園
	足尾地域	足尾銅山観光
	足尾地域	活性化センター「銅ふれあい館」
	足尾地域	国民宿舎かじか荘
	足尾地域	銀山平公園（キャンプ場）
	足尾地域	庚申山荘
	足尾地域	銅親水公園（環境学習センター）
	栗山地域	自然体験交流センター「安らぎの森四季」
	栗山地域	平家の里
	栗山地域	湯の郷湯西川観光センター
	栗山地域	湯西川水の郷

施設用途	地域	施設名
保健・福祉	今市地域	今市保健福祉センター
	今市地域	生きがいセンター
	今市地域	家庭児童相談室
	日光地域	奥日光診療所
	日光地域	小来川デイサービスセンター
	日光地域	小来川診療所
	日光地域	日光福祉保健センター
	日光地域	中宮祠デイサービスセンター
	藤原地域	藤原福祉センター「ふじの郷」
	藤原地域	三依診療所
	栗山地域	西川デイサービスセンター
	栗山地域	湯西川診療所
スポーツ	今市地域	今市運動公園
	今市地域	丸山公園
	今市地域	落合運動公園
	今市地域	日光市ホッケー場
	日光地域	霧降スケートセンター
	日光地域	日光体育館
	日光地域	細尾ドームリンク
	日光地域	日光運動公園
	足尾地域	足尾市民センター
	栗山地域	栗山運動場
	栗山地域	西川運動場
図書館	今市地域	今市図書館
コミュニティセンター	今市地域	赤間々会館
	日光地域	女性サポートセンター（清滝出張所・体育館・公民館）
集会所等	今市地域	関の沢集会所
	日光地域	滝ヶ原間伐材等利用推進施設
	栗山地域	川俣ふれあい広場
学校関連	日光地域	教育支援センター
	日光地域	日光学校給食センター
	足尾地域	足尾学校給食センター
	栗山地域	湯西川教職員住宅
保育園	日光地域	日光保育園
	日光地域	所野保育園
	足尾地域	足尾認定こども園
放課後児童クラブ	今市地域	こどもオアシス館だいや（だいや児童クラブ第1）
	今市地域	こどもオアシス館だいや分館（だいや児童クラブ第2・第3）
	今市地域	こどもオアシス館みなみはら（みなみはら児童クラブ第1・第2）
	今市地域	こどもオアシス館おおさわ（おおさわ児童クラブ第1）
	今市地域	こどもオアシス館おおさわ分館（おおさわ児童クラブ第2～第5）
	今市地域	こどもオアシス館いのくら（めろでいークラブ）
	今市地域	こどもオアシス館いのくら分館（はーもにいークラブ）
	今市地域	こどもオアシス館おおむろ（みどりっ子児童クラブ第1・第2）
	今市地域	こどもオアシス館おおむろ分館（第2みどりっ子児童クラブ）
	今市地域	今三あおぞら児童クラブ第1
	藤原地域	下原児童館

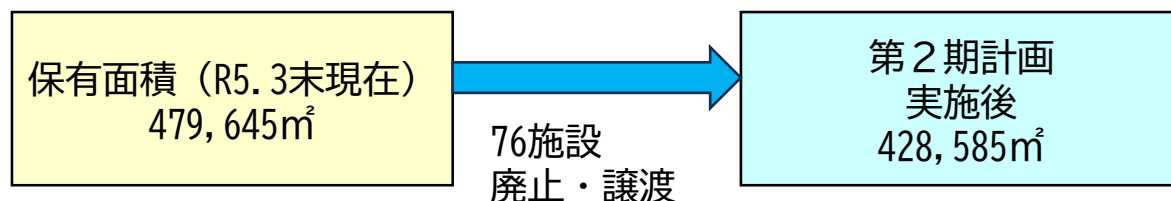
施設用途	地域	施設名
市営住宅	今市地域	清原住宅
	今市地域	豊田住宅
	今市地域	松原住宅
	今市地域	明神住宅
	今市地域	倉ヶ崎住宅
	日光地域	湯元住宅
	日光地域	中宮祠住宅
	日光地域	久次良町第1住宅
	日光地域	久次良町第2住宅
	日光地域	花石町住宅
	日光地域	所野広久保住宅
	藤原地域	大原住宅
	足尾地域	遠下住宅
	足尾地域	上間藤住宅
	足尾地域	上間藤単独住宅
	足尾地域	渡良瀬単独住宅
	足尾地域	足尾勤労単身者住宅
	足尾地域	赤沢中央住宅
	足尾地域	改良住宅通洞
	足尾地域	改良住宅向原1号館
	栗山地域	湯西川住宅
	栗山地域	西川住宅
	栗山地域	仲内住宅

4. 日光市公共施設マネジメント計画実行計画（第2期）における効果（面積、コスト、エネルギー）

（1）保有面積の削減

令和5年3月末現在における本市の施設保有量 479,645 m²に対して、評価対象の計 76 施設を仮に廃止した場合の施設保有量は、428,585 m²（令和4年度末基準で▲11%）となります。なお、第1章「5. 対象施設」で触れていますが、検討施設 76 施設の中に学校施設は含まれておらず、学校施設については今後、計画を別途策定した上で方向性を検討することとなります。

図表 4-4 本計画完了時の保有面積



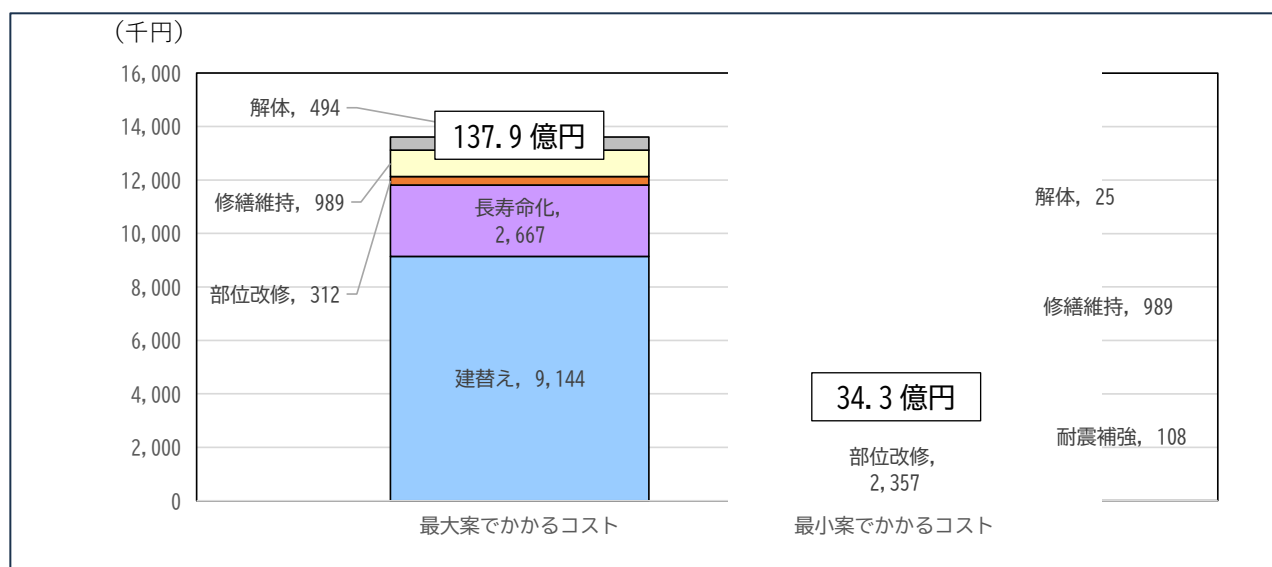
（2）対象 76 施設を削減した場合のコスト面の効果

本計画の対象 76 施設で長寿命化改修や未耐震施設の耐震補強といった中長期的に望ましい対応を実施した場合、10 年間で 137.9 億円ものコストがかかります。これは財政制約ライン（建物の改修にかけられる費用の限度、直近5年間の拠出費用の平均から算出）192 億円の約7割に相当します。

また、施設運営に必要な修繕維持費だけに限定し、最低限の改修だけを行った場合でも 10 年間に 34.3 億円がかかり、財政制約ラインの2割弱に当たります。

このように、対象 76 施設全てを削減できた場合は、年間で 3.4～13.8 億円のコストを削減することができます。

図表 4-5 対象施設にかかるコスト（10 年間）



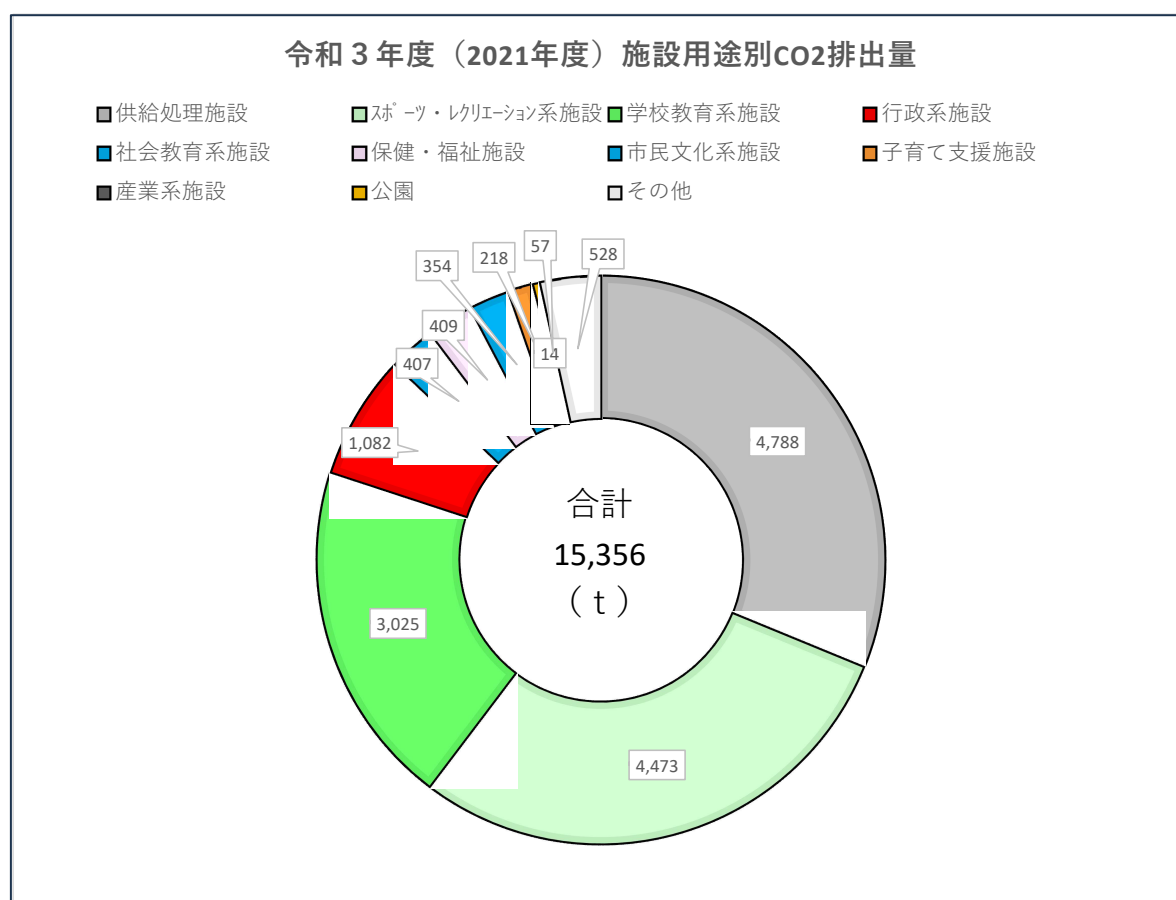
（３）エネルギー消費の削減効果

①日光市全体での年間 CO2 排出量状況

本市の公共施設全体の CO2 年間排出量¹は、令和 3（2021）年度現在、およそ 1.5 万トン（t-CO2）と推測されます²。このうち、用途別で排出量が最も多いのはクリーンセンターや上下水道等の供給処理施設で 4,788 トン（31.2%）を占めていますが、次いでスポーツ・レクリエーション施設（29.1%）、学校教育系施設（19.7%）、行政系施設（7.0%）となっています。

供給処理施設や学校施設については本計画の評価対象施設にはなっていませんが、スポーツ施設や、観光施設・温泉施設を含む施設や行政系施設等も排出量として高い割合を占めていることから、評価対象施設の削減前後での効果検証を行います。

図表 4-6 公共施設の用途別 CO2 排出量（10 年間）



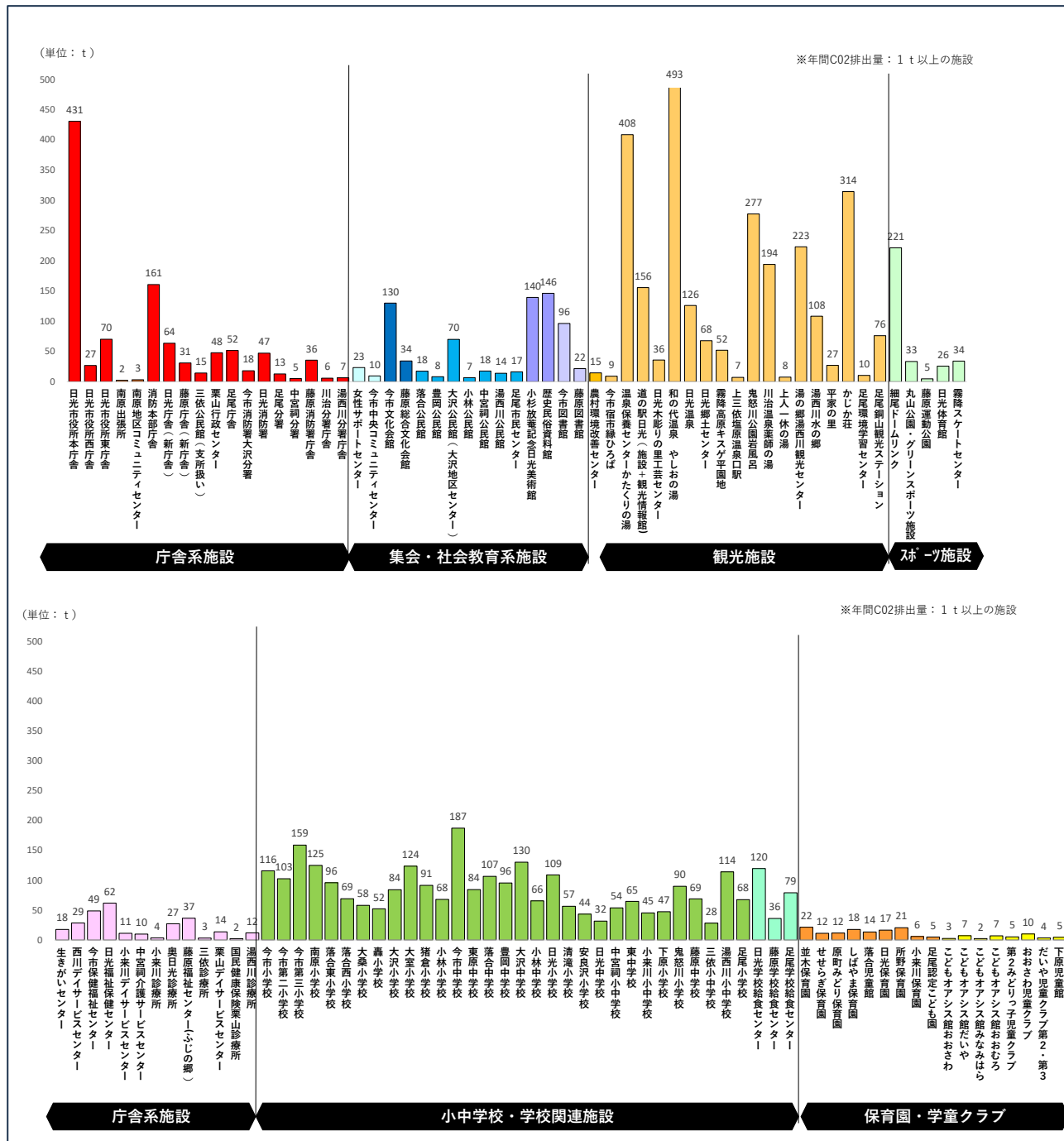
¹ 電気、ガス、水道、油等の使用料より係数換算の上で算出しました。

² 年間 CO2 排出量 1 トン以上の施設の合計値です。

②個別施設の排出量状況

図表 4-7 は、本計画の対象となっている **229** 施設のうち、年間 CO2 排出量が 1 トン以上の施設の、施設別排出量をまとめました。該当する施設は 121 施設です。第2期実行計画評価対象施設の排出量合計値は、全排出量の 52%にあたる 7,912 トンとなっています。

図表 4-7 施設別年間 CO2 排出量（2021 年度）

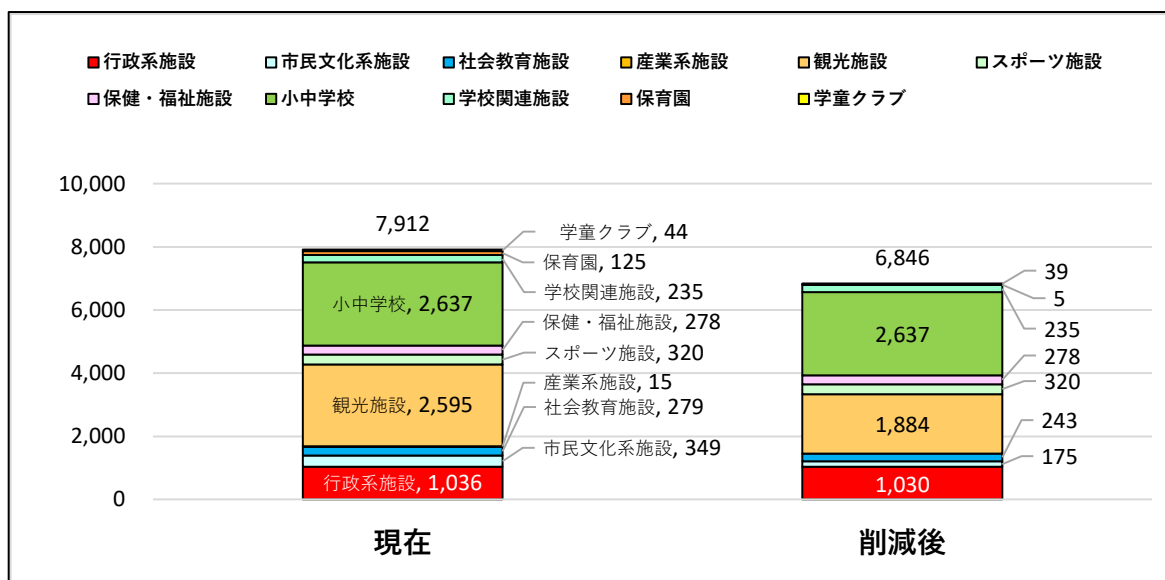


③施設評価を行う施設の CO2 削減量

排出量 1t-CO₂ 以上の施設の中で、評価対象施設は 21 施設、削減量は 1,066 トンとなっています。用途別では、施設削減後の割合において、最も大きいものは小中学校の 2,637 トンです。

今後残る施設の CO₂ 排出削減の手段としては、さらなる施設の集約化とともに、再生可能エネルギーの導入等が同時に求められます。

図表 4-8 評価対象施設を削減した場合の CO₂ 排出量の変化



④その他取組の強化

公共施設の設備については、耐用年数を経過している設備も多く、これらの設備をエネルギー効率の高い設備へ積極的に更新することで、CO₂の削減を目指すとともに維持管理コストの低減を図っていきます。

5. さらなる対応の検討

(1) 評価対象施設以外の施設の検討について

第1期実行計画完了時点の保有量をもとにした40年間の更新費用総額は、65.6億円/年となっており、(2章図表2-8)、第2期実行計画で検討している76施設の削減では、年間3.4億円の削減にしかならず、財政制約ラインの19.2億円/年からは、43.0億円/年の乖離が発生する見込みです。このため、今後、さらなる施設削減による対応と、管理・運営面での対応、市有財産の売却・賃貸収益からの充当等、さらなる改善策を図る必要があります。施設の削減については、毎年、重点的に取り組む施設を抽出し、行財政改革審議会に諮問、その後議会と協議した上で、取り組みを進めることや、本計画の評価対象施設76施設に含まれない場合であっても、状況に応じて公共施設マネジメントの取組対象としていきます。

(2) 小中学校の検討について

今後、人口減にともない本市の小中学校の児童生徒数の減少が予測されるなかで、学校施設の有効活用を図ることで施設保有量の削減につながることも考えられることから、教育委員会との連携を強化しながら、さらなる施設削減についての取組を進めます。

学校施設の今後の方向性については、児童生徒数の将来推計をもとに統廃合の検討、余裕スペースの有効活用を目指し、令和6年度以降に個別計画として策定していきます。

(3) 200㎡未満の小規模な施設の検討について

200㎡未満の小規模な施設については、集会所等施設を除き本計画の対象外となっていますが、326施設 20,480㎡と施設数が多いことから、課題の一つとして捉え対応していきます。

特に公衆トイレについては、103施設 2,834㎡あり、老朽化が進行しているものや市民だけでなく観光客等が多く利用するものがあることから、水道使用量等の実績に基づき、公衆トイレの統廃合や低利用の公衆トイレの廃止等による適正化の検討を進めます。

第5章 重点的に進める取組

重点取組１：小学校の統廃合に伴うコミュニティ施設の活用

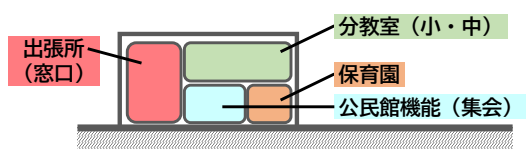
事業の方向性

- ・ 廃校となる学校施設の最寄りにあるコミュニティ施設（公民館等）に学習場所を設置し統合先の本校の分教室とする。
- ・ 必要に応じ、本校での授業を受ける体制を整えるとともに、ICT を活用して、本校と分教室間での交流授業を実施する。

- 従来の分校（設置基準は小学校・中学校を準用）
（施設は既存の小中学校を活用）



- 新しい分教室（公共施設のなかに分教室を入居させる）



<想定される効果>

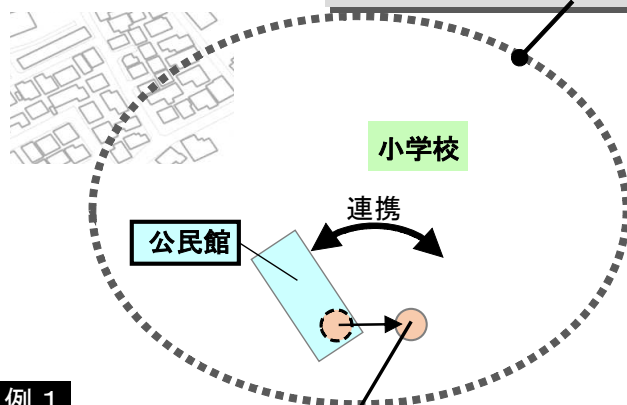
- ✓ 学習時間が短く集団活動に不慣れな小学校の低学年においては、遠距離通学などに対し、負担軽減が図られるとともに、段階的に学校生活に順応していくことが可能となる。
- ✓ 分校ではなく分教室とすることで、学校設置基準、教員配置が本校と一緒にすることから、柔軟な運営が可能となる。

重点取組２：学校施設の統合によるコミュニティ施設としての拠点化

事業の方向性

- ・ 児童生徒数の減少を踏まえ、学校施設を軸とし、コミュニティ機能を加えた地域の拠点とする。
- ・ 地域の拠点とするために、地区センターや公民館等との連携を強化することで、コミュニティスクールの充実を図る。

例２ 維持管理業務の一括化等 運営面の連携



例１

ニーズの少ない調理機能は
学校の家庭科室等と共用化

<想定される効果>

- ✓ 学校施設の統合により、一定数の児童生徒を確保することで、教育環境を維持することができる。
- ✓ 学校と地域の連携強化により地域の活性化や施設の有効活用が図られる。

重点取組 3：老朽化が進む運動公園体育館機能の学校施設との共有化

事業の方向性

- ・ 市有体育館については、老朽化が進んでいることから、近隣の学校施設が廃止となった場合において、学校体育館への機能移転を検討する。
- ・ 学校施設が廃止とならなかった場合においても、空き時間等を分析したうえで共有化を進める。

● 運動公園体育館（平日夜間と・土日の昼間利用が多い）

	平日	土曜	休日
午前	▲	○	○
午後	▲	○	○
夜間	○	▲	—

他の運動施設へ

小学校2校の体育館へ分散して移転

● 小学校体育館（平日夜間と・土日の昼間に利用可能）

	平日	土曜	休日
午前	授業利用	◎	◎
午後	授業利用	◎	◎
夜間	◎	○	▲

	平日	土曜	休日
午前	授業利用	◎	◎
午後	授業利用	◎	◎
夜間	◎	○	▲

< 想定される効果 >

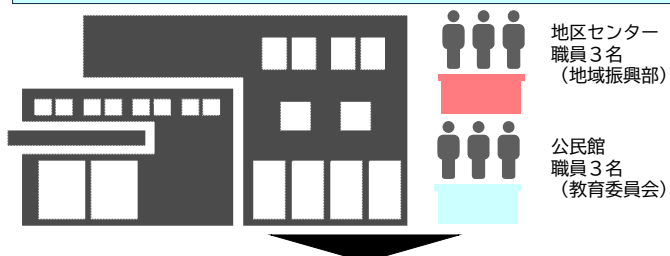
- ✓ 体育館の改修費等のコストが削減される。
- ✓ 既存施設の有効活用が図られる。

重点取組 4：地域・地区公民館の住民交流拠点施設化

事業の方向性

- ・ 公民館については、社会教育施設として位置づけられ、利用に制限が生じることから、施設の位置づけをコミュニティセンターとすることで利用条件を緩和する。
- ・ 利用条件を緩和することで、幅広いニーズに対して柔軟に応える施設とすることで地域の活性化に繋げていく。

地区センター・公民館複合施設



コミュニティセンター



< 想定される効果 >

- ✓ 民間事業者等への貸出や営利活動など、新しいニーズへ応えることで、地域課題の解決や新たな地域交流の創出など、暮らしが豊かになる幅広い取組が期待される。
- ✓ 施設の有効活用が進むとともに、利用料金収入の増加が見込まれる。
- ✓ 職員配置において、施設単位ではなく建物単位とすることが可能となることから、人員の削減が図れる。

重点取組 5：ポテンシャル調査

事業の方向性

- 公共施設マネジメントの推進に伴い、廃止した施設が増加するため、有効活用を図る取組みが必要。
- 加えて、継続する施設においても、維持管理経費などコスト削減の取組が求められる。
- これら施設について、民間事業者の有効活用が期待できる市有財産を調査・分析し、優先的に活用を図るべき財産を抽出し、積極的な誘致活動を展開する。

●既存施設の活用イメージ

①公園施設への民間屋内アトラクション誘致

観光、宿泊需要のある地域で、運動施設を持つ公園の一部に民間の屋内アスレチック施設建設を誘致し、公園全体を全天候型の施設に転換する。

②インバウンドを意識した、学校跡地の宿泊施設化

学校施設を建物ごと売却し、「日本の学校に泊まれる」低価格型の宿泊施設として活用。ターゲットをおもにインバウンド客とし、日本の学校体験のできるプログラムを提供する。

<想定される効果>

- ✓ 廃止した施設については、解体費が不要となるなど、財政的視点から有効であると考ええる。
- ✓ また、施設の有効活用を図ることで、地域の活性化が期待できる。
- ✓ 継続する施設については、民間活力導入により、収益性が期待でき、維持管理費用の軽減が図られる。

第6章 計画推進のための体制

1. 庁内体制と部局横断的な検討体制の確立

本計画で定めた方向性を実行に移すには、施設単体で検討しても実行が困難となる場合もあり、複数の施設にまたがる全市的な視点が必要です。加えて、今後児童生徒数が急激に減少していく中、学校施設の有効活用は喫緊の課題となります。

このため、市長部局、教育委員会など全庁をあげた部局横断的に進捗管理を行う体制が必要となることから、公共施設適正化推進会議の委員に教育長及び教育次長を加え、学校施設の有効活用を強化します。

加えて、公共施設は市民生活に直結し、市民の関心が高いことから、公共施設マネジメントの取り組み状況については、議会に報告・相談を随時行い、市民で構成されている公共施設適正化推進市民委員会と意見交換するものとします。

2. 施設の適正管理のための取組強化

公共施設及びそれらを取り巻く環境は自然災害や感染症などの不可抗力的な事案をはじめ、様々な要因によって常に変化しており、今後も施設の方向性を変更せざるを得なくなる可能性があります。

継続する施設については、これらの変化に柔軟に対応しながら、適切に施設の実態把握を行い、予防保全を重点的に取り組む必要があります。

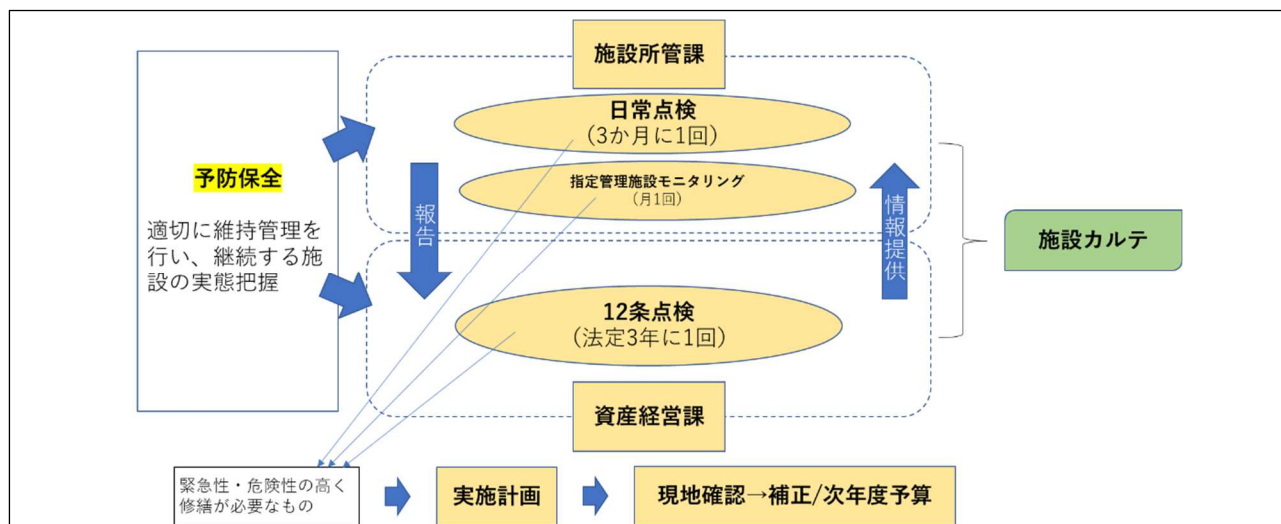
このため、施設に係る一元的な情報の管理、活用を図り、施設整備の計画的な実施及び計画の見直しを行うものとします。

現在、本市では、施設の劣化状況の継続的な調査を実施しており、利用状況、施設の維持管理コスト、指定管理委託費等のソフト面の情報に関してもデータベースシステムを使用して管理しているところです。この後も把握項目を常に確認し、これらの情報を定期的に更新することで、施設の方向性を見直しに活用します。

＜予防保全に関する具体的な取組み＞

- ・ 建築基準法第12条及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条に基づく市内公共施設建築物等の定期点検（3年に1回）
- ・ 公共施設の予防的保全を目的とした自主点検（3か月に1回以上）
- ・ 短期的対応及び中長期的な改修に係るスキームの確立

図表 6-1 本市で実施している施設情報の一元化のイメージ図



3. 公共施設マネジメントを進めるための PDCA サイクルの確立

行財政改革を進めるためには、公共施設マネジメントの推進が重点項目であることから、毎年度着実に実行していくことが不可欠です。

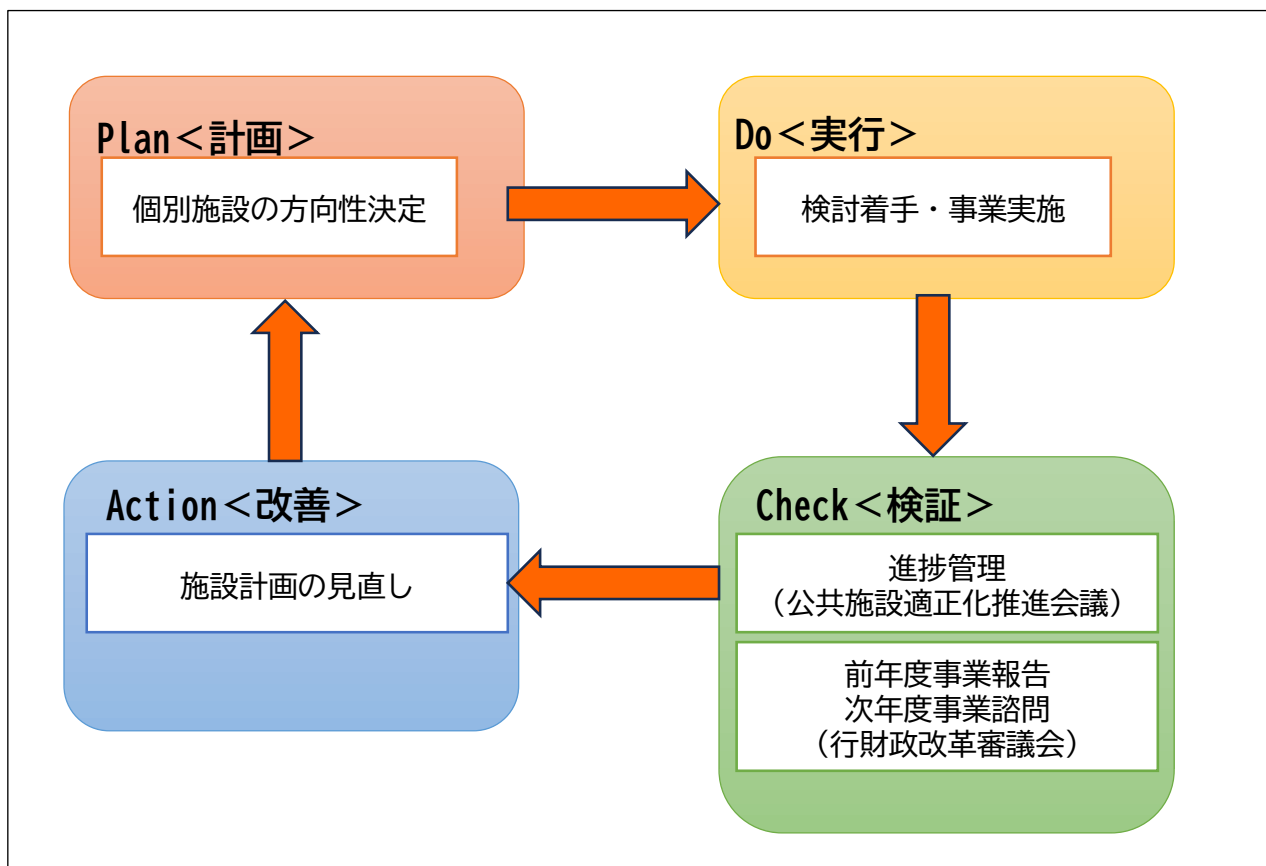
このため、毎年、実施計画において翌年度実施するマネジメントの取組を定め、行財政改革審議会に諮問することで、公共施設マネジメントの実効性を高める体制を確立します。

進捗管理については、毎年度継続的に施設データを更新するとともに、評価対象施設における統廃合事業の実施状況を公共施設適正化推進会議において検証し、その結果を行財政改革審議会に報告することとします。

加えて、計画期間の中間である令和 10 年度に実行計画の進捗状況を総括的に検証し、必要に応じて施設計画の改善・見直しを図り、第3期実行計画に反映するものとします。

なお、行財政改革審議会において、財政効果や地域経済に与える影響など専門的知見によるご意見をいただくことで、公共施設マネジメントの推進により地域や市民に悪影響を与えることのないように配慮します。

図表 6-2 PDCA サイクルのイメージ



学校施設に係る民間提案制度の見直しについて

1. 廃校となった学校施設の課題について

- 急激な少子化の進行により小中学校の統廃合が進んでいる中、将来の児童生徒数の推移を踏まえ、更なる適正配置の推進が求められている。
- このため、令和6年度に公共施設マネジメント計画実行計画の詳細計画として、「学校施設マネジメント実行計画」を策定することとした。
- 学校施設の適正化は、一方で廃校となる施設の増加に繋がり、民間提案制度の充実を図る必要がある。

市町村合併後廃校（予定を含む）となった施設の活用状況

施設名	廃校日	廃校後の状況
旧川治小中学校	平成22年4月1日	希望が丘公園
旧川俣小中学校	平成22年4月1日	川俣ふれあい広場 現在体育館を地元で活用
旧三依小学校	平成26年4月1日	未活用（更地）
旧栗山中学校	平成29年4月1日	敷地の一部及び体育館等を売却
旧野口小学校・体育館	令和2年4月1日	R2年度民間提案制度により施設全体を活用
旧所野小学校	令和2年4月1日	R4年度民間提案制度不採択（1者応募） 現在防災倉庫等で活用
旧小百小学校・体育館	令和4年4月1日	R4年度民間提案制度不採択（3者応募）
旧足尾中学校・体育館	令和4年4月1日	R4年度民間提案制度応募なし
旧栗山小中学校	令和5年4月1日	未定 現在体育館を地元で活用
旧清滝小学校・体育館	令和6年4月1日	未定
旧安良沢小学校・体育館	令和6年4月1日	未定
小来川小中学校・体育館	令和7年4月1日予定	未定
日光中学校・体育館	令和7年4月1日予定	未定



令和2年度以降、廃校になった施設については、民間提案制度による活用を原則としてきたが、利活用は旧野口小学校のみにとどまっていることから、現状の課題を整理し、新たなスキームを再構築し、施設の有効活用を進めていく必要がある。

2. 民間提案制度の課題

【条件不利地域における課題】

- ・人材確保の観点や収益につながりづらいなど、民間事業者にとってのメリットが薄く民間提案の応募もほぼ皆無な状況。

【施設面における課題】

- ・法令の基準を満たすための施設改修に多額の費用を要する場合があります、民間提案制度が初期投資費用の事業者負担を原則としていることから、事業者において採算が合わない可能性がある。
- ・大規模施設であり、維持管理費の負担が大きい。

【提案内容における課題】

- ・規模が大きいため、一部利用のみの提案にとどまることが多く、施設全体の利活用推進を図ることが困難。

条件不利地域や施設面での課題については、市の財政負担の検討など、直ちに解決が困難であることから、まずは、提案内容における課題の解消に向け、民間提案制度の見直しを進めたい。

※学校施設全体の有効活用に向けた民間提案スキームの見直し

3. 学校施設全体の有効活用に向けた民間提案制度の見直しについて

- 民間提案制度におけるこれまでの提案は、施設の一部利用にとどまることが多く、一つの事業者において、施設全体の有効活用は困難な状況。
- 施設の一部利用の提案を採択した場合、他の施設の活用可能性が減少してしまうことから、施設全体の有効活用を図る提案スキームの構築が必要。
- このため、一部利用を希望する事業者同士が連携し、共同企業体（JV）としての事業提案を促すよう民間提案制度の見直しを行う。

民間提案制度（公募型：ショートリスト）の応募方法を、事前受付と本申請の２段階で区分し、事前受付において事業者への意向調査を行い、意向調査後に利活用希望者同士が調整する機会を提供することで、施設全体の活用に向け、共同企業体（JV）としての提案を促す。

（意向調査）

活用希望の形態（施設全体活用、一部活用）、共同企業体（JV）形成に関する意向
意向調査結果の情報開示の是非について確認

⇒情報開示の同意を得た事業所のみへ意向調査結果を開示

- ・施設の全体活用に向け、事業所間の共同企業体（JV）形成に向けた調整を促す
- ・事業所間の連携強化により施設全体の有効活用を図る提案の企画を期待

4. 当面の取組について

一部の学校施設においては活用ニーズが高く、活用提案が複数あり、施設の老朽化が進む中、早急な対応が求められる。

このため、活用ニーズのある以下の3施設については、見直しの概要を議会へ説明したのち速やかに見直し後のスキームにより民間提案制度の募集を行いたい。

＜活用ニーズの高い学校施設＞ ※（ ）内の数字は、R6.9.1時点での活用希望者数
旧小百小学校（3）、旧安良沢小学校（7）、旧清滝小学校（6）

R 6. 9月	市議会報告
9月～11月	民間提案制度による募集開始（公募型：ショートリスト） 意向調査の実施、現地説明会、事前相談・質問等の受付
12月	申請書類及び提案書等の提出
R 7. 1月	民間提案審査会

※業務の進捗により、スケジュールは変更となる場合がある。

児童虐待の現状等について

令和 6 年 11 月 14 日日光市総合教育会議
健康福祉部 子ども家庭支援課

1 日光市の取り組み

当市は、平成 18 年に、子どもと家庭の総合相談窓口として「日光市家庭児童相談室」を設置しました。「家庭児童相談室」は、令和 3 年 4 月からは、要保護児童及び要支援児童等※への支援業務の強化を図るため「子ども家庭総合支援拠点」の機能を備え、専門的な相談対応を行うとともに、継続的なソーシャルワーク業務等の支援を実施していました。

令和 5 年 6 月の児童福祉法の改正により、令和 6 年 4 月 1 日から、これまでの「子育て世代包括支援センター」（母子保健）と「子ども家庭総合支援拠点」（児童福祉）が、その機能を維持したまま、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置が努力義務とされました。これにあわせて、当市においても「子育て世代包括支援センター」「子ども家庭総合支援拠点」の基本業務は維持しつつ両機能の連携強化を図るため、「日光市こども家庭センター」を設置しました。

さらに新規事業として、妊娠届けから妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援を要する子ども・妊産婦等へ支援策を記載した「サポートプラン」を作成し、本人に交付する業務にも取り組んでいます。

また、要保護児童対策地域協議会（地域における児童虐待防止のネットワーク）を設置し、子育て支援にかかわる多様な関係機関を構成機関に加え、個人情報の取り扱いに係る所要の措置を講じたうえで連携強化を図り、一貫した支援を行う体制を構築しています。

- ※ 要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）
- 要支援児童（保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童）
- 特定妊婦（出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦）

官民協働による業務体制

児童相談業務の一部と支援サービス事業を、NP0 法人だいじょうぶに委託し、市とNP0 が一体となった家庭児童相談室の運営と相談・援助業務を実施しています。また、執務時間以外の相談体制としても、NP0 に委託し 24 時間 365 日の電話相談等も実施しています。

官民協働によるメリット

同一の相談室内で相談業務に従事することで、共有の情報と共通認識をもって、相談から具体的な支援まで一貫して行うことができます。また、いわゆる「制度のはざま」にいる行政で対応しにくいケースや支援内容については、NP0 の自主事業を利用し問題解決にあたることができます。

通告からの実際の対応

● 通告の義務

- ・すべての国民には、「虐待かもしれない」と思った時に通告する義務があります。虐待を発見しやすい職にある方には、虐待を早期に発見する努力が、法律で義務付けられています。（児童福

祉法・児童虐待防止法)

- ・虐待に関する通告を行っても、守秘義務違反の責任には問われません。また、通告した結果、虐待ではなかったとしても、責任を問われることはありません。
- ・通告者の秘密は守られます。

●児童相談所、または家庭児童相談室に虐待通告が入った場合

- ・子どもの安否確認を最優先に行います。(原則４８時間以内)
- ・緊急受理会議を開催し、初期対応の方針を決定します。
- ・家庭に関わる情報収集を行います。(保育園、学校、保健師、その他関係機関などから)
- ・生命の危険がある場合、緊急介入し、県（児童相談所）が子どもの一時保護を行います。
- ・家庭への支援で虐待状況の解消が可能な場合には、支援サービスの導入や、相談員、保健師等で子どもと家庭の支援を行っていきます。
- ・必要に応じて、支援方針の決定や役割分担等のため、関係者間を集めた個別ケース会議を開催します。

２ 日光市家庭児童相談室における相談・対応件数

①相談実績：相談内容別延相談対応件数

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その他	計
	虐待	その他				性格行動	不登校	適性	しつけ		
R5	5,684	14,368	18	144	5	31	175	0	6	13	20,444
R4	4,821	17,598	55	107	64	79	235	0	0	5	22,964
R3	4,363	12,410	101	89	47	105	302	1	27	11	17,456

②新規受理件数：相談内容別件数

	養護相談		保健 相談	障害 相談	非行 相談	育成相談				その他	計
	虐待	その他				性格行動	不登校	適性	しつけ		
R5	109	188	1	8	0	2	8	0	1	0	317
R4	115	170	2	4	1	3	8	0	0	1	304
R3	95	181	2	3	3	7	11	1	3	0	306

③新規受理件数：児童虐待件数内訳

	身体的	ネグレクト	心理的	性的	合 計
R5	39	18	50	1	109
R4	33	27	52	3	115
R3	36	14	45	0	95

児童虐待とは？

「児童虐待」とは、保護者（児童を監護している親権者又は未成年後見人等）がその監護する児童（18歳未満）について行う、次に掲げるような行為をいいます。（児童虐待防止法第2条）

身体的虐待

子どもの体に傷やあざなどが生じる（生じる恐れがある）ような暴行を加えること

- 殴る・蹴るなどの暴力
- タバコの火を押し付ける
- 乳児を強く揺さぶる
- 首を絞める
- 冬に戸外に閉め出す など

ネグレクト

子どもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置、その他保護者としての監護を怠ること

- 食事を与えない ●入浴させない
- 病気でも病院に連れて行かない
- 学校に行かせない
- 子どもを残したびたび外出する
- 虫歯の治療をしない など

性的虐待

子どもにわいせつな行為をすることまたは子どもにわいせつな行為をさせること

- 子どもへの性交、性的暴力
- 性的行為の強要・教唆
- ポルノ写真の被写体にする
- ポルノビデオ等を見せる
- 性器や性交を見せる など

心理的虐待

ひどい暴言や無視、配偶者への暴力を見せるなど、子どもに著しい心理的外傷を与えるような言動

- 言葉による脅かし
- 無視する、否定的態度をとる
- 自尊心を傷つける言動をする
- ほかの兄弟と差別する
- 夫婦間の暴力(DV)を見せる など

※ しつけとしての体罰も、令和2年4月から、虐待として禁止されています。

若者の負担軽減と少子高齢化対策（定住施策）を目的とした
返還を要しない形の奨学金の必要性について

1 提案の趣旨

日光市の将来を担う若者の奨学金償還の負担軽減を図ることで、進学による将来への選択肢を広げるとともに、併せて少子高齢化対策（定住施策）としての条件を付すことで、就職で日光市を離れる若者の減少と、U ターン就職を増加させることを目的とした返還を要しない形の奨学金が必要と考える。

返還を要しない形の奨学金の必要性については、定住施策等の視点からも全体的、総合的に市長部局と協議すべきと考え議題として提出するもの。

2 経緯

- ・6/17 に開催された「令和 6 年度第 1 回日光市総合教育会議」において、速水委員から、『その他の事項』として、全額免除を視野に入れた免除制度の拡充の必要性について発言があり、学校教育課から『必要性は認識しており、検討していく』と回答した。
- ・8/20 に開催された「第 9 回教育委員会会議」において、他の委員からも、少子化・定住対策の観点や予算の問題もあるため、教育委員会内だけの議論ではなく、総合教育会議へ付議してはどうかとの提案があった。
- ・10/18 に開催された「第 11 回教育委員会会議」において、総合教育会議へ諮るべき議題として、詳細な内容について協議を行った。

3 教育委員の総括意見

- ・「給付型」「貸付型」の名称はいずれにしても、返済が生じない形（全額免除）が望ましい。
- ・主な目的としては、「定住」と「生活困窮者の救済」である。
- ・制度設計や財政的な課題は多いと認識しているが、市全体として検討を進めて欲しい。

【参考 1】

日光市総合教育会議設置要綱

(設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）

第 1 条の 4 第 1 項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

(1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。

(2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。

(3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

(構成員)

第 3 条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

(招集)

第 4 条 総合教育会議は、市長が招集する。

2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

(意見聴取)

第 5 条 総合教育会議は、第 2 条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

（調整結果の尊重）

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

（事務局）

第9条 総合教育会議の事務局は、企画総務部総合政策課に置く。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

【参考 2】

日光市総合教育会議運営要領

(目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年6月及び11月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

(招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

(会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

(議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
 - (2) 出席者の職及び氏名
 - (3) 議題及び議事の要旨
 - (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項
- 2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。
- 3 法第1条の4第6項ただし書による場合であつて、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると認められる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。
- 4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めたときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めたときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

- 2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

【参考3】

日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者

- (8) その他会議を妨害することを疑うに足る顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。